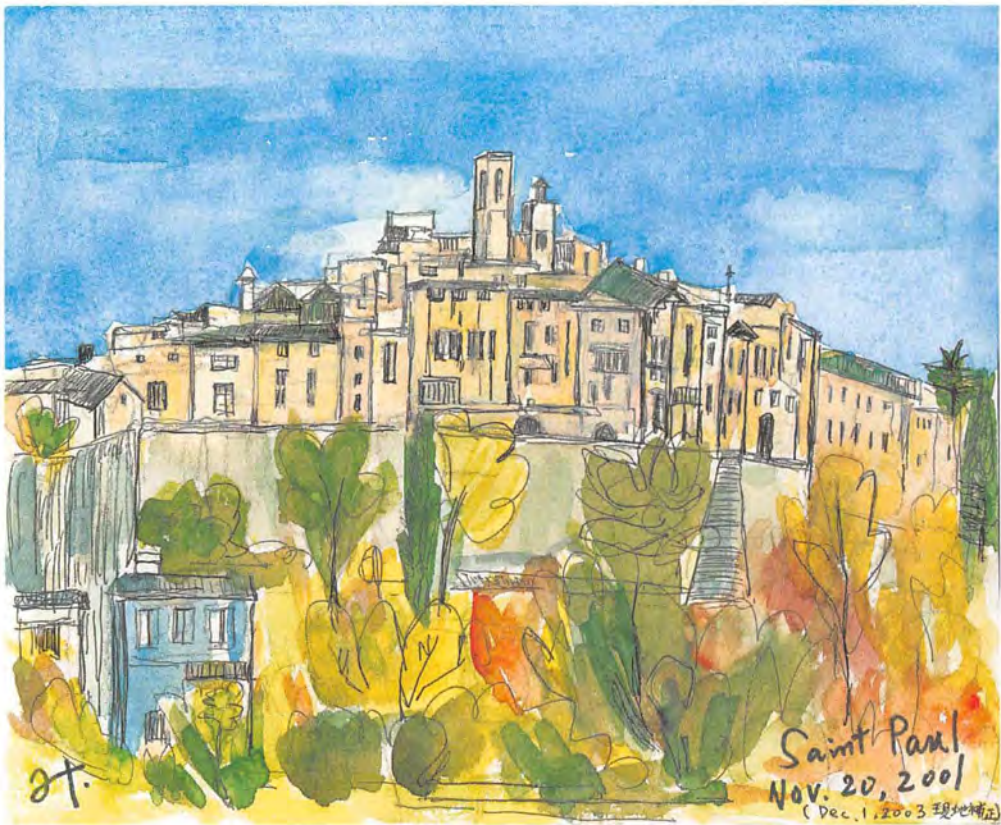


# 歴史と未来



第27号／2006

中嶋ゼミの会

<表紙> 晩秋のサン・ポール「砦の街」(フランス)

コート・ダジュールの中心都市ニースとその周辺に私がかかなり詳しいのは、生涯の友人とも言えるフランスの中国学者クロード・カダール夫妻がプロヴァンスの山中に別荘をもって、私がよくそこに彼らを訪ねるからである。もう一つの理由は、よく知られているように、ニースとその近郊には素晴らしい美術館が多いからでもある。ピカソ美術館、マチス美術館、シャガール美術館、それにルノアールのアトリエと庭園も欠かせない見所だ。しかし、これこそが本当のモダンであり、本物の現代美術館だと推奨したいのは、ニースから北へ車で小一時間のサン・ポール (Saint Paul) にあるマージ財団 (Fondation Maeght) 美術館である。

美しい松林の屋外にはミロやジャコメッティの彫刻がさりげなく並べられていて、右側の小さなチャペルには、私が大好きなブラックの作品としては珍しい、青紫色のステンドグラスが嵌め込まれている。レジェやボナールの作品も多いが、前々回の訪問時にはカンデンスキーの特別展に出合わせて幸運だった。

いつも静かに心を充たされて坂を下ったところの小道から眺めるサン・ポールの砦のような街並みの風景がまたなんとも言えない。隣のヴァンス (Vence) の街と同様に、サラセン人の襲撃に備えて造った「鷲の巣村」だとも言われているが、このスケッチは二年後の初冬に現地でもう一度手を加えた想い出深い一枚である。

# 歴史と未来

第 27 号

2006 年 12 月

セイ	特集：民主主義のコスト	巻頭言
<p>「油上の楼閣」のロシア</p> <p>——靖国参拜の場合</p> <p>民主主義、国益、国際責任</p>	<p>欧州（ヨーロッパにおける民主主義の課題）</p> <p>ロシア（プーチン大統領の強権政治）</p> <p>中国（香港の社会経済構造の変化と民主化 …中間層と普通選挙要求）</p> <p>台湾（未だ道半ばの台湾の民主化）</p> <p>韓国（現代韓国と『民主主義のコスト』 …金泳三元大統領との対話から）</p> <p>中東（民主化のコスト——中東の事例）</p> <p>アフリカ（アフリカにおける民主主義の コスト——ナイジェリアの事例を中心に）</p>	<p>なぜいま国際教養大学なのか</p> <p>——『歴史と未来』第二十七号刊行にあたって——</p>
<p>名越健郎 77</p> <p>濱口・クレナー牧子 75</p>	<p>望月克哉 66</p> <p>金沢浩明 57</p> <p>小針進 49</p> <p>澁谷司 42</p> <p>曾根康雄 28</p> <p>河原地英武 21</p> <p>坂井一成 7</p>	<p>中嶋嶺雄 4</p>

自著書評	国際教養大学(AIU)の挑戦	追悼 関寛植博士	博士論文 ダイジェスト	研究論文	エッセイ
青春の道標	『中国激流 一三億のゆくえ』 「最終講義」のその後	関寛植博士を偲んで ある知日派の死	清末官僚の対外認識 — その地理概念について 台中結婚・中国人配偶者の中華 アイデンティティについての調査報告	「伝統」の概念をめぐる — 人間国宝の事例から	歴史は繰り返さないが、似た事例は起きる — 日中関係のデジャ・ビュール 安濃津県と呼ばれていた三重県
中嶋嶺雄	興梠一郎	金光子 <small>編訳</small>	謝億榮	有澤知乃	伴武澄
147	145	129	116	87	84
	山崎直也	中嶋嶺雄	大久保一成	濱本良一	79
	勝又美智雄	127			

# なぜいま国際教養大学なのか

『歴史と未来』第二七号刊行にあたって

中嶋 嶺 雄

私の東京外国語大学退官という事情もあって、本誌第二六号が出てから、すでに三年半の歳月が過ぎていく。その号には、「国際社会の変動と大学」と題する東京外国語大学での私の最終講義も載せて頂いているが、この間には私自身にも思いがけない変化があり、現在私は、二〇〇四年四月に秋田県に開学した公立大学法人国際教養大学 (Akita International University, AIU) の理事長・学長として、全く新しい大学の運営と教育に携わっている。

昨夜は秋田の伝統的な夏祭りである「竿燈祭」が始まり、市の目抜き通りに二百数十本の竿燈が立ち並ぶ光と音の壮大な饗宴となった。AIUの学生たちも加わっているのので、私も法被姿で隊列を先導した。『秋田魁(さきがけ)新報』が大きく取り上げていたけれど、AIU

の竿燈にはスウェーデンやドイツなどからの留学生やアメリカ人の教授も加わっていて国際色が豊かであり、また竿燈を見て帰国するモンゴル、台湾、アメリカ、カナダなどの留学生は、涙ながらに私の手を握って別れを惜しんでいた。

人生とはまことにわからないもので、私があのまま東京外国語大学の学長を続けていたとしたら、このような感激も人生の新しい挑戦での苦勞や喜びも体験できなかったであろう。

二一世紀はまさにグローバル化の時代であり、それを避けて過ごすことはできない。国境がますます低くなり (borderless)、ITの発達によって世界が同時に進行する (simultaneous) 新しい時代の到来だといえよう。

だからこそまた私たちにとっては、日本人としてのアイデンティティーが探求されなければならないのだ。

しかし、日本の大学は、その数が現在、四年制大学だけで七二三校にもぼっているにもかかわらず、こうしたグローバル化の時代に真に対応できる組織や教育プログラムを十分そなえているとは到底言えない。これでは、二一世紀の高度な知的基盤社会 (highly knowledge based society) に生きる人材をわが国で育成することはきわめて困難である。そのようなグローバル化の時代を日本が積極的にリードしていくためにも、国際社会で十分に活躍できる人材が是非必要であり、多くの日本国民にとっても、グローバル化に対応する高等教育を受けることがきわめて重要だと私は従来から考えていた。理系・文系いずれを選ぶにせよ、これからの時代には外国語、とくに英語によるコミュニケーションがますます重要になることは疑いなく、さらに母語と英語に加えて出来ればアジアの言語も学ぶといった「三言語主義」を私は唱道している。

国際教養大学は、このような時代の要請に応えるべく、これからのグローバル化の時代に挑戦する大学として構想し、全くの白紙に線を引くようにして開設された。秋田県の寺田典城知事をはじめ、多くの方々のご支援や助言も大変有益であった。

「授業はすべて英語で」「一学年定員一〇〇名(二〇

〇六年度からは二三〇名)の少数精鋭で、新入生は全員が寮生活」「TOEFL (PBT) 五五〇点以上での一年間約三〇単位取得を目指す海外留学が義務」「全世界に公募した優秀な教員は大半(約六〇パーセント)が外国人」「アジア地域のみならず欧米からの留学生も多いキャンパスは常に異文化空間」「図書館は二四時間オープン」「教職員は三年の任期制と評価による年俸制」など、これまでの大学にはなかった様々な特徴を打ち出したの開学であった。

この大学の基本的な性格は、「国際教養」という新しいコンセプトを大学名に掲げたことにも示されているように(わが国の国公立大学はすべて地名や地域名を大学名に冠している)、教養教育 (Liberal Arts Education) を重視した、しかも実学的な大学であることである。一九九一年の大学設置基準の大綱化以来、学部教育(学士課程)から教養教育が消え去り、十分な知識も身につけずに初めから専門教育の小部屋に閉じ込められてしまっている弊害をなくすために、一年間の留学経験も含めて学生が広く深く学び、主体的に自己発見できるようなカリキュラムづくりに努めてきた。学生は入学直後のTOEFLによる能力別クラス編成でEAP (English for Academic Purpose, EAP) の英語集中プログラムに身を置き、次の基盤教育の段階では、本物の教養教育の一環として、国際的ヴァイオリニストの渡辺玲子さ

ん(特任助教)に「芸術・芸術論(音楽と演奏)」を学ぶこともできるといった授業編成になっていて、私自身も「グローバル・スタディーズ概論」と「東アジア研究概論」を講義している。

こうした構想で立ち上げた大学であったが、当初は果して優秀な教職員が集まるだろうか、学生が来るだろうか、といった懸念が当然一部にはあったようである。しかし教員を全世界に向けて公募したところ、第一期一五名の枠になんと五七一名の応募があった。受験生は大学入試センターを開学初年度は使えないこともあって、後期日程は四五・二倍という大変な競争率で、全国すべての都道府県から受験生が押しかけた。現在は三年目であるが平均倍率は一般選抜入試で約一五倍、推薦入試でも五倍強の競争率で、全国から優秀な学生が入学している。主要予備校の入試難易度データでは公立大学のトップ、国立大学と比べても文系では北海道大学や東北大学を凌いで京都大学や一橋大学とほぼ並んでおり、地方の新設大学では起こり得ない奇跡だと受験専門家は驚いている。

国際教養大学のもう一つの特徴は、TOEFL六〇〇点以上を採用条件にしている大学職員がきわめて優秀なことであり、大学の意思決定にも加わる彼らの熱意が大学運営に大いに役立っている。

もとより、まだ卒業生も出していない段階で大学の評価は不可能であり、国際教養大学の試練はまだまだこれ

からだと言えようが、モチベーションが高く本当によく勉強する学生諸君の成長とともに、この大学は、日本と世界の高等教育のあり方を変えるパイオニア的役割を担うものと確信している。最近では早稲田大学、富山国際大学、上智大学などのように「国際教養」を学部名とする大学も増えつつあり、また国際教養大学と国際基督教大学(ICU)、立命館アジア太平洋大学(APU)、早稲田大学などとの「国際教養」を機軸にした連携も始まっている。

広大な秋田杉の森に囲まれ、学長室から一分も歩くと春には美しい水芭蕉の群生が見られる国際教養大学は、羽田空港との間に一日八便を有する秋田空港から車で五分といった便利な環境にある。国際会議の出席者や留学生は秋田―関西空港便や秋田―ソウル便を利用して世界につながっていて、この点では地方の時代の本格的な開幕をも告げていると言えよう。

中嶋ゼミの会の会員をはじめ本誌の読者の皆様には、是非来学していただき、授業やキャンパスの雰囲気を見学していただければと願っている。



## ヨーロッパにおける民主主義の課題

坂井 一成

(神戸大学)

### 一、問い直される民主主義

民主主義 (democracy) は、ヨーロッパにおいて生まれ育まれてきた概念である。語源的な点では、ギリシャ語のデモス (demos：人民) にクラティア (kratia：権力・支配) をあわせたデモクラティア (demokratia) がそうである。きわめて長い歴史を有するこの概念は、古代ギリシャにおいては、アテナイなどの各ポリスで政治制度としての導入が図られた。しかし一方で、この制度は無責任な人民が無統制に統治に関わるために、政治体としての統制力に欠ける衆愚政治であると批判の対象とされるようになる。二〇世紀初めであれば、『大衆の反逆』(一九三〇年) を著してそうした危険を指摘したスペインのオルテガなどの論者を挙げることができるだ

ろう。

「国際関係」(International Relations) が「誕生」したとされる一六四八年のウェストファリア条約以降の国際関係史を、やや乱暴ながらマクロな枠組みで捉えてみると、①主権国家が登場して主権国家間の関係という国際関係がヨーロッパ社会を規定することとなったウェストファリア体制期、②フランス革命を経て国民(nation) 概念が登場し、国民国家というスタイルが国家には求められるようになる一九世紀のウィーン体制期、③戦争が君主の戦争から国民の戦争に変容した第一次世界大戦・第二次世界大戦を含む二〇世紀前半、④世界が二つのイデオロギーに分断され、その世界構造自体が平和とは言えないまでも秩序を生み出していた冷戦期、⑤冷戦構造が崩壊し、新たな秩序を模索している冷戦後、

という整理が可能であろう。

この過程で民主主義は、これを人民の政治参加を軸に考えるならば、これは②期に当たるが、政治に参加する主体として人民が政治の表舞台に登場してきたことを契機に、選挙制度の面で身分制の廃止や男女同権など、欧米諸地域を中心に徐々に進展・浸透して行くこととなる。<sup>③</sup>

④期の冷戦時代においては、ソ連の支配下の東側世界では、共産党による一党独裁の下で、政治指導者の選出にあたり人民が自由意思に基づいた政治的意見表明を行うことが不可能という状況で、非民主的な政治体制が営まれていた。一方、アメリカを盟主とした西側世界では、複数政党制を担保した普通選挙に基づく政治体制であり、自由な意見表明を公の場で戦わすことが可能で、差別なく参加を認められた人民の自由意思によって政権交代が可能となるという意味で、民主主義は普及し、政治運営において機能するようになっていった。

⑤期の冷戦終結後、東側の共産主義陣営は崩壊し、形の上では自由主義・民主主義の陣営である西側が勝利した。冷戦後の新たな国際秩序においては、少なくともヨーロッパにおいては民主主義の果たす重要性認識は以前にも増して強まっており、国内政治の民主化はもちろん、国際政治の民主的運営についてもその強化を求める志向は強い。

しかし、そうしたヨーロッパにあっても、今日、まさ

にその民主主義は多くの問題に直面している。

そもそも民主主義には何が必要なのであるうか。ここではロバート・ダールの議論に従って確認しておこう。ダールによれば、民主主義を満たすためには最低五つの規程が必要であるとす。すなわち、

- ① 実質的な参加
- ② 平等な投票
- ③ 政策とそれに代わる案を理解する可能性
- ④ アジェンダ設定への全面的関与
- ⑤ 全成人の包括的参画

の五点である。<sup>⑤</sup> 本稿では、紙幅の関係上、民主主義の定義をめぐる議論には踏み込まないが、さし当たりはこのダールの議論を念頭に、以下、今日ヨーロッパで起きている民主主義の危機をうかがわせる事例を検討していきたい。

## 二、欧州連合における「民主主義の赤字」

EC（欧州共同体）からの発展的改組を行い、一九九三年一月にEU（欧州連合）は発足した。加盟国が次第に増加し、統合も深化し、それに伴ってブリュッセルにあるEUの中枢組織は大きくなり、意思決定プロセス

も市民からは分かりにくいものとなっていた。

EC時代を含め、EUには意思決定をどこで誰がするのか分かりにくく、またEUの閣僚的な位置付けの欧州委員会委員の人事が、加盟国政府間の駆け引きの中で行われ、市民が関与していないということが強く批判されてきた。こうした民意がEUの運営にきちんと反映されていないという点は、「民主主義の赤字」(democratic deficit) という批判を生んだ。不透明な人事で選ばれた欧州委員の下、エリート然としたブリュッセルのEU官僚による、市民の視線を欠いた政策運営がなされているという批判である。

EUとしては、EUの議会である欧州議会(European Parliament)の議員を、一九七九年以降は加盟国市民による直接普通選挙で選ぶ方式を導入し、さらにマーストリヒト条約(一九九三年発効)で地域委員会(Committee of the Regions)と欧州経済社会委員会(European Economic and Social Committee)を創設し、各々地方自治体、企業経営者・労働者の意見表明のための諮問機関としての機能を持たせ、幅広くまたより身近な生活の場からEU市民の声を収集し、それらをEUとしての政策立案・執行に活かす工夫が施されてきた。

しかし、地域委員会と欧州経済社会委員会はいくまで諮問機関の域にとどまっており、EUにおける直接的な

権力行使という点と難しい。欧州議会は、EUの政策の企画立案をする欧州委員会(European Commission)と、決定機関の位置付けを持つ閣僚理事会(Council of Ministers)と並ぶ主要機関として、その意思決定において大きな権限を有するようになってきたが、欧州委員会と閣僚理事会という二つの機関(この二つの構成員は民主的な選挙によって欧州市民から選出されたものではない)の強大な力には及ばない。

EUとしての意思決定を、いかにして欧州市民に身近なものとするか、透明性を高めてそのプロセスに市民一人ひとりが高い関心を寄せられるものとするか、大きな課題が残されており、この点を改善しない限り、ブリュッセルに加盟国政府から送り込まれる一部の政治家とエリート然たるEU官僚が排他的に政策を決定し施行する、というイメージは払拭されず、「民主主義の赤字」への不満がヨーロッパ市民の意識の中でくすぶり続けることになる。

### 三、欧州憲法を拒否したオランダとフランス

「民主主義の赤字」への不満がもたらすヨーロッパ市民の「反乱」は、EUとしての基本条約の批准をめぐる国民投票の場面などでしばしば前景化してきた。ECからEUへの改組・発展を実現したマーストリヒト条約の

際には、デンマーク国民がこれを否決（一九九二年六月）した。二〇〇一年六月には、アイルランド国民がニース条約にノーを突きつけた。

そしてマーストリヒト条約、アムステルダム条約（一九九九年発効）、ニース条約（二〇〇三年発効）と条約改訂が積み重ねられてきたEUの基本条約は、ヨーロッパ市民の民意を取り入れるなど、最新の基本条約であるニース条約の問題点を見直し、一層の統合の深化を目指すEUの「憲法」として編み直され（二〇〇四年一月二九日調印）、加盟国の批准作業が開始された。ところが二〇〇五年五月二九日と続く六月一日、フランスとオランダで行われたこの「欧州憲法」の批准を問う国民投票で、両国国民ともにこれを否決してしまった。両国ともに、EUの原点である欧州石炭鉄鋼共同体（ECS）の原加盟国であり、フランスはドイツとともにこれまでの欧州統合を先頭に立って牽引してきた域内大国であり、オランダもマーストリヒト条約の取りまとめを成し遂げた当時の議長国で、どちらも欧州統合の行く末に大きな波紋を投げかけた。その影響の大きさは、国民投票にかけることを決めた当初は、両国ともに否決されることは想定外であったこともあり、上述のデンマークやアイルランドの否決の際のそれよりもはるかに深刻であった。事実、マーストリヒト条約のときのデンマークも、ニース条約のときのアイルランドでも、調整を経て再投票が

行われ、いずれも可決された。しかし、欧州憲法条約は、仏蘭西国の否決を受けて、「死に体」となってしまった。なぜフランスとオランダの国民は欧州憲法を拒んだのだろうか。欧州委員会の世論調査「ユーロバロメーター」の調査によれば、フランスでの反対理由としては、

- ①雇用状況に悪影響がある／企業の国外移転／雇用を失う（三一％）
  - ②フランスの経済状況が悪すぎる／失業者が多すぎる（二六％）
  - ③欧州憲法案は経済面でリベラルすぎる（一九％）
  - ④大統領に対する反対／政府に対する反対／特定の政党への反対（一八％）
  - ⑤社会的ヨーロッパが不十分（一六％）
- などが挙げられている。<sup>③</sup>  
一方オランダでは、

- ①情報の欠如（三二％）
- ②国家主権の喪失（一九％）
- ③政府に対する反対／特定の政党への反対（一四％）
- ④ヨーロッパ統合のコストが高くつきすぎる（一三％）
- ⑤ヨーロッパ反対／ヨーロッパ建設反対／ヨーロッパ統合反対（八％）

などとなっている。<sup>⑩</sup>

こうして見ると、フランスでは経済状況の悪化と失業不安への懸念が大きいのにに対し、オランダでは市民に欧州憲法についての情報が十分に伝わっていないという点が最も大きい要因となっている。<sup>⑪</sup>

また、フランスでは、二〇〇六年に行われた調査によると、欧州憲法を策定すること自体への反対は少数（一二％）で、否決された欧州憲法案をゼロから見直す（三九％）と、その修正を検討する（三五％）を合わせて七四％が欧州憲法の策定には賛成している。これらのことから端的に言えば、フランスにしてもオランダにしても、やはり民意が「案」に十分反映されていなかったこと、市民とEU中枢部との間の対話が不十分であったことに、二〇〇五年の否決の原因の根を指摘できるだろう。

#### 四、「対テロ戦争」とヨーロッパ政治—— マドリードとロンドンでのテロ事件から

二〇〇四年三月一日にマドリードで起こった列車爆発テロと、二〇〇五年七月七日のロンドンでの同時多発テロは、ヨーロッパの民主主義の課題という点でどのような意味を持っているだろうか。

マドリードのテロは、市中心部の三つの駅で同時刻に列車爆破が発生した。一九二人という多数の犠牲者を出

したこの惨劇は、アルカイダ系のイスラム過激派の犯行とされ、アメリカの二〇〇一年「九・一一」同時多発テロの延長線上にあると見られている。スペインは、当時のアスナール政権が米英によるイラク攻撃を支持して派兵も行い、また二〇〇三年三月二〇日のイラク攻撃開始の直前一六日にはアゾレス諸島で米英スペイン首脳会議を開き、その密着ぶりを示す外交を進めていた。しかしテロの直後、二〇〇四年三月一四日に行われた総選挙では、人気の高かったアスナール首相率いる与党は敗北を喫し、イラク戦争反対を訴えた社会労働党が勝利し政権交代となった。サバテロ新首相は、直ちにイラクからの撤兵を打ち出し実行した。

ロンドンでのテロは、イギリスが議長としてグレンイーグルズでのG8サミットが開かれる中で発生であった。ブレア首相はサミットを一時中断して早急に事後対応を行い、五四人の犠牲者を出したこの暴挙に対してG8は反テロの共同声明を発した。サミット開催時という最大級の警戒体制が敷かれている中でこうしたテロが起きたということは、テロという犯罪行為への対応の難しさという治安上の技術的な課題を示したこともあるが、一般市民までも巻き込むというその手口は、アメリカの九・一一とのつながりを想起せずにはおかない。<sup>⑫</sup>

テロ自体は、ヨーロッパは九・一一よりもずっと前からたびたび経験してきた。しかし、その事件の背後にア

ルカイダなどイスラム過激派の国際テロ組織の影が見え隠れするのは新しい事態であり、ヨーロッパ社会の安全を著しく揺さぶっていると云える。グローバリゼーションの進展と、ヨーロッパ統合もたらす域内国境の壁が低くなることで、国際テロ集団をも含む人の流れを押しとどめることが困難になり、ヨーロッパの民主主義社会が外部からの脅威に晒されるようになった。しかし、そうしたやや表層的な見方にとどまらず、もう少し突っ込んで考察を加えてみると、ヨーロッパにおける民主主義が、より有効に機能していれば、こうしたテロという不安全の要素が立ち現れるのを退けることが可能なのではないだろうか。

つまり、テロが発生する要因として、異文化間の理解不足や誤解、文化摩擦、抑圧に対する反動というところに着目するのであれば、そうした文化の壁を越えた対話や相互理解の努力が欠けている、異文化の排除が行われている、しかも抑圧的と理解され得る（少なくとも「排除された側」からは）ような手法での排除が行われている、という点を省みることが重要になる。そしてそれが、ヨーロッパ（とりわけ西欧）という民主主義が根付いているはずの世界での出来事である以上、その民主主義の現状についても批判的な検討が必要なのではないか、ということである。九・一一にしても、マドリッドやロンドンのテロにしても、ハンチントン「文明の衝突」が

論じるように単に「欧米対イスラム」という構図で理解することは、確かに分かりやすいし一面で真実をついてはいいが、この本質に目が行き届いていないと思われる。

テロが発生している「場」である、ヨーロッパの政治社会を蝕んでいる病理をきちんと検討することが欠かせない。テロには目的がある。ヨーロッパをその舞台に選んだ以上、ヨーロッパという「場」が意味を持っているはずである。だから、その目的を明確に析出し、なぜヨーロッパで発生したのかを明らかにすることは、ヨーロッパ政治やヨーロッパ国際関係、さらには世界の中のヨーロッパを考える上で、重要なヒントを与えるものである<sup>(16)</sup>。最後の節で検討するが、ポイントとなるのは、現代ヨーロッパの政治社会において、民主主義に欠かせない「討議」と「共生」、そして「参加」という概念と、それらの制度化に不備があるのではないかということである。加うるに、「対テロ戦争」という名目だけが一人歩きし、皮肉なことに「対テロ戦争」を遂行すること自体が「テロ」と呼び得るような、強引でしばしば恐怖さえ撒き散らす武力行使が横行するようになっていく。九・一一は確かにアメリカにとっては未曾有の惨劇であり、テロを行った集団に対する復讐にも似た軍事行動を是とする政策方針を打ち立て、実行に移すことも心情的には理解できる。しかし対立が新たな対立を生むことは自明で

あり、特に「正規軍」を持たない行為主体にとっては、テロという攻撃手法をとることは、戦術として自然な帰結であろう。この「対テロ戦争」にヨーロッパ（の一部の国）が加担することは、「敵」と目される人々からは、「対テロ戦争」という名の下の国際テロの実行」に加担していると理解されても無理はないところがある。

民主主義は物理的「強制力」による社会の運営を前提とはしていない。それは警察が実力行使に出ることは法律によって厳格に規制されていることが示すように、国内社会においてそうであるし、「警察」の存在しない国際社会においても同様である。国際法に従うなら、国連安保理が認めない武力行使は合法的とは見なされない。二〇〇三年のイラク戦争はまさにそうであったわけであり、フセイン統治下のイラクにおける大量破壊兵器の存在と差し迫った危機という虚構の暴かれた今日、あの武力行使をどのように正当化できるのだろうか。あの武力行使こそ、民主主義をグローバルに破壊する「テロ」であったとの認識は当のアメリカやイギリス、スペイン国民に広く行きわたっているし、マドリードやロンドンでテロを実行した集団にはそうした認識がかなり根深いのではないだろうか。

## 五、民主主義から漏れ落ちる個人 —— 二〇〇五年秋、フランスでの暴動から

二〇〇五年秋は、フランスの各地で若者を中心とする暴動が発生した。きっかけは一月二十七日、パリ郊外の街で警察に追われていると思ひこんだアフリカ系少年二人が変電所に逃げ込み感電死した事件で、ここでの警察の対応をめぐって現地で若者集団と警察との衝突が起き、次第に自動車の放火騒ぎなどへとエスカレートした。若者がアフリカ系の移民の子であったことから、移民のフランス社会への同化・統合の是非をめぐる議論と、都市郊外に居住する貧しい移民層とその子弟の高失業率問題、並びにこうした地区での治安問題への対処を含め、騒ぎは全国に波及した。

騒ぎを大きくした要因の一つに、警察・治安を所管するサルコジ内相が都市郊外の暴力事件を起こしている若者を「ゴロツキ (creafile)」となじり、それを政府として「一掃する」との強硬姿勢を鮮明に打ち出したことで、対立の構図が一層強くなったことがある。内相と若者たち（及びその保護者）との対立はドビルパン首相が間に入って取りもち、一方で夜間の自動車放火などの暴動に対しては、本土九六県のうちパリを含む二五県に発令した非常事態法を適用する（一月九日）などの対策を講じ、事態は収束に向かった。しかしながらこの事件は、

フランス社会が抱える移民をめぐる文化的・経済的そして政治的問題の根深さを浮かび上がらせることになった。さらには、ギリシャのカラマンリス首相が述べるように、この問題は非ヨーロッパ文化圏からの大量の移民が入ってきているEUにとっての課題と受け取る必要がある、EUとしての共通移民政策を整備し、文化の多様性を保持する中でとの彼らとの共生に向けた対策を行う必要があることを、ヨーロッパ社会に突きつけたとも言えるだろう。

都市郊外に集住する貧しい移民とその子弟の存在、そして彼らが文化的・経済的困難に包囲されている状況を「フランス流のアパルトヘイト」と言い表し、「統合されたフランス（いわゆるフランス人）」と、ゲッター化されたフランス（移民）との断絶をさらに広げてしまいうリスクを負う」として、この国の無策を非難する議論がある。<sup>⑧</sup>「フランス」に統合されない移民は、ますますマジョリティのフランスからは遠ざけられ、都市郊外というゲッターに隔離され、「フランス」の政治的・社会的・経済的営みからあぶれた存在として見捨てられていく。行き着くところは、国から「ゴロツキ」と糾弾されて警察に拘束されていく。こうした構造も、フランスという国が抱える政治的・社会的病理なのではないだろうか。フランスは、フランス革命という市民革命を経て構築された共和国である。民主主義国家である。ではこの民主主義

国家のどういふ点に問題があるのだろうか。

都市郊外のアフリカ系（主にイスラム系）の移民子弟は、移民系でないフランス人と同じく、個人としてフランス共和国の構成員として社会に参画し、受け入れられていく。フランスでは国家・国民を構築する社会契約の主体はあくまで個人であり、個人が所属する文化共同体は想定されない（共同体を前面に出すやり方は、「一にして不可分の共和国」という憲法にも定められた規定に抵触するとして、法的にも退けられてきた）。暴動を起こした中にいる多くの移民系の若者たちも、あくまで個人としての社会参加が要請されており、それを拒む場合はフランス社会からはこぼれ落ちてゆくことになる。

先にも示した「全成人の包括的参画」を民主主義の確立の一つの要件と考えるダールに従うなら、移民系の多くのフランス市民はこの参画の網からこぼれ落ちている。確かに移民の中に相当数の不法滞在者が含まれていることは考慮に入れておく必要があるが、にもかかわらず、例えば二〇〇二年春の大統領選挙の際に移民排斥を唱える極右・国民戦線のルペン党首が決選投票にまで躍り出たように、決選投票では多くのフランス人が左右の支持の壁を超えてシラクを支援し、シラクが圧勝したが、必ずしもフランスの市民権を有しているか否かという法的次元ではなく、「いわゆる」フランスとは異なる文化（概してイスラム文化を指しているわけであるが）を身



にまとう人々に対する社会への参加の拒否が、言うなれば内なるオリエンタリズムとして相当程度の力を蓄えていることが否定できない。<sup>20)</sup>

こうして社会参加への道を閉ざされる「フランス人」の参加をいかに確保していくか、フランス民主主義の大きな課題であり、実はヨーロッパ・レベルで考えられると同様の構図がトルコのEU加盟の是非をめぐる議論の基底に絶えず流れてもいることは、指摘しておくべきであろう。<sup>21)</sup>

## 六、領域的民主主義の再検討と公共圏の回復

以上の検討を踏まえ、本節では今日のヨーロッパにおける民主主義の抱える課題と、それを克服する処方箋について考察を行いたい。

ヨーロッパに端を発し、歴史の過程を経て発展し根付いてきた民主主義であるが、それが帝国支配や絶対王政という封建支配を乗り越えて、近代の政治社会の原理として機能するようになったのは、先に述べたように、フランス革命とナポレオン戦争、ウィーン条約を通じて国民国家体系が整備されてからである。ここでは、これに先立つウェストファリア体制がもたらした主権国家体系の形成が、非常に大きな役割を担っていたことを想起すべきである。すなわち、民主主義の基礎をなす諸原理は、

「主権を持つ領域的国民国家の諸制度とほぼ全面的に結びついている」。<sup>22)</sup> 国家主権を確定する際に「領域」がその要件となり、領域内での政治制度の発展こそが、近代の民主的政治共同体を生み出してきたのである。

主権は、クラズナーが整理したように、四つの側面から考えることができる。

- ① 国内的主権 (domestic sovereignty)
- ② 相互依存的主権 (interdependence sovereignty)
- ③ 国際法的主権 (international legal sovereignty)
- ④ ウェストファリア的主権 (Westphalian sovereignty)

①は国内における至高の権力を意味する。②は隣接する国との間の国境を越えて動くヒト、モノ、カネのコントロールを指す。③は国際関係上の独立国家としての相互承認がある状態を意味する。そして④は、ウェストファリア条約により確立された原則で、対外的主権と言え換えるが、当該国家の領域性の保持と国外からの介入の排除(内政不干涉)のことである。<sup>23)</sup> いずれも「領域性」を前提にした議論であり、現代の国際関係においては、まさにその点に従来からの変容が見られることで、国家主権の揺らぎという議論が展開されている。つまり政治理論が想定してきた国家の性質、すなわち集権性(中央集権)、排他性(対外的な主権の保持)、制度化(権力のハ

イラーキー化)、そして領域性(国家固有の領土の不可侵)が、現代国際関係の中では普遍的とは見なせない状況になってきているということである。

こうした状況において、一七世紀のウェストファリア体制、ないし一九世紀ウィーン体制下で確立してきた主権国家体系、主権国民国家体系の絶対性に疑義が生じているのであり、国家の領域性にとらわれない様々な事象が現れてきているのだと考えることが妥当であろう。一九七〇年代頃から進んできたグローバリゼーションをさらに深化・拡大させてきたグローバリゼーションは、ヒト、モノ、カネ、そして情報の脱国境化(トランснаショナル化)を推し進めてきた。主権国家が国際政治の主役の座を降りたわけではなく、むしろ依然としてその地位にはあるものの、従前のような絶対的な存在ではないと評価されるようになった。それは取りも直さず、国家の存立を支える柱である領域性に、急速かつ広範なグローバリゼーションの下で揺らぎが生じていることによって綻びが見られることに起因している。

民主主義も、主権領域国家、国民国家の領域内での有効性を持ってきた概念であり、制度である。その国家に関わる前提が相対化されている状況に、まさに現代ヨーロッパの民主主義に立ち現れる病理の根があると言えまいか。

ではこうした領域的国民国家の揺らぎに根を持つ民主

主義の綻びに対し、どのような処方箋が用意され得るであろうか。ここでは「公共圏」という概念が、そのヒントを提供しているように思われる。

公共圏(public sphere)とは、ハーバーマスによれば、市民の間での公開された討議や議論を行い、国家権力の行使に対する抑制機能を発揮する場である。今日の世界政治を見渡したとき、例えばイラク戦争をめぐる米ブッシュ政権の主張がそうであったように、はじめに攻撃ありきで、安保理での議論やUNMOVIC(国連監視検証査察委員会)やIAEA(国際原子力機関)による大量破壊兵器査察をめぐる地道な調査から目をそらし、半ば独断的に武力行使に踏み切った。そこには、イラク攻撃の必然性に疑義を呈することへの権力の側からの「拒否」が根を張ってすらいいた。つまり、市民(国内市民、グローバルな市民どちらの意味でも)の間での公開の討議には耳を貸さずに権力の行使が行われたわけである(安保理決議のお墨付きという正統性を得ることもなかった)。

ここに見られたのは、イラクには大量破壊兵器があるということ、テロの危機が目前にあるということ、「武力を行使してでも」民主主義を普及させなければならぬという理念である。それらは、公開の討議を経て抽出された政策的選択肢ではなく、議論以前に決まっていた覆ることのないイデオロギー的信念であった。アメリカ

にとつて、「アメリカ的でない」イラクとの共存は想定されておらず、「アメリカ的でない」ものの排除の論理はあっても、それを包摂する論理は機能していない。まさに「世界政治において公共圏の破壊といった深刻な現象が進行し異質な他者との共存の可能性が急速に低下している」証であろう。

目を、これまで検証してきたヨーロッパに転じてみよう。先ず「民主主義の赤字」をめぐる問題は、EUによる地域統合というまさに主権国家の壁を越えようという壮大な営みの過程で生じている。従来の主権国家の持っていた権限や機能、そして領域性への変容を迫る、まさに主権と民主主義の前提にあった国家の役割や位置付けへの問い直しが必要な状況の真ん中に、この問題は置かれている。

フランスとオランダでの欧州憲法案の否決も、地域統合を進めていく中であって、その手法をめぐる市民の間には不満が生じていることに問題の核があり、ここでも国家主権の変容が問われているという背景事情に目をやらずにはならない。

テロの頻発は、民主主義に基づいた政治・社会運営に欠かせない「討議」「共生」「参加」という柱が形骸化され、そうした民主主義のサークルからの排除という、政治のネガティブな側面が根にある。これは国内社会の問題にとどまらず、国際政治の枠組みにおける意思決定の

恣意的一元化という、イラク戦争時に象徴的に見られた国際社会における非民主的政治運営を生み出し（イラク戦争の名目の柱に民主主義の普及があったことはまさに皮肉としか言いようがない）、ここへの反駁としての暴力の拡散という性格が指摘できるだろう。これは、主権国家が相対化される中でテロという暴力を国家が統御しきれない時代となっている点と、国際社会における意思決定の一元化という暴力的国際政治がまかり通ってしまった（少なくともそう見える）という、二重の意味での暴力の脱領域化・脱国家化（暴力のグローバル化と呼んでも良いだろう）が、そこにはある。その具現化の舞台として、暴力的国際政治の一翼を担うと判断されたヨーロッパが選ばれたということであろう。

そしてフランスにおける若者の暴動に関しては、主権国家の担い手である「国民」(nation)の枠組みも相対化から免れない。この点についても、相互依存からグローバル化の越境が加速度的に増大し、政治的・文化的に均質的と見なされてきたはずの国民という集合に綻びが生じてきていることを想起しなくてはならない。綻びとは第一に、「参加」を認められる国民の成員と、実際にその社会に生きる構成員との間のズレが大きくなり、「参加」できない「非」国民が多数生じていること、第二に、国籍上は「参加」が可能ではあるとしても、(主として北

アフリカ系の) 移民の出自や低学歴、低所得などを背景理由に、実態として地域社会から阻害されてしまったことで政治的アパシー(無関心)、ないし政治への失望からくる怨嗟が生み出されていることが、一つの事件をきっかけに暴動を発生させたということが言えるだろう。ここに見て取れるのは民主的政治参加「からの」拒否であり、民主的政治参加「への」拒否である。言葉を換えれば、そこでは民主的な「対話」の回路が断絶されている。そしてそうした「拒否」は、やはりグローバルゼーションに適切に対応し切れていない政治・社会の課題を浮き彫りにしているということができよう。

確かに主権や領域性という民主主義を機能させる近代国民国家の基本理念に揺らぎが生じている以上、従前の発想で民主主義を営むことには無理が生じているのかもしれないし、この点はより詳細で広範な検討が必要だろう<sup>②</sup>。しかしながら、領域的主権国家の枠組みにとどまらず、その領域性の壁を越えての公開の議論、それを通じて国籍や文化を問わない市民間の対話、政治への意思表示は不可能ではなからう。こうした脱境界的な公共圏の構築が、揺らぎの中の主権国家政治(ないし主権国家間の国際関係)の機能を回復させるためにも欠かせない一歩であり、民主主義と近代国際関係を生み出してきたヨーロッパにこそ、そのフロントランナーとしての役割への期待は大きい。

(さかい・かずなり 一九九二年フランス語学科卒業、一橋大学大学院、文部省、東京工業大学助手、パリ政治学院客員研究員などを経て神戸大学国際文化学部助教。編著に『グローバルゼーション国際関係論』(芦書房、〇六年)など)

#### 註

- (1) オルテガ・イ・ガセット(神吉敬三訳)『大衆の反逆』筑摩書房〈ちくま学芸文庫〉、一九九五年。
- (2) 例えは John L. Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War*, Oxford University Press, 1987. J・J・キヤトリス(五味俊樹ほか訳)『ロンズ・ピース—冷戦史の証言』核・緊張・緩和(芦書房、二〇〇二年)。
- (3) ハンチントンによれば、リベラル・デモクラシーとは「国民国家の民主主義であり、その出現は国民国家の発展と結びつく」。Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, University of Oklahoma Press, 1991, p. 13. S・ハンチントン(坪郷實ほか訳)『第三の波—二十世紀後半の民主化』三福書房、一九九五年、一三頁。周知のように F・フクヤマはこれを「歴史の終わり」と呼んだ。Francis Fukuyama, *The End of History and the Last Man*, Free Press, 1992, フランシス・フクヤマ(渡部昇一訳)『歴史の終わり』(上中下)三笠書房〈知的生きかた文庫〉、一九九二年。
- (4) Robert A. Dahl, *On Democracy*, Yale University Press, 1998, pp. 37-38, R・A・ダール(中村孝文訳)『デモクラシーとは何か』岩波書店、五〇—一五二頁。
- (5) 欧州市民がEUの政策決定過程に対して疎遠な感覚し
- (6)

- か持っていないことは、欧州議会議員選挙の投票率の低さ(特に英仏独という域内大国)が象徴的に表している。例えば、二〇〇四年の選挙では、イギリス三八・九%、フランス四三・一%、ドイツ四三%などとなっている。もっとも、二〇〇四年五月に新たに加盟した国を見ると、マルタ八二・四%、キプロス七一・二%、ポーランド二二・二%、スロヴァキア二〇%、チェコ一七・九%などとなっている(*Le Monde*, 15 juin 2004)。マルタやキプロスのように高い投票率を示す国もあるが、これらの国は自国の国政選挙でも高い投票率であり、これらを含め、いずれも自国の選挙に比べて低い数字にとどまる。加盟二五カ国全体の投票率平均は五四%であった。詳しくは以下を参照。Anne Muxel, "Les abstentionnistes: Le premier parti européen," dans Pascal Perrineau, éd., *Le vote européen 2004-2005. De l'élargissement au référendum français*, Presses de Sciences Po, 2005, p.205. 田中俊郎「EU統合と民主主義—市民意識を中心に」『海外事情』五三巻二号、二〇〇五年二月も参照。EU統合の抱える課題全般に関して、以下を参照。坂井一成「ヨーロッパ統合のゆくえ—ニース条約とその後」同(編)『ヨーロッパ統合の国際関係論』青書房、二〇〇三年。
- (8) 藤原豊司「EU憲法は死に体た」『海外事情』五三巻七・八号、二〇〇五年。
- (9) *Flash Eurobarometer, No.171 "The European Constitution: Post-referendum survey in France (Fieldwork: 30 & 31 May 2005)"*, June 2005, p.18.
- (10) *Flash Eurobarometer, No.171 "The European Constitution: Post-referendum survey in the Netherlands (Fieldwork: 2-4 June 2005)"*, June 2005, p.16.
- (11) より詳細な分析として、田中俊郎「欧州憲法条約不成の背景と展望」、渡邊啓貴「仏国民はなぜ欧州憲法を拒否したのか」(いずれも『海外事情』五四巻二号、二〇〇六年二月)が参考になる。
- (12) *Flash Eurobarometer, No.178 "Quelle Europe? La construction européenne vue par les Français (Terrain: 16-23 janvier 2006)"*, mars 2006, p.32.
- (13) 藤原豊司「欧州統合にイスラムの壁—九・一一事件後はテロも激増」『海外事情』五四巻二号、二〇〇六年二月、五一—五三頁。
- (14) ヨーロッパだけでなく、先進社会においてもテロなどの国外からの脅威、不安の要素が入り込んでくることは、グローバルゼーションの進展下においては技術的には防衛が難しい。安全保障の概念を、国家安全保障から人間の安全保障へとシフトさせることが、ここでは重要な課題となる。特に、人間の安全保障については、紛争後地域や貧困地域に適用される概念であるとの認識が強いが、ヨーロッパでのテロ事件や日本でのオウム真理教による地下鉄サリン事件などを目の当たりにし、総じて先進国社会でも人間の安全保障に則した諸政策が欠かせなくなっている。先進国社会における人間の安全保障概念の重要性・有効性については、以下で検討したことがあるが、民主主義の課題を考えると人間との安全保障」汎太平洋フォーラム『平成一七年度研究助成報告書』二〇〇六年。
- (15) 「テロ」の定義は、定義する目的が多様であること、テロの目的ないしその目的達成のための手段としてのテロ正当化をめぐる価値判断が困難であること(例えば国連でのパレスチナ解放闘争についての議論)、政治目的達成に有効であることなどから、万人が納得できる解答はできない(加藤朗「テロ—現代暴力論」中公文庫、二〇〇二年、二四—二五、三〇—三六頁)。しかしながら、子細な定義をめぐる検討はここでは避け、

本稿ではさし当たり、「政治過程の結果に変化を生じさせるために、個人あるいは集団に対して暴力行為ないし暴力による脅迫を用いる方策」(Karl W. Deutsch, *The Analysis of International Relations*, 3rd Edition, Prentice Hall, 1988, p.193)と考へて持ってきた。  
Le Monde, 1er novembre 2005, 『朝日新聞』二〇〇五年十一月三日。

(17) 『読売新聞』二〇〇五年十一月三日。

(18) Dominique Vidal, "Casser l'apartheid à la française," *Le Monde diplomatique*, décembre 2005.

(19) Dahl, *op.cit.*, p.38, タール、前掲書、五一頁。

(20) 二〇〇五年の暴動に関して、暴動後初めて国民向けにテレビ演説を行った(二〇〇五年十一月四日)シラク大統領も、採用応募時に提出する履歴書に記載される名前などから移民系であることを理由に雇用上の差別が起こったと、「暴動の背景にこうした民族的・文化的差別があることを認め、その是正を打ち出している。」Declaration aux Français de Monsieur Jacques CHIRAC, Président de la République, Palais de l'Élysée, 14 novembre 2005.

(21) トルコのEU加盟をめぐる是非については、EU市民の側からの支持が著しく低いことが当面最大の問題となっているが、その背景にあると見られるキリスト教とイスラム教という宗教文化上の相違にのみ論点を収斂させるのではなく、国家としての制度や国際政治上の戦略的位置付けなど別次元で検討すべき課題の重要性をも強く指摘する議論は重要である。例えば、八谷まゆ子「トルコのEU加盟は実現するか—フョカル・ハイムへの構築とその改変」『国際政治』一四二号、二〇〇五年。

(22) Anthony McGrew, "Globalization and territorial democracy: an introduction," in id., ed., *Transformation of Democracy? Polity Press*, 1997,

p.5. アントニー・マッグルー「グローバリゼーションと領域的民主主義」同(編)『松下列監訳』『変容する民主主義—グローバル化のなかで』日本経済評論社、二〇〇三年、七頁。

(23) Stephen D. Krasner, *Sovereignty: Organized Hypocrisy*, Princeton University Press, 1999, pp.9-25.

(24) Bertrand Badie et Marie-Claude Smouts, *Le retournement du monde: Sociologie de la scène internationales*, 3ème édition, Presses de Sciences Po, 1999, p.29.

(25) 主権と主権国家の変容、その国際関係論における位置付けの検討については、例えば次を参照。Chris Brown, *Sovereignty, Rights and Justice: International Political Theory Today*, Polity Press, 2002.

(26) エルゲン・ハーバーマス(細谷貞雄・山田正行訳)『公共性の構造転換—市民社会の「カチン」についての探究「第二版」』未來社、一九九四年。

(27) 土佐弘之「〈文明／野蛮〉の新思考と他者の抹殺—闘技の公共圏の縮小過程」『インターカルチュラル』三頁、二〇〇五年、一一頁。

(28) グローバリゼーションにさらされる主権国家と暴力の位相については、上野成利『暴力』岩波書店、二〇〇六年が参考になる。

(29) ヨーロッパを舞台として国家を越えた民主主義の可能性を問う直す研究成果として、例えば Michael Th. Greven and Louis W. Pauly, eds., *Democracy beyond the State: The European Dilemma and the Emerging Global Order*, Rowan and Littlefield Publishers, Inc., 2000.

# プーチン大統領の強権政治

河原地 英 武

(京都産業大学)

## 一、プーチンの政治手法

ウラジーミル・プーチン大統領には政敵らしい政敵もないし、権力を脅かすスキャンダルの類も存在しない。その政権基盤はまさに磐石とっていいだろう。この背景には、石油価格の高騰によるロシア経済の好調さが追風となって吹いているのは勿論だ。しかしそれ以上に、プーチン自身の政治手法に負うところが大きいように思われる。すなわち、彼が国家保安委員会（KGB）時代に培ってきたもの（その人脈を含めて）が、国政の万端にわたって遺憾なく発揮されていると見受けられるのである。

KGBという組織を特徴づけるとすれば、次の三点に要約できそうな気がする。第一に、国家や組織への徹底

した忠誠心、第二に、目的達成のためには（流血の事態に至ろうとも）手段を選ばないこと、第三に、政治の世界を陰謀や謀略の一環として捉えようとする事だ。プーチンのこれまでの政策を振り返れば、この三つが彼の行動原理となってきたことが見て取れる。

プーチンは大学卒業後、少年の頃からの憧れであったKGBに就職する。派遣先の東ドイツで諜報活動などをしてきたが、ベルリンの壁崩壊と東ドイツ消滅を機に退職し、故郷のサンクトペテルブルクに戻ってきた。そこで大学時代の恩師であったアナトリー・サブチャク市長に請われて副市長を務めたが、やがて知人に推挙されモスクワの大統領府に移った。それから、総務局の副局長、大統領府副長官、連邦保安局（KGBの後身）長官、首相、そして大統領へと、とんとん拍子に頂点を極めてし

まった。

この異例の出世には、当時のボリス・エリツィン大統領とその一族の汚職疑惑をもみ消したプーチンの「勲功」が大きく与っていたようだ。汚職捜査に本腰を入れた検事総長をスキャンダルに陥れ（彼が売春婦と戯れている隠し撮りビデオが、テレビニュースで流されたのだ）、辞職に追いやった背景には、プーチンの手回しがあったとされる。エリツィン辞任後、プーチンが最初に著名した大統領令も、前任者の刑事免責特権を保証するものだった。

一九九九年の暮に、大統領選挙の前哨戦となる下院選挙が行われた。次期大統領の有力候補と目されていたエウゲニー・プリマコフ元首相は、下院選に向けてモスクワ市長のユーリー・ルシコフと手を結び、反エリツィン派を結集した中道連合「祖国・全ロシア」を結成した。一方、これに対して大統領陣営は、選挙連合「統一」を作って対抗した。

大統領陣営はマスコミを動員して、「祖国・全ロシア」への非難中傷を繰り返したが、わけてもプリマコフとルシコフに対する攻撃は熾烈を極めた。ロシアのテレビニュースは、「プリマコフ元首相が、グルジア大統領の暗殺計画に関わっていたとの情報を入りました」「ルシコフ市長が、モスクワで起きたホテル社長の殺害事件の黒幕であるとの疑いが出ています」といった、一笑に付した

くなる事柄を物々しく報じたのである。

こうした醜聞はその場限りで立ち消えになったものの、世論を完全に掌握した大統領側は下院選挙で大勝利、翌年三月に行われた大統領選挙でも、有力な対立候補のいないプーチンが易々と当選を決めたのだった。この一連の選挙キャンペーンが、プーチンの筋書き通りに運んだと断じることができないが、政敵を犯罪者に仕立てるという手法は、極めてKGB的だといえないだろうか。

プーチン政権は、「オルガルヒ」と呼ばれる新興財閥のいくつかを、この手の方法で追放した。例えば、民放テレビなど有力なマスメディアを傘下におく「メディア・モスト」のウラジーミル・グシンスキー会長は、横領の容疑で逮捕され、その後国外に逃亡してロシアにおける政治経済上の影響力を完全に失った。エリツィン時代に政商として名を馳せたボリス・ベレゾフスキーは、自ら下院議員となって野党を糾合しようとしたが、アエロフロート社などをめぐる横領容疑で指名手配され、英国に亡命してしまった。大手石油会社「ユコス」のミハイル・ホドルコフスキー社長は、脱税、横領、不正株取引等々の罪に問われ、二〇〇五年九月に懲役八年の刑を言い渡された。

これらの犯罪摘発は、十分な根拠あったことだろう。しかし問題は、捜査の対象となるのは専ら大統領を批判する財界人であって、政権に忠順な者には免罪符が与え



られるという二重基準が見て取れることだ。現にグリンスキーは、一九九九年十二月の下院選で、プリマコフとルシコフが率いる「祖国・全ロシア」の支持者であったことし、ベレゾフスキーが野党の中心的存在であったことは先述した通りであるし、ホドルコフスキーは、二〇〇三年の下院選で野党勢力を応援したばかりか、二〇〇八年の大統領選挙には自らが出馬することを仄めかしていたのである。

プーチン大統領も、次の大統領選対策に政治の照準を合わせつつあるようだ。憲法上、三期目の就任を望めないプーチンとしては、野党陣営からの当選は断固として阻止したいところだろう。その野党からは、ミハイル・カシヤノフ前首相が立候補への意欲を示している。ところが二〇〇五年夏にロシア検察当局は、カシヤノフが在職中に国家資産を不正に取得した嫌疑が出てきたと発表し、捜査を開始したのである。この場合も、政敵を犯罪者として排除しようとの思惑は明らかだ。

## 二、国際的テロリズムへの警戒

プーチンが政治家としてロシア国民の人気を得るようになったのは、首相就任直後の一九九九年夏に、チェチェンの武装勢力に対して徹底的な掃討作戦を展開したためであった。その頃、チェチェンの過激派はテロリズムを

繰り返し、ロシア人の恐怖と憎悪的になっていった。新しい首相には、彼らを撃退し、国内に安寧と秩序をもたらす胆力と行動力があると、人々は直感したのであった。プーチンもその期待によく応え、大統領に就任すると指導力を発揮して、地方政権、財閥、マスコミへの統制を強めるとともに、「強い国家」の再建を目標に据えて、国民を鼓舞したのである。

チェチェン戦争は、「強い国家」実現にわたっての試金石だと見なされているのだ。ロシアの南方、北カフカスに位置するチェチェン共和国は岩手県ほどの広さだが、カスピ海石油輸送ルートの重要な中継地点であると同時に、石油の産地でもある。また、チェチェン独立派はロシア国内外のイスラム過激派と連携しつつ、チェチェン・ダゲスタン連合国家を創設し、カスピ海への出口を獲得しようとしているとされる。そうなるとロシアは、アゼルバイジャンへの通路を失い、現在開発中のバクー沖カスピ海石油の利権から締め出されてしまうことになる。チェチェンの独立は、ロシアの資源戦略にとっても、また国家の統一を維持する上でも、問題外なのだ。

しかし、それにしても独立武装派との戦いは凄惨を極める。二〇〇二年一月二三日には、四一名の武装集団（その約半数は、チェチェン戦争で夫などを亡くした婦人だったといわれる）がモスクワ市内の劇場を占拠し、九百二十余名の観客を人質にとり、チェチェン共和国

からのロシア連邦軍の撤退を要求する事件が生じた。二六日の朝、プーチン政権は特殊部隊を用い、劇場の通風孔から麻酔性ガスを充満させてテロリストを無力化した上、全員を射殺した。その際、人質一二八名（二〇〇二年十一月七日の政府当局者による発表）も巻き添えを食って中毒死したのである。実に非情な解決策であった。

二〇〇四年九月一日には、ロシア南部の北オセチア共和国ベスラン市で、学校が武装集団に占拠される事件が起こった。当日は入学式があったために、生徒や教職員のほかには保護者たちを含む一二〇〇名近くが人質となった。犯人グループはチェチェン共和国の独立を求める過激派で、三二名の多国籍集団だとされる。ロシアの特殊部隊が突入して四日未明に制圧したものの、犯人の自爆によって、人質が集められていた体育館が崩壊し、約三三〇名（その半数以上が生徒）の犠牲者が出た。テロリストと取引はしないという姿勢を貫いたにせよ、あまりに冷酷な対処であった。

プーチン大統領は九月四日、テレビを通じて国民へアピールを行い、無残な結末に至った学校テロ事件に対する自らの見解を表明した（その全文はロシア政府が発行する『ロシア新聞』九月七日付に掲載）。そこには二つの注目すべき論点があった。

一つは、この事件を「国際的テロによるロシアへの直接的干渉」だと断定していることである。大統領によれ

ば、世界にはロシアを脅威と感じる勢力があつて、彼らわが国を弱体化しようとしてテロを仕掛けている。今回の事件も、そうした者たちによる「全ロシア、全国民への挑戦」であり、「わが国への攻撃だ」というのである。このアピールではチェチェン人には一切触れられず、国際的テロという外部の敵だけが問題とされたのだ。

二つ目は、この危機に対処するために、「国民の動員」と「一致団結した市民社会」が必要不可欠だと述べられていることである。その具体策として、（一）国の統一の強化、（二）北カフカス地域の掌握、（三）治安機関の再編に関する諸政策を近々打ち出すことが予告されたのであった。

こうした言辞は、冷戦時代を髣髴させる。すなわち、外部の敵を想定することによって国内の治安強化を図り、抑圧的な国家体制を正当化してきたソ連の統治方法とそっくりなのだ。プーチンも、それを十分に自覚しているらしい。というのは、先のアピールでもソ連を「巨大で偉大な国家」と呼び、「我々は幸い、ソ連という巨人の肝心な部分を維持している」と明言しているからだ。

同月半ばに大統領は、新しい政策の中身を公にした。その一つは、ロシア連邦を構成する地域主体（二一の共和国と六八の州・地方・自治管区など）の首長の選出方法に関するもので、地域住民による直接選挙制を取りやめ、大統領の任命制にしようという案だ。二番目は、下

院選挙における小選挙区制をやめ、完全な比例代表制を導入して、「全人民的政党」を育成しようというものだ。そして三番目は、チェチェン共和国や北オセチア共和国を含めた北カフカス地域の安定と経済復興の任を担う連邦特別委員会の創設である。これらの諸案を報じた『ロシア新聞』は、「上から下へ」という見出しを付したけれども、これはプーチン政権の眼目が大統領を中心とした中央集権体制の強化であることを端的に物語っていた。

一九九一年末のソ連崩壊に伴って発足した新生ロシアは、民主改革を目指しつつ紆余曲折を経てきたが、ここに至って一つの到達点を見出したかのようなのである。それはつまるところ、ソ連時代の旧体制とさほど離れていなかったというべきか。ところで、学校テロ事件の主犯についてロシア治安当局は、当初から国際的テロ組織によるものと断じてきたが、チェチェン独立勢力の最強硬派であるシャミル・バサエフ野戦司令官が犯行声明を発した。つとに国際テロとのつながりを指摘されている人物だ。彼は二〇〇六年一月にも、ロシアに対する「聖戦」拡大の意志を表明している。このような過激派がチェチェン独立運動の主導権を握っている以上、チェチェン問題に関して交渉の余地はない。その意味でも、プーチン大統領の立場は正当化されざるを得まい。

### 三、欧米諸国への警戒

昨今のロシアは国際的テロリズムばかりか、欧米諸国に対しても警戒心を露にしている。二〇〇六年一月一日、米国の有力紙『ウォールストリート・ジャーナル』にセルゲイ・イワノフ副首相兼国防大臣が「ロシアは強くなければならない」と題する論文を公表した。その中で同氏は、「直接的であれ、後援する機関を通してであれ、外国によるロシアの内政干渉は主要な脅威」と見なすこと、さらに「ロシアの戦略的利害に関わる地域における地政学的現実に変更をもたらす潜在力」を看過できないこと、すなわち、「独立国家共同体、旧ソ連圏諸国及びその周囲の地域」への内政干渉を徹底的に排除する意志を鮮明にし、そのための予防措置として、核兵器の維持を含めた軍事的努力を続けていく決意を表明したのである。

この恫喝ともとれる言辞が、国際的テロ集団よりもむしろ欧米諸国に向けられているのは、近年、米国やEUが旧ソ連圏諸国の民主化を陰に陽に応援し、「カラー革命」と総称される一連の政変をもたらした事実を踏まえれば一目瞭然だ。

例えば二〇〇三年一月にグルジアで「バラ革命」と呼ばれる政変が生じた。議会の総選挙で大掛かりな不正が行われたと断じた野党は、大衆を動員して大規模な反

政府運動を展開し、エドアルド・シェワルナゼ大統領を  
辞任に追い込んだのである。新大統領に選ばれたミハイ  
ル・サーカシヴィリは、親米・反ロシア的な外交を推進  
し、プーチン政権を大いに苛立たせている。

二〇〇四年の晩秋から暮には、ウクライナで「オレン  
ジ革命」が起こった。大統領選挙の不正問題をめぐって  
与野党が真っ向から対立したのだ。ヴィクトル・ヤヌコ  
ヴィッチの勝利を既成事実化しようとする与野党陣営に對  
して、欧米流の民主主義路線を掲げるヴィクトル・ユー  
シェンコの陣営はあくまで再選挙を要求し、大衆闘争に  
転じた。ユーシェンコを支持する人々は、オレンジ色の  
旗やリボンや腕章を目印に結束し、大々的な示威行動を  
展開した。この騒動は国際的な相貌を帯び、ロシアが露  
骨に与野側に加勢すると、欧米諸国は野党側へエールを  
送った。結局、再選挙が行われて、ユーシェンコ政権が  
成立した。そしてウクライナは、親欧米的な国家として  
の旗幟を鮮明にしたのである。

さらに二〇〇五年春には、キルギスで「チューリップ  
革命」と名付けられた政変が発生した。これも議会議選  
の不正問題をめぐる野党の対立が発端となった。アス  
カル・アカエフ大統領を支持する与野党が大勝すると、野  
党側はその不正を難じて選挙のやり直しを求め、大衆を  
巻き込んだ大々的な抗議運動を展開した。事態の收拾を  
あきらめたアカエフ大統領はロシアに逃亡し、こうして

政権が崩壊したのである。新大統領となったクルマンベ  
ク・バキエフ元首相は、グルジアのサーカシヴィリやウ  
クライナのユーシェンコのような親欧米派ではなく、む  
しろ親ロシア的だといわれているが、一種の市民革命に  
よって選ばれた人物だけに、プーチン大統領としても複  
雑な心境であろう。

これらの政変は、いずれも議会議選や大統領選挙の不  
正問題を契機に大衆の不満が爆発し、市民革命の様相を  
呈して政権交代をもたらしたものだ。だがこの「革  
命」が、民衆の自発的行為であったというよりも、入念  
な準備のもとになされ、その背後には欧米の諸機関によ  
る支援があったことは公然の事実とされている。殊に旧  
ソ連圏の民主化推進に熱心な米国は、そのための予算計  
上を議会会で可決しているし、例えば共和党系の国際共和  
研究所（IRI）、民主党系の国家民主研究所（NDI）、  
フリーダムハウス（FH）、開かれた社会研究所（OS  
I）といった非政府組織（NGO）を通じて、資金援助  
や蜂起の指導等を行っている（詳しくは次の論文を参照  
されたい。中澤孝之「民主化十字軍に警戒強めるロシア  
（上・下）」『世界週報』二〇〇五年十月一八日号及び二  
五日号）。

ロシアはこれを旧ソ連圏（すなわち自らの勢力圏）へ  
の内政干渉と見なし、それがベラルーシ等の最友好国や  
自国にまで及ぶことを極度に警戒している。そこでソシ

アは、国内におけるNGOの活動を規制する法案を二〇〇五年末に議決し、翌年一月に大統領が署名して成立させた。これによって、外国からロシアの政治・社会団体へ資金援助する道は封じられることになった。また、外国のNGOがロシア国内で活動する際には、ロシア当局者に活動内容を報告する義務が生じ、監視機関も設けられて、もしも政治に関与したと判断されれば、そのNGOは活動を停止されてしまう。当局者による恣意的な判断がまかり通れば、NGOは無力化する危険性がある。この法律は欧米諸国でも反発を招いたが、プーチン政権は一貫して強気の姿勢をとっている。二〇〇六年一月下旬に、ロシアの報道番組が、モスクワの英国大使館員が石ころに見せかけた通信機を使ってスパイ活動をしたと報じた。また、ロシア政府当局者は記者会見で、その英国大使館員がロシアのNGOに資金を提供していたと発表した。さらにプーチン政権は、ロシアに批判的な外国人に対してはビザ発給を行わないといった趣旨の法案を準備中だと伝えられている。

二〇〇六年七月にはサンクトペテルブルクでG8首脳会議が開催されることになっているが、民主主義を放棄した以上、ロシアをメンバーから除名すべきとの意見も関係者の間で出ている。しかし、プーチン大統領はひるまない。その自信は、欧米諸国がロシアの天然資源に大きく依存している事実から来ている。二〇〇五年末に、

ロシアはウクライナ向け天然ガスの価格を五倍近くに引き上げると発表して世界の耳目を集めたが、それはEUに接近するウクライナへの圧力であると同時に、ウクライナ領に敷かれたパイプラインを通してロシアの天然ガスを輸入しているEUへの恫喝でもあった。

プーチン大統領は、外国の政治的影響力を極力排除しながら国内の統制を強めるとともに、外部世界に対しては、天然資源を武器として自らの力を最大限に発揮しようとしているのである。

(かわらじ・ひでたけ 一九八三年ロシア語学科卒業)

# 香港の社会経済構造の変化と民主化…

## 中間層と普通選挙要求

曾 根 康 雄

二〇〇五年二月二日、香港の政治制度改革案が立法会で否決された。香港基本法では、二〇〇七年以降の選挙方法を修正することが可能であり、香港特別行政区政府（以下、香港政府と略）が提出した政治制度改革案も従来に比べ民主化の度合いを若干ではあるが拡大するものだったにもかかわらず、香港の民主化を一步も進めることができなかった。この小論では、二〇〇三年七月一日の五〇万人デモに端を発した香港市民の普通選挙要求と政治制度改革案が否決されるまでの経緯を辿る。そして、一連の普通選挙要求に大きな役割を果たしたとみられる「中間層」に焦点を当て、香港の社会経済構造の変化の中に香港市民の民主化願望の根源を探る。これを踏まえ、最後に、香港の民主化への展望と、中国大陸における民主化に示唆するものを考えてみたい。

一、〇七・〇八年選挙制度改革の挫折

「七・一デモ」の衝撃

二〇〇三年七月一日、香港の中国への主権返還六周年となるこの日、八九年の天安門事件に対する抗議デモ以来となる五〇万人が参加する街頭デモが行われた。デモ主催者の当初の目的は、香港政府が二〇〇三年二月に立法会に提出した「国家安全法」の制定に反対することであった。

「国家安全法」は香港基本法第二三条に基づくものである。第二三条では、香港特別行政区政府に対し、同条で定める禁止行為を規定する法律の制定が義務付けられている<sup>1)</sup>。香港特別行政区の初代行政長官に就任した董建

華 (Tung Chee-hwa) は、返還後の香港の「中国化」を懸念する香港市民の感情に配慮し、最初の任期（一九九七～二〇〇二年）中はこの問題に関して敢えて表立った動きをしなかった。しかし、返還から五年が経過し任期二期目に入ると同時に、「国家安全法」制定作業に着手した。このタイミングで法制化作業が始まったのは、行政長官としての二期目の任期が満了する以前（基本法の規定により行政長官は二期一〇年まで）で、かつ二〇〇四年秋に予定されている立法会選挙に近くない時期に審議・採決をしてしまいたいという意向があったと推察される。

かくして二〇〇二年九月には意見採取草案が発表され、市民からの意見を聴取し若干の修正がなされ、二〇〇三年二月に「国家安全法」法案が立法会に提出された。同法案に対しては、宗教界・マスコミが敏感に反応したばかりでなく、海外への情報発信が重要な業務となっている金融界などからビジネス活動への影響を懸念する声も出ていた。このため、法制定を慎重に進めるよう要望が上がっていたが、審議過程が重症急性呼吸器症候群（SARS）の流行期間と重なったために、同法案の審議は一般の注目を集めなかった。

しかし、七月九日に予定されていた法案採決が間近に迫ると、報道を通じて市民の関心は急速に高まった。SARS禍が一段落した七月一日に行われたデモは、予

想外に大規模なものとなった。同デモには、民主派グループの主催により「国家安全法」制定に反対する勢力が集結したが、メディアの報道でデモを知った一般市民の多くも駆けつけ、香港政府の予想を大きく上回る五〇万人、七時間におよぶデモとなった。また、デモの主張も、「国家安全法」法案への反対にとどまらず、董建華行政長官や閣僚に対する辞任要求にまでエスカレートした。

デモでみせた香港市民のエネルギーは、一部の民主派の活動家のみでなく、後述するように中間層を中心とした一般市民のレベルにまで鬱積した不満の爆発によって生じたと言える。「国家安全法」の採決は、香港経済がどん底にある、最悪のタイミングで行われようとしていたのである。返還とはほぼ同時に香港経済を襲ったアジア危機以来、香港は長引く不況のなかにあった。ようやく景気が回復の兆しを見せ始めた矢先に、SARSの発生によって旅行者の往来が急減し、経済指標は一転して悪化したのである。

二〇〇三年上期の香港経済は、中国返還以来最悪の状況であった。第二四半期の来訪旅行者数は前年比五七・九パーセント減と急減、四・五月は単月で五〇万人を下回ったが、これは九一年以来のことである。来訪旅行者の急減に加え、感染予防のために市民が外出を控えたことが大きく影響し、民間消費は前年同期比二・八パーセント減、GDP成長率も同〇・七パーセント減となった。

一方、六月の失業率（季節調整済み）は八・六パーセントと八〇年代以降では最高水準に達した。さらに重要なことは、資産価格の下落である。香港証券取引所のハンセン指数は二〇〇三年四月二五日に八四〇九・〇一ポイントまで下落、九七年八月七日のピーク（一六六七三・二七ポイント）の約半分となってしまった。不動産価格指数（住宅）も二〇〇三年七月には、九七年一〇月のピーク比の三三・八パーセントにまで下落した。ネガティブ・エクイティの件数は一〇万五六九七件に達し、同比率も二二パーセントへと上昇、住宅物件を所有する香港市民の実に約五人に一人が資産価格を上回る負債を抱え込む状況となった<sup>③</sup>。しかも、SARSに対する初期対応の不手際から三カ月間で感染者数が一七五五人（うち死者二九九人）にまで達し、感染予防のためにビジネス活動や日常生活が大きく制約されたのはもちろんのこと、香港市民の心理的な圧迫感も測り知れないほど大きくなった。

こうした経済・社会状況の最中に、「国家安全法」制定作業を優先させていた香港政府の姿勢が、あまりにも民意への配慮に欠けていたとの誇りは免れまい<sup>④</sup>。SARSの最悪期から脱した矢先に行われた「七・一デモ」に、五〇万人を超える市民が参加したことは、いわば当然の帰結である。デモのそもその目的は基本法第二三条問題であり、デモへの参加も当初は組織的なものであった

が、市民の自発的な参加を促したのは二三条問題と云うよりも董建華政権の失政に対する不満であったと云えよう<sup>⑤</sup>。

董建華行政長官は、四日後の七月五日、国家安全法案に対し批判のあった部分に修正・削除を加えることを発表した<sup>⑥</sup>。しかし、それでも民主派からは採決延期を求める声が続き、七月九日の採決の日<sup>⑦</sup>に立法会議事堂を包囲するとの宣言が出された。その最中、これまで香港政府を支持していた自由党が突如スタンスを転換して採決延期を唱え、同党党首の田北俊（James Tien）行政会議委員が同委員からの辞任を表明した<sup>⑧</sup>。

デモの衝撃は、香港政府内でさらに拡大した。七月一六日に、増税前の自動車購入をめぐる批判に晒されていた梁錦松（Anthony Leung）財政長官および国家安全法担当の葉劉淑儀（Regina Ip）保安局長が辞任した。一時辞任の噂もあった董建華行政長官は一八日の記者会見で、「国家安全法」は「もう一度公開諮問を実施し、内容を修正するだろう」と発言、辞任の意思がないことを表明すると同時に、九月に再開される立法会において立法化に向けて再審議を行う見通しを明らかにした。その直後に、董行政長官は中央政府に対する報告のため訪中し、胡錦濤国家主席、温家宝首相から統投の支持を得ている。

もっとも、法案制定は、最終的に断念された。香港政



府は九月五日に法案を撤回、同一二日に董建華行政長官は経済復興と二〇〇七年および〇八年の行政長官・立法会選挙方法の改定を優先すると言明した。二三条問題はいったん白紙に戻ると同時に、香港政治の焦点は政治制度改革へと移った。

デモ参加者の意識としては「国家安全法」取り下げ要求というよりも、有効な景気対策が打てないのに、「国家安全法」審議にエネルギーを費やしている香港特別行政区政府首長に対する不満の方が大きかったと言えよう。そして、本当に市民の利益を代表する行政長官を自ら選びたいという願望が強まり、直接選挙による行政長官の選出方法の導入といった声も上がり始めたのは極めて自然なことであった。

### 普通選挙要求の形成

二〇〇三年七月一日の五〇万人デモで勢いづいた民主派を中心に、行政長官および立法会の直接選挙（普通選挙）による選出の要求が急速に形成されていった。香港基本法第四五条では、行政長官は香港における選挙または協議によって選出され、中央政府によって任命されたとある。そして、選出方法は、「香港特別行政区の現実の状況に照らして、かつ漸進的で秩序ある発展という原則に従って特定される。究極的な目標は、民主的な手続

きに従って広範な代表性を有する指名委員会の指名に基づき、普通選挙によって行政長官を選出することである」（傍線は筆者）と明記されている。さらに、現行の行政長官選出方法を具体的に規定している香港基本法の付属文件一は、二〇〇七年以降が必要があれば修正が可能とされている。ただし、修正の手続きとしては①立法会議員三分の二以上の賛成、②行政長官の同意、③全人代常務委員会の承認、が規定されている。すなわち、修正に際しては最終的には北京の承認を得なければならない。

二〇〇四年元日に、民主人権陣戦の主催で実施された全面直接選挙を要求するデモには、市民一〇万人が参加した（主催者発表）。一方、香港政府は、同月、曾蔭権政務長官を筆頭とするタスクフォース「政制発展専責小組」を組織し、政府側からの政治体制改革を本格的に始動させた。曾長官は一月一四日に選挙制度改革に関する諮問文書を立法会に提出し、二月八〜一〇日には北京を訪れ選挙制度に関して國務院香港マカオ弁公室、全国人大代表大会法工委員会などと会談した。この時、内地の法律家からは、政治体制改革における「原則」の重要性が強調された。

香港政府のタスクフォースは一月一六日〜三月二四日に約八〇団体・個人から約六〇〇件の意見書を集め報告書にまとめた。同報告書は、三月三〇日に全人代常務委の喬曉陽副秘書長に手渡されたが、その中には民主党や

「四五条關注組」などから提出された早急に普通選挙実現を求める意見書もそのまま掲載されている。<sup>11)</sup>しかし、全人代では、香港の各界から提出された膨大な意見に対し詳細な分析を行うこともなく、すでに三月の時点で第四五条と付属文件一の修正に関する法解釈を行う方針を固めていた。事実、報告書が手渡された一週間後の四月六日には、全人代常務委が、①改定の発議権は行政長官にある、②最終的な決定権は中央が保持する、③立法會議員からの改定案提出は認めない、といった内容の法解釈を決定した。こうしたあからさまな中央政府主導の選挙制度改革に対し、香港では四月一日に民間人権陣戦が「全人代常務委による基本法解釈の撤回」を求めるデモを実施、主催者発表で二万人（警察発表は約一万人）が参加した。

董建華行政長官は、タスクフォースの第二次調査報告をもとに政治体制改革の必要性に関する報告書を四月一日に全人代常務委に提出した。<sup>12)</sup>常務委は、四月二六日にこれを審議し、①〇七年の行政長官選出においては普通選挙を導入しない、②〇八年の立法会選挙においては直接選挙枠と職能別選挙枠の議席数の比率は変更しない、ことなどを決定した。<sup>13)</sup>全人代常務委の決定が香港の民主派を大いに失望させたことは言うまでもない。この決定は、中央政府と香港市民との間に横たわるミゾの深さと、両者の間に立つ香港政府が置かれている難しい状況を改

めて認識させることになった。そうした中で、政治制度改革に向けた香港政府主導の立法作業が本格的に進められることになった。

#### 政治制度改革案の否決

二〇〇四年五月一日、タスクフォースの第三次報告が発表され、全人代常務委が〇七・〇八年に普通選挙を導入しないと決定したことを受けて、可能な範囲で改正を検討することになった。一方、二〇〇四年の「七・一デモ」では、デモ参加者は約二〇万人（香港警察推計）と前年を下回ったが、普通選挙実現が主要な要求の一つとなった。一月一七日の立法会では、民主党が「普通選挙の実現、貧困の解消」と題した自前の施政報告書を提出、〇七・〇八年の普通選挙実現を主張したのに対し、自由党・民主建港連盟はそれぞれ選挙委員会の拡大といった主張にとどまり、〇七・〇八年の普通選挙実施には慎重な姿勢を示した。

香港政府は二月一日にタスクフォースの第四次報告を発表し、〇五年三月末まで公開諮問を行ったが、〇五年三月に董建華行政長官が突然辞任（曾蔭権政務長官が行政長官代行に就任）したため、新行政長官が選出されるまで政治制度改革についての立法作業はいったん棚上げとなった。

二〇〇五年六月一六日、曾蔭権行政長官代行が無投票で行政長官に当選した。曾新政権は、その発足当初から政府主導での政治制度改革実現が重要課題となった。曾政権は、政治制度改革関連法案の可決に向けて民主派懐柔策を積極化させた。九月二五、二六日には、曾蔭権行政長官が立法會議員団を率いて広東省を視察した。このとき、民主党の議員の中には天安門事件以後初めて大陸に入境した者もいたが、広州では張徳江・広東省党委員会書記（政治局委員）との会談が実現した。民主派と大陸との対話、相互不信解消に向けた試みである。また、曾長官は、中央政府のイエスマンではなく民意吸収に積極的という姿勢を顕示するため、一〇月一四日には行政會議メンバーに民主派とみなされている張炳良・香港城市大学教授を含む八人を新たに任命、一月一五日に発表された政府諮問機関である「策略發展委員会」の非政府メンバー一五三人には、民主党の七人を含む民主派関係者一五人が含まれた。さらに、一〇月二〇日には、辞任した梁愛詩（Iris Leung）司法長官の後任に、庶民的な生い立ちの若手弁護士である黃仁龍を任命した。

こうした民主派懐柔策と並行して、政治制度改革の議論が進んだ。曾行政長官が初の施政方針演説を行った翌週の一〇月一九日、許仕仁（Rosa Hui）政務長官は、政治制度改革タスクフォースの第五次報告書（政府案）を発表した。その内容は、まず〇七年の行政長官選挙に

関しては、①選挙委員の総数を現行の八〇〇人から一六〇〇人に倍増、②第一界（工商・金融）、第二界（專業）、第三界（勞工・福祉・宗教）の委員を各二〇〇人から各三〇〇人に増加、③第四界（立法会、区議会、郷議局、全人代・政治協商會議香港代表）の委員を二〇〇人から七〇〇人に増加し、区議會議員は全員参加、④有効な候補者が一人でも選挙を実施（現行では自動当選）、また、⑤八年の立法会選挙に関しては、①議席数を現行の六〇議席（直接選挙枠三〇議席、職能別選挙枠三〇議席）から七〇議席（それぞれ三五議席）に増加、②職能別選挙枠で増加する五議席すべて区議会から選出（現行は一議席のみ）、といったものである。政府案は、④四年四月の全人代常務委による決定を忠実に守ったものであり、普通選挙にはほど遠いものであった。また、普通選挙実施のタイムスケジュールも明示されていなかった。このため、民主派は「誠意がない」として即座に反発したが、中央政府側は、①全人代による〇四年の決定は、特區政府に〇八年以降の選挙方法の処理を授權していない、②未来の状況は予見できない、③タイムテーブルの設定は基本法修正手続きを形骸化する、として、普通選挙に向けたタイムテーブル制定ができないことが、民主派の言うように「誠意がない」ことを意味する訳ではないと反論した。

民主派は政府案に対する抗議デモを二月四日に行う

ことを決定、デモ予定日が近づくにつれて、世論調査での政府案に対する支持率は急速に低下していった。一方、曾行政長官は同デモの四日前に当る一月三〇日夜、突然テレビ演説を行い、香港市民に政府案への支持を訴えると同時に、民主派議員に対して「政府案の否決が香港の民主の発展にメリットとなるか」と問いただした。しかし、抗議デモへの勢いを阻止することはできず、「十二・四デモ」には香港市民二五万人が参加した。こうした世論を背景に政府案への採決が二月二日に立法会で行われたが、賛成三四、反対二五、棄権一と政治制度改革に必要な三分の二の賛成を得ることができずに否決された。曾行政長官による民主派懐柔策も、市民への直接の訴えも奏功しなかった。

## 二、社会経済の変化と普通選挙要求

### 中間層の不満

香港の普通選挙要求は、二〇〇三年の「七・一デモ」がそもそもの発端となり、香港政府が提出した選挙制度改革案の採決に際しても、直前の「十二・四デモ」が大きく影響した。これらのデモは、民主派団体が組織したものであるが、予想を超える参加者を集めた。そうした参加者の多くは「中間層」と呼ばれる人々であった

と考えられる。経済発展に伴い、中間層が出現し、それらの人々が政治変動の媒体者となって、民主化を進める社会的エネルギーが形成される、というのが近代化論における一般的な図式である。この図式は香港においても当てはまるのではないだろうか。

呂大樂・黃偉邦による一九九二年の調査によれば、香港の経済活動人口の二〇・五パーセントがミドルクラス（上層・下層サービスクラスの合計、狭義の中間層）に属すると推計される。香港政府の人口センサス結果では、一九九一年に管理・行政職および専門職には労働人口の一二・九パーセントに当る三四万人が属している。七〇～九〇年代の香港では、急激な経済発展によって、社会構造に新たな開放部分が生まれ、これによってミドルクラスに上昇する余地が大きくなったと言われる。広義の中間層として事務職・サービス従事者（ミドルクラスへ上昇する予備軍と言える）などを含めると、労働人口に占める比率は九一年の五二・三パーセントから二〇〇一年には六二・三パーセントへと増大し、二〇〇一年時点では二〇四万人がこれに該当する。

ところで、呂・黄の九二年調査によれば、ミドルクラスの約七〇パーセントが設備の整った民間アパートメントに居住していた。さらにミドルクラスの七〇パーセント弱が住宅の所有者であった。九〇年代の不動産価格の上昇を支えたのがこれらのミドルクラスであることを考

えれば、この比率はさらに高まっていると推定される。そして、中国への主権返還後に発生したアジア通貨危機を契機として不動産価格が大きく調整するなか、それによる打撃を受けたのもミドルクラスであった。ミドルクラスが「七・一デモ」の中核の一つとなったことは想像に難くない。

一方、普通選挙要求の主体も「中間層」であったと言える。香港政府タスクフォースが第五次報告を発表した後、立法会における採決を前にして次のような大判の新聞広告が出された。

「一群の中産者の心情…我々は最も多く税金を納めながら、福利は最も少ない…我々は香港を担っているのに、誰が我々（の利益）を代表しているのか…政府は金を使うな、政府が大財閥に金をやるのを止めさせろ…政府を選挙する自由が必要だ。我々は普通選挙を切望する！一群の公共関係専門士および中産エネルギー」<sup>②</sup>

この広告は、香港における中間層の政府および財閥に対する意識を明確に表している。すなわち、香港の中間層は、自らを財閥とは区別し、政府と財閥の癒着に大きな不満をもっている。そして、香港の経済的發展を担っているのが自分たちであるはずなのに、その見返りが少ないことに憤っている。こうした状況を改善するため、普通選挙によって、彼らの利害を代表する政府を選ぶことが必要であると考えている。中間層の普通選挙要求は、

政治的信条に基づき理想を追求する民主活動家とは一線を画した、現実の経済的な利害に基づくものと言える。

### 香港・中国の経済的一体化と中間層

中央政府は、香港において中央政府に対抗的な態度をとっている勢力（いわゆる民主派）があり、それらが結果的に香港の民主化の進展を阻害しているという見方をしているが、そのような見方は、香港の状況を十分に理解したものであるとは言い難い。デモへの参加という形で政治的な要求を表出するようになった中間層は、中国に対抗的というよりも、少なくとも経済面での中国との一体化には肯定的であるとみられる。

二〇〇三年上期のSARS禍によって困窮した香港経済の回復の契機となったのは、中国・香港間の経済協力協定（CEPA）と特定地域の大陸居住者の香港・マカオ個人旅行スキーム（IVS）解禁であった。とくに後者は、二〇〇四年に広東省全体が同スキーム解禁地域となったことで香港への旅行者が激増し、低迷していた小売・サービス業界の救世主となった。一方、香港住民の大陸での就業も増加している。香港政府の調査によれば、二〇〇五年一～三月期に平均就業人口の七・四パーセントに当たる二四万人が過去一二月月の間に大陸での就業を経験したという結果が出ている。さらに、中国の貿易量

の拡大により、中継地としての香港の貿易量が増加している。中国企業の香港株式市場での新規株式公開（IPO）や人民元切り上げ期待により、海外から香港への資金流入が増加し、金融サービス業界の雇用機会の創出にも寄与している。

これだけ大陸との経済的一体化が進み、大陸経済への依存度が大きくなれば、経済的側面に限れば、香港にとって中国と敵対して得になることはない。中国経済の発展の潮流に乗って、中国と共存共栄することに異議を挟む余地はない。二〇〇三年の「七・一デモ」の直前に行われた温家宝首相の香港訪問は平穩に終わり、デモにおいても中央政府を批判するスローガンが全くみられないのは、このような社会経済的背景があった。

中国との経済的一体化は、香港内の中間層拡大の原因の一つでもある。八〇年代に中国が改革開放政策を進める中で、香港の製造業者は競争力を維持するために、生産拠点をコストの上昇した香港から広東省へと移転した。この結果、香港の産業構造は大幅に変化し、製造業の比率が低下する一方、サービス業の比率が高まった。香港のGDPに占める製造業の比率は一九八〇年の二一・九パーセントから二〇〇四年はわずか三・四パーセントにまで低下する一方、サービス業（卸小売・輸出入・レストラン・ホテル、運輸・倉庫・通信、金融・保険・不動産、その他サービス）の比率は五七・五パーセントから

七六・三パーセントへと拡大した。香港を中心として中国南部に経済圏が拡大したが、香港経済は急速に金融・サービス業に特化し、中間層の拡大に拍車がかかった。

さらに、九〇年代には、香港の不動産開発業者や小売業者も中国全土に進出を始め、中国・香港の経済的一体化が一層進んだ。これに伴い、中国・香港間を往来する香港住民の数も飛躍的に増大した。出境統計によれば二〇〇四年に香港住民は一人当り年八・六回大陸に入境している計算になるが、そうした中で、八九年の天安門事件以来大陸への入境が許可されていなかったのが、民主党などに所属する立法會議員であった。大陸・香港間を頻繁に往来し大陸の変化を目の当たりにしている香港市民の中には、中国に敵対的な姿勢を保ち続ける民主派の姿勢に違和感をもつ向きも少なくはないはずである。一方、民生問題でも、SARSなど感染症対策や大気汚染の問題など、広東省を初めとする大陸側との共同作業が必要な問題がますます増えており、「反中」の求心力は著しく低下している。

二〇〇四年九月の立法会選挙では、民主派の得票率は六二・四パーセントと前回（二〇〇〇年）の六一・一パーセントとほぼ同水準であったが、直接選挙枠が六議席増加したにもかかわらず、改選前に立法会の第一党の地位にあった民主党の議席数は一一から九に後退、自由党の後塵を拝する第三党に転落した。その背景には、経済界

を基盤とする自由党が基本法第二三条問題などで民主派寄り  
の立場をとったことや、民主派内で独立系候補が躍進するとい  
った事情があった。また、選挙期間中に、中国側により仕組  
まれたとみられるスキャンダルが発生したことも、民主党に  
不利に働く要因となった。もっとも、より重要な要因として  
は、民主党が、八九年の北京の天安門事件の際に抗議行動  
のリーダーとして頭角を現した李柱銘や司徒華などに代表  
される「反中」のイメージから脱皮できていなかったことが  
指摘できよう。

「現有の資本主義」をめぐる認識ギャップ

「反中」の求心力が低下しているとはいえず、「親中」の  
基盤が拡大している訳でもない。中央政府が、香港の中間  
層の信頼を勝ち得ることができないのは、中央政府が「一  
国二制度」の枠組みの中で守ることを約束している香港  
の「資本主義」が、財閥中心の資本主義であって、中間  
層の利害に配慮した「資本主義」ではないからである。資  
本主義をめぐる中央政府と中間層の認識ギャップがある限  
り、選挙制度改革をめぐる両者の間のミゾを埋めることは  
今後も難しい。

全人代常務委が〇七・〇八年に香港で普通選挙を実施し  
ないことを決定した直後の四月二六日、全人代常務委の  
喬晞陽副秘書長は、香港で開かれた同決定に関する座

談会に出席し、普通選挙が実施できない理由として六点  
を指摘したが、その一つが「現有の資本主義制度」の維  
持の必要から職能別選挙制が必要であるというものであ  
った。中国の「国家の全体の利益」にとつての香港の経  
済的メリットは、①中国企業の資金調達、②香港財閥の中  
国投資、であろう。前者は、金融センターとしての発展  
に寄与するという意味で香港にとつてもメリットは大き  
いが、金融・サービス業の拡大は香港における中間層の  
急速な拡大をもたらした要因でもある。一方、後者は、  
香港の財閥にとつてはメリットが大きい、香港市民には  
直接的なメリットはさほど大きくない。中国が「経済界  
を代表する政党の参画」が保証されない限り職能別選  
挙制を廃止できないとするのは、「国家の全体の利益」  
を香港市民の利益よりも優先して考えているためであり、  
「現有の資本主義」を「財閥中心の資本主義」とみなし  
ていることの表れである。

一方で、香港内では、大手財閥と香港政府との癒着に  
対する市民の眼が年々厳しくなっている。英国統治下の  
香港でも、香港政庁が英系企業に利益をもたらす傾向が  
全くなかったとは言えないが、植民地であるがゆえの定  
めとして香港市民の間にもおこぼれに与かろうと、ある  
種承認していたところがあった。それゆえに、かえって  
返還後の「港人治港」に期待するものも大きかったと思  
われる。しかし、実際には、政府と有力財閥との癒着関

係が強まり、市民の利益を軽視した「商人治港」とも言える様相を呈してきた。二〇〇六年一月に香港大学アジア研究センターが行った調査によれば、香港市民の四四・一パーセントが政府と財界との間に深刻な利益供与の關係があるとみており、六六・五パーセントの市民が行政長官は財閥から選出すべきでないと考えている。一方、二〇〇五年二月四日の普通選挙を求めるデモの前に、信徳集団の何鴻榮 (Stanley Ho) などの財界人がデモに批判的な発言を行った。これが、かえって香港市民の反発を招き、火に油を注ぐ結果となって予想を上回る規模のデモに拡大する原因となった。

要するに、香港の中間層の大多数は「反中」ではないが、八〇〇人の選挙委員のうち二〇〇人が工商金融界を代表している現在の選挙委員会が選出する行政長官が、市民の利益を守ってくれるかどうかに強い疑問をもっており、これが普通選挙要求の根底にあると言える。

## 結び

香港政治における中間層のプレゼンスは間違いなく拡大している。二〇〇六年三月には、経営・管理職や専門・技術職を中心とした一二〇〇人の党員から成る「公民党」(The Civic Party) が発足した。公民党は、「反中」「親中」という概念を崩し、経営・管理職や専門・技術

職を支持層に取り込むことを目指している。中央政府は、公民党が香港において民主党よりも強大な勢力になるとして早くも警戒している。

こうしたなかで、香港特別行政区政府は、中央政府と市民の間でますます板挟みとなろう。中央政府と香港市民の間の相互不信が深いゆえに、両者の間でバランスを維持するのは至難の業である。

香港政府としてできることは、香港政府への高い信任を維持して、普通選挙要求が高揚しないようにすること、すなわち時間稼ぎをするしかない。その間に大衆デモなどの発生を回避するには、①経済状況が悪化しないように、とくに中間層の利害に配慮した経済政策運営を重視する、②透明性を高め、政府・財閥の癒着関係を整理する、③民生問題解決のために内地政府との対話・協力を進める、④民主派への懐柔策を地道に続ける、といったことが必要であろう。行政主導でこれらを進め、中央政府からの香港に対する信用を取り付けることが、現在の「一国二制度」という枠組みの中で香港の民主化を早期に実現するための、現実的に考えうる最良の方策と言わざるを得ない。

中央政府の立場に立てば、内地が民主化を漸進的に進める一方で、香港の民主化だけを突出して進展させる訳にはいかない。内地の民主化は、二〇〇五年一〇月に発表された民主政治体制建設白書で示されているように、



当面は基層組織の選挙を普及することが目標となっており、共産党の一角独裁の継続が前提となっている。共産党政権は、内地で自らの統治を揺るがしかねない民主化運動が発生することに敏感であり、民主化運動を刺激するいかなる動きにも警戒的である。そうした現実を考えたとき、香港において普通選挙の実施などについて楽観的な展望を立てるのは難しい。

もっとも、香港における中間層の拡大は、内地においても他人事ではない。都市化を推進するなかで、いずれ中国の大都市も直面する問題である。第一次五カ年計画では、都市化率は二〇〇五年の四三パーセントから二〇一〇年には四六パーセントに引き上げられる。人口増加目標なども含めれば、五年間で都市人口は約七七〇〇万人増加することになる。また、サービス産業の育成も課題であり、同計画では、サービス産業のGDPに占める比率を四〇・三パーセントから四三・三パーセントに引き上げることが目標としている。すでに中間層が形成され、政府系シンクタンクでも中間層の研究が始まっている。こうした中間層は、政治の舞台でも無視し得ない勢力となってくることは間違いない。二〇〇六年四月には、住宅価格の高騰に憤った深圳市民がインターネットで住宅不買運動を呼びかけ、全国的に注目される事件となった。

香港のミドルクラスを中心とした普通選挙要求の今後

の動向は、中国内地の民主化の行方を占う上で、極めて重要な意味をもつと言えよう。

(そね・やすお 一九八五年中国語学科卒業)

註

- (1) 禁止行為には、国家反逆、国家分裂、反乱扇動、中央政府転覆、国家機密漏洩が含まれる。
- (2) 二〇〇四年選挙より直接選挙枠が半数に拡大することになっており、政府としては「国家安全法」制定が選挙において民主派勢力に有利に働くことを警戒したとみられる。
- (3) 同法案のなかで、特に強い反発を引き起こしたのは①警察が捜査令状無しに家屋内を捜索できる、②中国本土で非合法と見なされた組織を香港内でも禁じる、③国家機密の違法な公開を禁じる、の三条項であった。①と②は中国本土で禁止されている法輪功を想定したものであったが、公権力の乱用に結びつくという批判があり、カトリック教会を中心に「言論・信教の自由」が損なわれるとの抗議が起きた。③は主にマスコミ界から反対の声があがった。
- (4) ネガティブ・エキイティ比率Ⅱ(ローン残高÷物件価格)×ローン残高(%)。
- (5) この点は、董建華行政長官の最後となった施政方針演説(二〇〇五年一月二日)の中で、率直に反省されている。
- (6) 約一カ月前に行われた天安門事件追悼デモの参加者は、SARSによる外出制限の影響もあり、前年を下回る一万七〇〇〇人(警察発表)であった。
- (7) 具体的には、注(3)で述べた①③のうち、①と②を削除、③には「公共の利益」に配慮する内容を加え、報道の自由を損なうことがないようにした。

- (8) 同氏は、辞任前に中央政府の意向を探るため北京に飛び「中国政府は法案さえ通れば、内容の詳細にも時期にも拘らない」との感触を得たとされる(『日本経済新聞』二〇〇三年七月九日)。
- (9) 民間人権陣戦は、民主党などの政党や宗教・文化団体など五〇余りの組織で構成される、二〇〇二年に設立された民主化要求団体。なお、警察発表では、デモ参加者はピーク時スタート地点で三万七〇〇〇人と推定している。
- (10) 『東方日報』二〇〇四年二月一〇日。  
香港特別行政区政府「政制發展專責小組第一号報告:『基本法』中有關政制發展的法律程序問題」(二〇〇四年三月)、附件一、第三章。http://www.cab.gov.hk/cd/chi/past/index.htm
- (11) 『明報』二〇〇四年四月七日。  
「香港特別行政区行政長官向全国人民代表大會常務委員會提交關於香港特別行政区二〇〇七年行政長官和二〇〇八年立法會產生辦法是否需要修改的報告」(二〇〇四年四月一五日)。
- (12) 『人民日報』二〇〇四年四月一七日。  
デモ主催者の民間人権陣線は、デモ参加者は前年を上回る五三万人に達したと発表した。
- (13) 『七・一デモ』は参加者が一万一〇〇〇人と前年、前々年から大幅に減少したが、その背景には曾蔭権新行政長官に対する高い支持率があった。
- (14) 中央政府は、前年の〇四年九月三〇日の國慶節の公式晩餐会に初めて民主派を招待していた。
- (15) 香港特別行政区政府「政制發展專責小組第五号報告:二〇〇七年行政長官及二〇〇八年立法會產生辦法建議方案」(二〇〇五年一〇月)。http://www.cab.gov.hk/cd/chi/past/index.htm

- (20) *China Daily*, November 1, 2005.
- (21) 『明報』二〇〇五年十一月一日。  
陳方安生(Anson Chan)元政務長官もこのデモに参加し注目を集めた。
- (22) ここで言う「中間層」とは、職業による社会階層の範囲を基準とする。「中間層」に属する職種は、広義に捉えれば、経営・管理職、専門・技術職、事務職に加えホワイトカラーの販売・一般サービスの職業従事者となる。服部・船津・鳥居(二〇〇二)・九(二〇〇二)。
- (23) 呂大樂(二〇〇二)・八四(八五ページ)・呂らの研究では、ミドルクラスは、専門職・行政職・管理職で雇用されている人々を指す。
- (24) *Census and Statistics Department* (2001), p.54. 上記の「中間層」は、服部・船津・鳥居(二〇〇二)の定義に従い、①管理・行政職、②専門職、③準専門職、④事務職、⑤サービス従事者・店頭販売員、を含めた広義の中間層である。
- (25) 『蘋果日報』二〇〇五年一月七日。  
*Census and Statistics Department* (2005), p.12.
- (26) 選挙期間中に、民主党からの立候補者が広東省内で買春容疑で逮捕された。また、同党候補者の事務所経費の不正請求疑惑が発覚し、民主党を貶める事件が次々に報道された。
- (27) 『文匯報』二〇〇四年四月一七日。
- (28) 『信報』二〇〇六年四月一八日。
- (29) 『明報』二〇〇五年一月二五日。『*The Standard*, November 28, 2005.
- (30) *South China Morning Post*, May 2, 2006.
- (31) 國務院報道弁公室「中國的民主政治建設」(二〇〇五年一〇月)。
- (32) 例えば、中国社会科学院社会学研究所の陸学芸(二〇〇二)など。

〈参考文献〉

- 服部民夫・船津鶴代・島居高(編)(二〇〇二)『アジア中間層の生成と特質』アジア経済研究所
- 呂大榮(二〇〇二)「香港の中間層——変動期に生まれた第一世代ミドルクラス——」服部民夫・船津鶴代・島居高(編)(二〇〇二) 七五〜一〇三ページ。
- 呂大榮・黃偉邦(一九九八)『階級分析與香港(九八增訂版)』青文書屋(香港)
- 陸学芸(主編)(二〇〇二)『当代中国社会階層研究報告』社会科学文献出版社
- Census and Statistics Department (2001), *Population Census 2001: Summary Results*.
- Census and Statistics Department (2005), *Hong Kong residents working in the mainland of China*(Special report No. 42).
- 『同報』『明報』『星島日報』『東方日報』『文匯報』『蘋果日報』『人民日報』『日本經濟新聞』『香港ポスト』『世界週報』『South China Morning Post』『The Standard』『China Daily』

# 未だ道半ばの台湾の民主化

澁谷 司

(拓殖大学海外事情研究所)

周知のように、台湾では一九八〇年代半ばから政治的民主化が急速に進んでいる。この民主化のスピードはきわめて速く、まるでジェットコースターに乗っている感じで、その速さに後れずに付いていくのは大変である。

振り返れば、今から二〇年前の一九八六年九月、ようやく民主進歩党(以下、民進党)が産声をあげた。現在の政権政党である民進党が、たった二〇年前に誕生したばかりなのである。それが、二〇〇〇年の政権交代を経て、現在では政権を担当している。この変化のスピードはすざまじい。

さらに、一九九六年三月、台湾で初めての総統直接選挙(以前は、国民大会が間接的に総統・副総統を選出)が行われた。その際、中国が台北・高雄近海にミサイルを合計四発試射して、一時、台湾海峡が緊張した。米ク

リントン大統領が台湾付近に空母二隻を派遣し、無事、総統選挙が行われた。

このように、台湾をめぐる政治状況は日々目まぐるしく変化している。しかしながら、台湾の民主化も依然、道半ばの感がある。そこで、いくつかの点を挙げて、その民主化の問題点を浮き彫りにしたい。

## 一、「ねじれ現象」を解決できない憲法の不備

台湾で施行されている中華民国憲法は、一九四六年一月に中国大陸で公布され、翌年に施行された。そして、国共内戦で敗れた中国国民党(以下、国民党)が台湾へ逃避する際、台湾へ持ち込んだ憲法である。

この中華民国憲法では、無論、行政府と立法府の「ね

じれ現象」など想定していなかった。実際、台湾では五年間、国民党は圧倒的な軍事力・警察力で台湾を支配してきた。その国民党は、行政・立法・司法の三権（台湾では監察・考試を含め五権）を牛耳っていたので、「ねじれ現象」は起こるはずもなかった。

ところが、二〇〇〇年の総統選挙で陳水扁・民進黨候補が勝利し、国民党から民進黨へと平和的政権交代が行われたのである。だが、依然、立法院では野党・ブルー勢力が優勢である。そのため、行政府と立法院の間で「ねじれ現象」が生じた。そして、現在もなお、それが解消されていない。例えば、政府の提出する「特別軍備購入予算案」が野党の反対によって六〇回以上も立法院で否決されている。

言うまでもなく、日本の場合、首相には伝家の宝刀・衆議院の解散権がある。二〇〇五年夏、衆議院で可決された「郵政民営化関連法案」が、参議院では否決された。そのため、小泉純一郎首相は衆議院を解散する挙に出た。九月一日、その郵政民営化をめぐって衆議院選挙が行われ、小泉自民党が圧勝した。そのため、選挙後、小泉内閣は再度、衆議院に「郵政民営化関連法案」を提出し可決したが、参議院でも同法案が通過したことは記憶に新しい。

他方、アメリカの場合、ホワイトハウスと議会が法案をめぐり対立した際には、大統領が法案への拒否権を持

つ。法案への拒否権は大統領の権限が強大なことを示している。けれども、ホワイトハウスから差し戻された法案に対し上下両院ともに三分の二以上の賛成があれば、その法案が成立する仕組みとなっている。

日米ともに行政府と立法院の間で「ねじれ現象」が存在した場合、その解決方法が準備されている。ところが、台湾では、「ねじれ現象」解決のための仕組みが整っていない。

唯一、立法院で行政院長への不信任決議案が立法委員の過半数の賛成があった時、行政院長は総統に立法院の解散を申請することができる。つまり、立法院で行政院長への不信任決議案が通過した時だけ、議会の解散が可能である。

ただ、野党・ブルー勢力は立法院で優位を保持しているので、あえて行政院長に対する不信任決議案を提出することはない。したがって、二〇〇七年末の立法委員選挙まで、この「ねじれ現象」は解消しない。この膠着状態こそが台湾政局を混乱に陥れている。

## 二、「公民投票」のハードルの高さ

台湾には「公民投票」の制度がある。二〇〇四年の総統選挙時、二つのテーマ（①国防強化、②中国との対等交渉）が設定され、「公民投票」にかけられた。テーマ

は当初の内容から軟化し、有権者に賛成を得られやすくなった。したがって、本来ならば、「公民投票」は成功するはずだった。だが、実際には不成立に終わった。

なぜか。問題はそのハードルの高さにあった。「公民投票」が導入される際、成立要件をめぐって、「有権者全体の過半数の賛成」で成立するのか、それとも「投票者全体の過半数の賛成」で成立するのか議論された。

後者の場合、単純化して考えると、例えば、有権者が一〇人いて、七人が棄権したとする。三人の投票者で、二人が賛成票を投じ、一人が反対票または白票を投じた（棄権）とすると、一票で「公民投票」のテーマが成立する。一〇人中二人の賛成でテーマが成立することは不合理だとされ、結局、前者が導入されたのである。

現実的に、このハードルは高過ぎた。実際、二〇〇四年総統選での「公民投票」は投票率が四五%あまりで、開票結果を待たずして不成立となったのである。

仮に、八〇%の投票率の場合、投票者の中で六〇%の賛成者がいても、四八%で過半数には達しない。同じく、七〇%の投票率の場合、投票者の中で七〇%の賛成者がいても、四九%で、過半数には届かない。同様に、六〇%の投票率の場合、投票者の中で八〇%の賛成者がいても、四八%で過半数にしかない。いずれも否決されてしまう。

日本でも、ようやく憲法改正へ向けて国民投票の議論

が始まったが、台湾の「公民投票」の例を他山の石とすれば、「有権者の過半数の賛成」を採用すべきではないかもしれない。「投票者の過半数の賛成」で成立する方が民意を正しく捉えているだろう。棄権者は、他の投票者に対し白紙委任状を渡したのと同然と考える方がより合理的である。

今後、台湾で再び「公民投票」が実施されるだろうが、このハードルの高さのため、テーマが不成立になる公算が高い。これでは、何のための「公民投票」なのかわからない。

### 三、前職を投げ出す無責任さ

台湾政治で不思議なのは、県市長や立法委員に当選し就任しても、すぐにその職を投げ打って、他の職に就くことである。

二〇〇五年暮れの統一地方選挙では、国民党の立法委員（二〇〇四年末に選出）が県市長選挙に打って出た。任期（三年）があと二年あるにもかかわらず、国民党の立法委員が県市長に四人も当選し、転出した。元親民党の周錫璋（台北県長）、劉政鴻（苗栗県長）、卓伯源（彰化県長）、黄敏惠（嘉義市長）である。

日本でも、同じように国会議員から市長・県知事から転身する例がないことはない。例えば、中田宏・衆議院

議員の場合、二〇〇〇年六月の衆院選で三期連続当選を果たした。だが、任期半ばの二〇〇二年、横浜市長選挙に立候補し、見事当選した。しかし、中田・市長の場合、日本ではレア・ケースであろう。

一九九九年一月選出の第四期立法委員から立法院の定数は二二五となっている。現在の第六期立法委員は二〇〇四年一二月の選挙で選出されたが、その後、ある民進党立法委員が刑事事件で投獄され、議員資格停止されたため議員数は二二四となった。それが二〇〇五年末の統一地方選挙によってさらに三議席が欠け、二二一議席となったのである（嘉義市に関しては立法委員定数二二に對し一議席欠けるので、補欠選挙を行う）。したがって、現在立法院の過半数は一一一議席となっている。

統一地方選挙以前に、国民党は立法院で八三議席持っていたが、国民党の立法委員四名が県市長に転出したため、七九議席に減った。他方、回選挙直後の親民党は三二議席であった。両党を合わせた野党・ブルー陣営は一一一議席で、立法院の過半数ぎりぎりとなった。

台湾の立法委員選挙では、中選挙区と比例代表の並立制がとられており（そのほかに原住民と海外華僑代表の枠がある）、全二二五議席のうち四一議席が比例代表制で選出されることになっている。現状では民進党が一五議席、台連が二議席、国民党が一四議席、親民党が四議席、無党団結連盟が一議席となっている。与党（民進党・

台連）が一七議席、野党（国民党・親民党）が一八議席である。ここで、もし無党団結連盟が与党に協力したり、国民党と親民党が仲たがいしたりすれば、即、立法院でのブルー優位が失われるだろう。与党側とすれば、大いに歓迎すべき状況が生じた。だが、立法委員として当選させた有権者の意志は、踏みにじられることになる。

#### 四、代理県市長の存在

県市長がしばしば中央に転出するのも台湾政治の特色である。二期目の途中、蘇貞昌・台北県長は総統府秘書長（官房長官）へと転出した。同様に、二期目の途中で、蘇嘉全・屏東県長が内政部長（内務大臣）へと昇格している。こういう時、日本ならば県知事や市長の辞任に伴い、すぐに補選を行う。ところが、台湾の場合は、代理県市長が残りの任期を務める。五五年にわたる国民党政治の「負の遺産」かもしれない。

二〇〇五年一月、高雄市長だった謝長廷（残り任期約二年）が、行政院長（首相）として中央に転出した。そのため、行政院スポークスマンの陳其邁が代理高雄市長として就任している。ところが、父親の陳哲男が「高雄 MRT（地下鉄）汚職事件」に関与した疑いがあったため、九月に辞任した（その後、陳哲男は起訴されている）。そこで、今度は総統府資政（顧問）の葉菊蘭が代理市長

の代理となった。代理の代理である。これで真に民主政治と言えるだろうか。一種の政権のたらい回しである。日本では到底考えられない。補選を行ってはじめて民主的と言えよう。この点に関して台湾有権者は寛大である。

## 五、台湾マスコミの強い政治性

現代の政治では、立法・行政・司法の三権以外にマスコミが「第四の権力」として考えられる。マスコミも一国の政治過程で、しばしば大きな役割を果たす。

ところが、台湾のマスコミは信用がおけない。日本のマスコミが必ずしも信用できるといわけではないが、台湾のマスコミよりはるかに信頼性が高い。

台湾のマスコミは取材が十分ではないのに、平気で「飛ばし記事」を書く。また、有りもしない、いい加減な情報に基づいて書いているケースが多い。

そして、日本のマスコミよりさらに政治色が強い。特に、野党ブルー系のマスコミは、与党を徹底的に叩く。マスコミが権力へのチェック機能だとすれば、その行動様式は正しい。だが、野党に対するチェックは非常に甘い。例えば、馬英九・国民党主席兼台北市長にはいろいろ問題があるにもかかわらず、ブルー系のマスコミは馬・主席を擁護し、ダメージを与えるような記事はほとんど書かない。偏りがひどい。

台湾のテレビは、地上波・有線・衛星と一〇〇以上チャンネル数がある。その中の一部は中国資本なので、どうしても中国寄りのスタンスとなる。例えばTVBSである。一〇〇%外資であることが最近判明した。

実は、TVBSの大株主である東方カラー・テレビ（台湾で登記）は、同社株五三%を所有している。一方、外国企業のパミューダが残り四七%の株を持っている、しかし、東方カラー・テレビの株主はパミューダの株主であり、パミューダの理事長こそが梁乃鵬・前中国香港特別区放送事務管理局主席であった。

中国資本が台湾へ進出して、中国寄りの報道を行っている。これでは、台湾人の政治判断に狂いが出てしまうまいだろう。

## 六、買収に弱い台湾人

台湾人は利にさとく、おカネが大好きである。そして、一部の人は選挙時に簡単に買収（「買票」）されてしまう。彼らは主義、主張とは無関係におカネに左右されやすい。

二〇〇四年の総統選挙直後、票差が三万票足らずだったため、陳水扁総統再選に異議を唱え、総統府前に集まった多くの人々がいる。しかし、彼らが本当に野党・ブルー支持者かと言えば、必ずしもそうではない。一部の与党・グリーン支持者さえ野党・ブルー陣営から弁当が出るか



らといって、陳總統への抗議集会へ出かける。日本人のセンスから言えば、考えられない行動様式である。

ここで、同年末の立法委員選挙時、彰化県のある選挙事務所で聞いた話を紹介したい。台湾の立法委員選挙は大選挙区制（比例代表併用制）なので、候補者が乱立した。

「買票」は一人当たり、五〇〇台湾元（約一六五〇円）から一〇〇〇台湾元（約三三〇〇円）が相場と言われる。今や一人当たりのGDPが一万五〇〇〇米ドル前後の台湾が、この程度の額で買収されるのが不思議であろう。

しかし、これを一家族当たりで考えると、実に額が大きい。仮に、ある四大家族がいたとする。家族構成は父親と母親、それに二〇歳以上の息子・娘である。もし、ある候補者からその家族宛に一人一〇〇〇元（約三二〇〇円）ずつ配られると、全部で四〇〇〇元（約一万三二〇〇円）となる。

特に、彰化県では多くの候補者が「買票」を行う。すると、五人の候補者から四〇〇〇元（同）もらえば、合計で二万元（六万六〇〇〇円）である。この額は、彰化県で働く若い女性の一ヶ月分の給料に相当する。

台湾では「カーニバル」たる選挙を通じて「富の再分配」が行われている感がある。かかる選挙をいつまでも行っているようでは、台湾の民主主義が成熟するまでに、だいぶ時間がかかりそうである。

## 七、元公務員に対する行き過ぎた優遇

台湾では、軍人や公務員・教師が退職する際、退職金を全額受け取るか、あるいは在職時とほぼ同額の給与として分割して受け続けるシステムとなっている。ただし、前者の場合、優遇措置として退職金に一八パーセントの利息が付く。いくら台湾の軍・公・教関係の給料が安いと言っても、我が国から見て大変魅力的である。おそらく世界一の優遇措置だろう。

台湾も、高度経済成長をしていた六〇年代から八〇年代ならばともかく、二一世紀に入って低成長時代に突入した。一般の金利がせいぜい一〜二パーセントの時代に、未だ一八パーセントの利息は明らかに高過ぎる。

また、四つの公営銀行（台湾銀行・土地銀行・中央信託局・輸出入銀行）や民営化しても未だ政府が株を持っている銀行は、退職金の利子一三パーセントと優遇されている。その他、中国石油、台湾電力、台湾鉄道管理局などの国営職員はやはり長期にわたり優遇措置の恩恵を受けてきている。

このような軍人・公務員・教師、公営銀行や政府が株を保有する銀行の銀行員、国営職員に至るまで優遇措置は、国民党が台湾を支配するに際してのアメの政策だった。

しかし、民間に比べ、不平等な社会制度なので、今後

退職する軍人・公務員・教師への優遇措置を引き下げられることになった。社会的公正を目指すことは更なる民主化の一環である。

## 八、「新憲法」制定さえまならぬ台湾

李登輝政権下、中華民国憲法が六回も改正されたが、いくら改正されても、台湾の身の丈に合った憲法というには程遠い。そのため、与党・グリーン勢力は「新憲法」の制定・実施を企図しているが、実現が困難である。

第一に、今でも立法院で野党・ブルー陣営が優勢なのに、「新憲法」制定に必要な立法院で四分の三の賛成を得るのがきわめて難しい状況にある。

第二に、中国が台湾の「新憲法」制定・実施に反対している。中国共産党は国民党や親民党のパイプを使って、台湾内部で「新憲法」制定に反対を表明させている。また、中国大陸に投資を行っている台湾企業や大陸で働く台湾ビジネススマンに圧力をかけて、「新憲法」制定に反対させている。

第三に、中国を刺激するという理由から、米国が台湾の「新憲法」制定に猛反対している。日本も米国の尻馬に乗って、反対を表明するだろう。EU主要諸国も同様な態度を示すことは間違いない。

そこで、陳水扁政権が採りうる唯一の手段は、「新憲

法」の制定を「公民投票」にかけ、立法院に圧力をかける方法であろう。首尾よく「公民投票」で「新憲法」の制定が賛成されれば、立法院としても動かざるを得ない。しかし、「公民投票」には「有権者全体の過半数の賛成」が要求されるので、これとて与党の思惑通りにはいかならう。

実は、台湾の民主化が深化すればするほど、(民主主義を世界に広めようとしている)米国が、東アジアの安全保障を脅かすとして、台湾の民主化にストップをかけるという奇妙な構図となっている。おそらく、台湾の民主化の行き着く先は「台湾共和国」の樹立であろう。

以上、台湾の民主化の問題点を列挙してきた。これらの問題を解決するのは決して容易ではない。李登輝政権下で台湾の民主化は大幅に進んだ。その後、陳水扁政権が民主化改革を継続している。けれども、行政院(行政院)と立法院(立法院)の「ねじれ現象」のため、遅々として進んでいない。まだまだ台湾は民主化の途上にあるので、もうしばらく時間をかけなければ成熟した民主国家への道に至ることはできない。

(しぶや・つかさ 一九八〇年中国語学科卒業)

# 現代韓国と「民主主義のコスト」

—— 金泳三元大統領との対話から

小針 進

(静岡県立大学)

「韓国はまだ完全な民主主義国家ではないと思っ  
てい  
るんですよ」

厳しい口調でこう言うのは、韓国の金泳三元大統領で  
ある。

筆者は、ここ数年、ソウル上道洞にある金泳三氏の私  
邸を年に四回程度訪ねて、オーラルヒストリーをやっ  
ている。オーラルヒストリーとは、ある人物にインタビュ  
しながら記憶と感情を口頭で述べてもらい、歴史から埋  
もれてしまうような記憶を口述記録する作業である。筆  
者は、韓国社会論が専門なので、これまでもオーラルヒ  
ストリー・プロジェクト（政策研究大学院大学）で日本  
の政官界の有力者へのオーラルヒストリーを手がけてき  
た中京大の佐道明広教授や著書『代議士のつくられ方』  
（文春新書、二〇〇〇年）で知られるソウル大の朴喆熙

教授と共に、韓国現代史と日韓関係に関する金泳三氏へ  
の作業を行っている。

金泳三氏は、日本による植民地時代の一九二八年に生  
まれ、解放後、李承晩政権下の国会で初当選したのが二  
六歳であった。史上最年少の国会議員の誕生で、この記  
録はその後も破られていない。朴正熙・全斗煥の両軍事  
政権下では野党の院内総務や総裁として、韓国の民主化  
のために闘争した。一九九三年には三二年ぶりの文民大  
統領となり、その任を九八年まで務めた。

それだけに、「民主主義とは何か」といった感慨にひ  
たることが多いという。金泳三氏は年次に応接間に飾る  
揮毫を書くのだが、今年（二〇〇六年）はズバリ「民主  
主義」にした。その理由を聞いてみると、「最も大切に  
されるべき理念だが、危機にも陥りやすいからこそ書い

た」と言う。では、金泳三氏は何に危機感を持っているのだろうか。

それは、打倒の対象であった朴正熙、民主化闘争の同志で、かつライバルでもあった金大中という両大統領経験者への、金泳三氏の思いともダブるのである。



### 一、民主主義を勝ち取ったプロセスの忘却

一九六一年の軍事クーデターで政権を握った朴正熙は、六三年、六七年、七一年と選挙で大統領に選出された。七二年一〇月には戒厳令をしいて国会を解散、大統領の権限を強化した「維新憲法」を發布し、強権的な大統領

として四選された。四選目は形式的には間接選挙であった。維新体制下の朴正熙は言論の自由を制限し、学生らの民主化要求をことごとく弾圧した。

ただ朴正熙は軍事文化的な上意下達で、いわゆる開発独裁を行った。六〇年代まで最貧国の水準であった韓国を、輸出志向型工業化政策によって高度経済成長させた。朴正熙が果敢な政策を推進しなければ、韓国がいまのような全貿易規模が世界で十指に入ることはなかったかもしれない。また経済成長による高学歴の新中間層の出現があったからこそ、それが民主化要求勢力にもなった。

それだけに、いまの韓国人が歴代大統領を評価する際、朴正熙に高い点数を付けることが多い。KBS（韓国放送公社）が二〇〇四年一二月に、韓国全土の満二〇〜六〇歳の男女二〇〇五人を対象に行った世論調査によれば、「大韓民国の地位を高めた人物」として男性回答者の第一位が朴正熙（三四・二パーセント）、第二位が金大中（二二・五パーセント）、女性回答者の第一位が金大中（二六・三パーセント）、第二位が朴正熙（一五・九パーセント）であった。

筆者は、朴正熙の開発独裁を挙げながら、このあたりのことを金泳三氏に聞いたことがある。

—— どう思いますか。

金泳三 いまの国民たちを、本当に私は不思議に思う。

朴正熙は、本当、悪いことをたくさんしたんですよ。人をたくさん殺したし、国民の重要な人たちを全部監視した。そういうことをして三二年間という政権を執ったでしょ。その中でも、嘘ばかり言った。

こういうことがあるんです。浦項というところに石油が出たと（朴正熙政権がリークした）。日本の新聞にも、アメリカの新聞にも、韓国の新聞にも大きく出ました。ところが、全部嘘だったんですよ。政治的に敵しい時だったから、あんな嘘を作ったんです。

そんな嘘をついても、いまになってそういうことを話す人がないんですよ。その当時、韓国は貧しい時だから、石油が出ると思ったら、「ワア、これは金持ちになるんだ」と、国民が全部そう思うでしょう。それで、朴正熙に期待するようになったんですよ。朴正熙がどれぐらい悪いことをしたかと言ったら、石油が出たと言って、夜、石油をどこからか持ってきたというんですよ。それを新聞に出しました。そういう悪い奴なのに、それひとつだけでも、あれは大統領になってはならない奴だった。そうなのに、あれを悪いとは言わない。ほんと、おかしな民族ですよ。でも、あれ、殺されたでしょう、

部下からね。

——— そうですね。

金泳三 本当に理解ができない。

——— 朴正熙大統領は「韓国式民主主義」と言って、「経済が成長するためには、一時的に民主主義がだめになってもいいんだ」みたいなことを言っていたんですけれども、そのことに関して当時、おかしいと思っていたんですか。

金泳三 民主主義は、どこの国でも同じでしょう。韓国の特別な民主主義があるというのは、あれは嘘でしょう。あり得ないことだ。

私は、朴正熙に一回だけ、野党の総裁のとき会ったけれども、あのときも私に嘘ばかり言っていたんですよ、いろいろね。

金泳三氏は朴正熙政権の維新体制下で弾圧された女子工員らと籠城したり、政権与党から不当な理由で国会議員の除名処分を受けたりした。その後、全斗煥が実権を握ってからは二度も自宅軟禁を強いられた。いずれも一年間の長期にわたるもので、二度目の場合は二三日間の断食闘争の末、解除を勝ち取っている。軍事政権下での軟禁に関して話が及ぶとき、「これは辛かった。刑務所では可能な知人との面会や手紙の交換すら自宅軟禁中はできない。監禁と言ってよい。『君たちがいくらくらこ

ことをやっても、いつかは必ず大統領になる』と軍事政  
権側に言ってきました」と口癖のように語る。

軍事政権下は民主主義が制限された暗い時代だったの  
に、それを忘れたかのように朴正熙を英雄のように評価  
する。もしそのような時代に戻るようなことがあれば、  
みな嫌がるはずだ。いまのように歴代大統領を評価する  
ような自由さえない。自らのように民主主義を伸長させ  
てきた大統領に対する評価が高くないのもおかしいこと  
だ。民主主義を勝ち取った苦しさを、既成世代ならば忘  
れてしまい、若い世代ならば知らないからだ。つまり、  
開発独裁が「民主主義へのコスト」のように思われては  
ならないという思いが、金泳三氏にはあるのではないだ  
ろうか。

韓国の民主化は大統領直接選挙制などの受け入れを盧  
泰愚(当時、与党代表)が宣言した八七年六月二十九日か  
らとされる。それからまもなく二〇年を迎えるが、民主  
主義を勝ち取ったプロセスの忘却も、「民主主義のコス  
ト」かもしれない。

## 二、「親北」的なムードと「南南葛藤」

金泳三氏が言う「民主主義」は、軍事独裁と対決する  
ための理念のほか、共産主義と対峙する意味合いもある。

「私はね、民主主義(という理念)がいちばん強い共

産主義と戦う力だと思っている。その方法だと思ってい  
るんです。(朴正熙の)独裁政治は、北のあれとちよっ  
と似ているから、だめだと私は思うんです」と、金泳三  
氏が筆者らに語ったことがある。

金泳三氏の共産主義に対する強い疑心は次のような発  
言からわかる。共産主義というよりは、朝鮮民主主義人  
民共和国(北朝鮮)への警戒感と言ってよいかもしれない。

私はね、もともとそういう考えをもっているんですよ。  
北は共産主義でしょう。国家というよりも、あれはもう  
犯罪の集団でしょう。いまも、ドルなんかを偽造したり  
しているでしょう。だから、いつも絶対変わらないこと  
を北は二つ持っているんですよ。一つは、南を攻撃する、  
占領する、それで統一するんだと。共産主義の形によっ  
て。もうひとつは、韓国が持つておる国家保安法という  
のがあるでしょう。あれをなくすことです。あれ二つが、  
いちばん自分たちが大事に思っていることですよ。

国家保安法とは北朝鮮を「反国家団体」と規定した法  
律だ。北朝鮮への協力・国家機密の漏えい・無許可出入国  
を禁止しているほか、北朝鮮を称賛・宣伝する行為を行っ  
たり、北朝鮮のスパイ活動を報告しなかったりした場合  
も禁じられている。北朝鮮スパイ摘発に効果を上げた。

同時に、軍事政権下では民主化運動を取り締まる口実

としても同法が濫用された。盧武鉉政権の中心的な人物のなかには、この法律によって弾圧された過去の民主化運動の闘士が大勢いる。だからこそ、同法の廃止に熱心であり、結果的に北朝鮮と同一の主張にもなる。盧武鉉大統領も「国家保安法は政権に反対する人を弾圧する法として使用されることが多かった。人権尊重の時代に向って進むには、そのような過去の遺物は廃棄した方がよいのではないか。鞘に入れて博物館に送った方がよいのではないか。国家保安法をなくしてこそ大韓民国が文明国家に向かつて進むことができる」(二〇〇四年九月、MBCテレビに出演中の発言)と述べたことがある。盧武鉉政権は同法の廃止を掲げているが、国内世論は真つ二つにわかれているので、そう簡単には進んでいない。

金泳三氏はこうした動きや韓国社会の対北宥和ムードをたびたび批判する。そして、その原因は二〇〇〇年六月に南北首脳会談のために訪朝もした金大中大統領(当時)の太陽政策であると批判するのだ。

金大中が北との関係をものすごく変にしていまいました。韓国はそんなにお金がある国ではないのに、北に対して何でも与えてあげると。ほんとうにデタラメだ。なぜこんなことやっているかわからない。京義線という鉄道があるが、その周辺の地雷を全部除去してしまつた。鉄道を使って北から持ってくる荷物は何もありません。

北の軍人が鉄道に乗ってやって来るしかないでしょ。何と言おうが話にならない。私はもともと金大中の太陽政策を反対してきた。

この発言は、拙著『韓国人は、こう考えている』(新潮新書、二〇〇四年)にも掲載したが、金泳三氏と話すと金大中に対する批判がしきりに出てくる。

太陽政策が有効な政策でないかどうかは検証が必要である。北朝鮮問題は、多くの日本人にとって、拉致問題を契機に突然降って沸いたと感じる向きがあったかもしれないが、韓国人にとってはきのうきょうに始まつた問題ではない。一九四八年の南北分断と五〇年の朝鮮戦争勃発以来、ずっと横わたっている問題なのである。したがって、封じ込めることによる暴走はなんとしても避けなければならない。自国の繁栄を壊したくないからこそ、世論調査をすれば、太陽政策への支持は高い数値が出る。また、北朝鮮は表舞台で圧力をかければ、いっそう般に閉じこもるのであり、国連における北朝鮮人権決議案はあまり意味がなく、水面下で交渉しながらの圧力でないという効果がないという指摘もある。

ただし、金泳三氏が指摘するように、金大中時代からの流れを汲む盧武鉉政権の対北姿勢には首をかしげるようなことが多々ある。盧武鉉大統領は〇四年一月、ロサンゼルスで「核を外部の脅威から身を守るための抑制

手段と考える北朝鮮の主張には「一理ある側面がある」と発言したことがある。この発言は、核兵器を保有する立場を合理化させてしまおうと国際社会でも憂慮された（なお、大統領のこうした軽い発言も「失権威」的でこれも「民主主義のコスト」か）。関連性があるかどうかは別だが、北朝鮮は翌年〇二月一〇日の外務省声明を通じて、「自衛のために核兵器を製造した」という表現を使って、核保有を公式に宣言してしまった。靖国神社参拝を繰り返した小泉首相に対しては「国家指導者の行為は、人類普遍の良心と歴史の経験に照らして適当かどうか評価しなければならぬ」（〇五年三月、三・一節での演説）と批判する一方で、人権や核問題に関して金正日総書記には「人類普遍の良心」を求めたことがない。

政権だけでなく、韓国社会そのものが「反米親北」になっているとよく言われる。〇五年七月、東国大の姜楨求教授がホームページ上に、「朝鮮戦争は祖国統一戦争で、米国が介入していなければ早期に終結して犠牲者も少なく済んだ」、「仁川の公園にあるマッカーサーの銅像撤去を支持する」といった趣旨のことを書き物議を醸した。すると、保守的な団体ばかりか、同大の学生からも猛烈な抗議を受ける事態となった。韓国社会は「反米親北」になったと言うよりも、「反米親北」的な発言が公然と現れて、これをめぐって韓国社会が分裂する、いわゆる「南南葛藤」と呼ばれる現象が日常化しているよ

うな状況だ。

こうした社会的な雰囲気醸し出されたり、北に言うべきことを言わない政権が誕生したりしているのも、「民主主義のコスト」かもしれない。

### 三、低投票率・「両極化」・マスコミの権力化

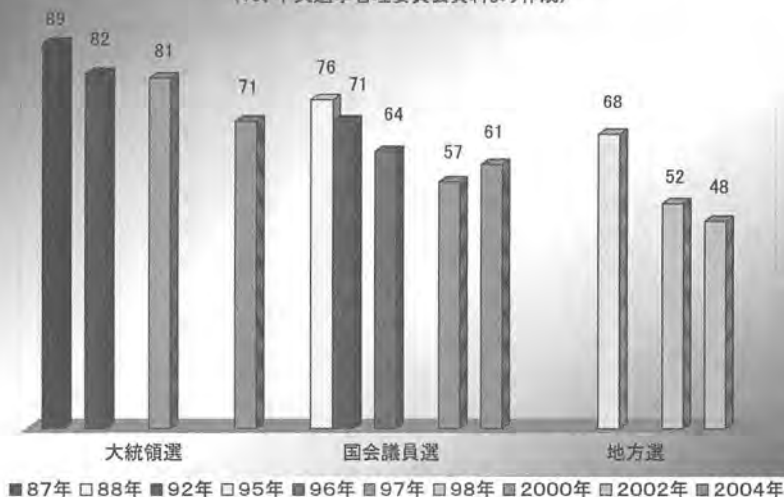
代表的な韓国の進歩派な政治学者に崔章集高麗大教授がいる。『民主化以降の民主主義（改訂版）』（フマニタス、ソウル、二〇〇五年）を書いた。このなかで一九八七年の民主化以降の韓国民主主義の危機として、低落する一方の各種選挙での投票率、所得格差の「両極化」、マスコミによる事実上の政治支配構造などを挙げている。

たとえば、[図]のように各種選挙の投票率はほぼ下落し続けている。国会議員選挙の場合、二〇〇〇年と〇四年の間で微増であるが、もはや日本の国会議員選挙のほうが高いぐらいの投票率なのである。〇五年九月の日本の衆議院選挙の投票率は、小選挙区六七・五一パーセント（前回「〇三年一月」五九・八六パーセント）、比例六七・四六パーセント（同五九・八一パーセント）であった（『読売新聞』二〇〇五年二月二一日付）。

また、日本でも格差社会が言われるが、盧武鉉政権下の韓国でも「両極化」問題としてそれが深刻化している。



[図] 韓国における民主化後の各種選挙の投票率  
(%、中央選挙管理委員会資料より作成)



崔章集教授は、「過去の権威主義国家は政治的正当性の弱さを補完するために少数の特権化したエリートを除くその下の階級には不平等な構造をある程度、抑えてきた。ところが、民主化以降の韓国社会は既得構造と市場体制の不平等な構造を抑える国家の民主的役割を進展させることができず、既存の規制装置をひとつずつ除去していった。われわれはこのような結果を多くの指標を通じて確認できる。所得の不平等の差を示すジニ係数を見ると、民主化以降は減るどころか持続的に増加してきた。上位層の二〇パーセントと下位層二〇パーセントの間の所得格差比率は一九九六年四・七四倍から二〇〇〇年は六・七五倍に増えた」と指摘している。

ここまでは、他国でも見られる「民主主義のコスト」であろう。

では、三点目の「マスコミによる事実上の政治支配構造」とは何か。民主化以降の韓国で、政治におけるマスコミの位置付けは非常に大きくなった。アジェンダのセッティングはほとんどマスコミであり、崔章集教授は「日本の政治を官僚が動かしていると言う。誰かが私に韓国政治は誰が動かしているのかと質問したならば、韓国政治はマスコミが動かしていると言うだろう」と書く。政治家や政府は国民の審判を受けることがあるが、オーナー支配の大新聞などのマスコミは保守的な理念を帯び、巨大な権力を持っているけれども、誰からも統制を受けない

い。しかも、メディア市場を独占している。「一九世紀の民主主義での意見の自由を意味する言論の自由と、今日のすでに大企業と化した巨大な私的権力を持ったマスコミ企業が話す言論の自由は同一視できない」と崔章集教授は主張する。

こうした進歩派の意見を取り入れて、盧武鉉政権と与党が法制化し、〇五年七月末から施行されたのが新聞法である。同法は市場占有率が一紙あたり三〇パーセント、上位三紙の合計で六〇パーセントを超えた場合、「市場支配的事業者」とみなすという法律である。政権に批判的な朝鮮日報、東亜日報、中央日報の上位三紙を狙い撃ちにしたと言われている。たしかに、族閥的なこれらの保守系三紙は、「最初に批判ありき」の姿勢で、進歩色が濃い盧武鉉政権の内政や外交、対北朝鮮政策を攻撃することがある。経営と編集の分離も疑わしい。

ただ、これを法律で規制するのはいかがなものかという声は当然のことながら挙がってくる。同法施行直前、世界新聞協会(WAN)総会がたまたまソウルで開かれたが、開幕式で「絶大な影響力を持つ新聞は、権力と言っても過言でない」、「言論権力の乱用を制御できる制度的な装置と、言論人の倫理的な姿勢が極めて重要だ」と盧武鉉大統領は述べた。一方、ギャビン・オリリーWAN会長代行は、新聞法について「賢明なやり方とは言えない」、「新聞社首脳の権限を制限することも、ほかの民主

主義世界では広く認められているものではない」と批判した(『読売新聞』二〇〇五年六月一日付)。

韓国固有の問題があるにせよ、マスコミの巨大化・権力化は「民主主義のコスト」でもある。かつて「言論の自由」と民主化を声高に叫んできた進歩派がこれを主導したのだからねじれでもある。

ところで、釜山の人権弁護士だった盧武鉉を政治に入門させたのは金泳三氏だった。一九八八年の総選挙で自らの政党から立候補させたが、その後は袂を分かった。盧武鉉を政界にスカウトしたことに関して、「私が最も後悔していることで責任を感じる。核実験後も北朝鮮の弁護士みたいなことを言っている」と吐露する。金泳三氏にとって、これも「民主主義のコスト」であったかも知れない。

前述した「民主主義」の揮毫の意味を同氏が述べているときに、「新聞法」についても筆者は聞いてみたことがある。「私も新聞にはいろいろと書かれました。気分を害したことは数知れませんが、それでも言論の自由があったの民主主義です。『新聞法』は話にならない」と流暢な日本語で言っていた。韓国現代史のなかの主役のひとり前にして、「民主主義のコスト」を深く考えた。

(こはり・すすむ 一九八六年朝鮮語学科卒業)

# 民主化のコスト

## 中東の事例

### 一、中東の「ドミノ現象」

なぜ民主化なのか

中東地域（北アフリカを含むアラブ諸国、イスラエル、トルコ、イラン、アフガニスタン）の民主化が世界的に注目されたのは米ブッシュ政権が二〇〇三年、「中東民主化構想」を打ち出してからである。二〇〇一年の米同時テロ以降、アフガニスタン、イラクと反米政権との戦争を続けた中で、「中東が不安定なのは民主主義が定着せず、不満を持つ人々が過激思想やテロに走るのが大きくな要因だ」とし、テロとの戦いに勝利するにはまず中東で民主主義を根付かせる必要があるとの論理で、エジプト、サウジアラビアなどの親米国も含めて民主化を強く

促した。

ただ、中東地域からみれば民主化は、ブッシュ政権の同構想以前からの課題でもある。中東の民主化活動家や人権団体など関係者に「米国の民主化構想で変わったことは」と聞くと「特になんかあるが覚えて挙げればメディアが取材に来るようになったこと」との答えがかなりあった。メディアが取り上げ、それによって国民の多くや外国人が共通の問題意識をもったことが、政府の対応に大きな変化をもたらしたと言える。

中東諸国の民主化が先進国の基準からみて大きく遅れていたのは確かだ。二〇〇四年時点で、選挙により国民の意見を反映して指導者を選ぶ仕組み（直接であれ議会を通じて間接であれ）が明確に機能していたのはイスラエル、トルコくらい。アラブ世界では最も進んでいた国

金 沢 浩 明

（日本経済新聞社カイロ支局）

のひとつであるエジプトも大統領選は議会の任命した候補者への信任投票だけで、議会選挙も政府が投票や開票結果を監視下に置く(第三者のチェックが働かない)一種の官製選挙であることは公然の秘密だった。サウジアラビアでは議会はなく国政の助言機関である諮問評議会があるだけだったが、そのメンバーもすべて政府による任命制だった。

### 遅れの構造

なぜ中東で二一世紀になっても王室や大統領など指導者への権限集中が続いていたのか。様々な要因のなかで特に三つを挙げよう。

一つは部族社会が強く残っているという文化的要因だ。アラビア語の人名は基本的に自分の名前、父の名前、祖父の名前と順番に並べ、最後に部族の名前が来る。たとえば世界的な投資家であるアルワリード・ビン・タラー・ビン・アブドルアジズ・アッサウドは「サウド家のアブドルアジズ(初代サウジ国王)の息子タラールの息子アルワリード」( Bin は息子の意味)である。日常的には使わないものの、少なくとも十代前までの名前は皆常識として覚えている。どの部族のどの家系の子孫かがその人のアイデンティティーを決めるわけで、部族や親類のつながりは極めて強い。こうした世界では、選挙制

度を導入すると少数派の部族の意見が反映されなくなり反発で収拾がつかなくなる、という議論が説得力を持つ。政治とは有力部族を中心に、各部族の代表者が集まり話し合うもの、との意識がいまだに強い。

二つ目は経済的な背景だ。中東の多くは豊かな産油国で、石油収入は政府に入る。政府はその収入で国民向けに教育、医療、インフラ整備など様々なサービスを行う。つまり政府は国民に恩恵を与える側であり、国民の納税によって支えられているわけではない。そのため政府は国民に対し権威主義的になり、国民は政府へ依存はするものの政治参加意識はなかなか育たない。非産油国や石油・ガス資源が少ない国は大産油国より民主化が進んでいる傾向はあるが、国民の税金で歳入をまかなう水準まではいかない。たとえばエジプトは観光、スエズ運河通行収入が柱で、ヨルダンも観光などに加えて外国援助への依存度が高い。アラブ世界では国を越えた地域内移動が激しく、国によっては外国で働く人たちの本国送金が相当な収入源だが、これも部族や一族のつながりを深め、自国政治に対する関心を低める方向に作用してきた。

三つ目は一九四八年のイスラエル建国以来、いまだに解決への展望が開けないパレスチナを巡るアラブ・イスラエル紛争である。アラブ諸国はイスラエルと四度にわたる中東戦争を戦い、今もパレスチナ武装勢力などによる散発的な攻撃は続いている。つまり、中東は一貫して

一種の戦時下にあり、多くの国が米国と同盟・友好関係を結びながら、イスラエルやその同盟国である米国とは敵対関係にあるという矛盾した状況が、様々な新しい紛争の種となり続けている。「パレスチナ問題の解決なくして中東の紛争解決はない」と言われるのはそのためだ。戦時下では、民主化よりも強い権限を持った強力な政府が優先される。また政府からみれば、反米・反イスラエル感情は現体制への批判をそらす効果も大きい。

### 衛星テレビとインターネットと携帯電話

中東の民主化を加速した要素として大変重要なのがこの三つのツールだ。

政府はテレビ、新聞などメディアを強く統制することで、求心力を保とうとしてきた。しかし情報統制は衛星テレビ、インターネットの普及で、大きく変わった。特にアラビア語広域衛星放送アルジャズィーラは、CNNやBBCなど英語メディアに比べてアラビア語だけに一般市民への浸透度が高く、各国で最も影響力のあるメディアとなった。その後アルアラビヤなど追随するチャンネルもでき、以前はリアルタイムのニュース源として頼られていた国営テレビ放送は相当無力化した。

インターネットも多くの国でアダルトサイトや明らかな反政府サイトなどはブロックされているが、西側メデ

ア、人権団体、イスラム勢力など様々な民主化にかかわる団体のサイトまで手を回すことはできず、実際に自由に閲覧されている。個人のブログも基本的に自由に作成されており、エジプトの著名ジャーナリスト、モハメド・ヘイカル氏はアルジャズィーラの彼の番組の中で「今は新聞よりも一部のブログのほうが面白い」として特に彼が気に入っているというブログを紹介、話題を呼んだ。携帯電話も民主化の重要なツールだが、使われ方の性格は異なる。民主化要求には集会、デモで政府に圧力をかけることが欠かせないが、政府は集会を届出制などにし規制することで未然に阻止してきた。エジプトのある市民団体はオフィスや喫茶店など公共の場所で会合を開くと即座に当局に通報されてしまうため、ナイル川を遊覧する屋形船を借りきって会合を開いていたとの逸話もある。携帯電話はそうした連絡を極めて容易にし、デモ情報などの大規模な反政府デモは携帯電話による連絡網なしには実現しなかった。

こうした背景から民主化の現象が中東各地で二〇〇四年から二〇〇五年にかけて動きだし、特に二〇〇五年前半には雪崩を打つように次々と起きた。主な動きを追うと、

〈二〇〇四年〉

六月 主要国首脳会議（サミット）で中東・北アフリ

カの民主化協力をうたう

一二月 モロッコで未来フォーラム、各国の事情に即し

た民主化推進で一致

〈二〇〇五年〉

一月 パレスチナ自治政府議長選挙

二月 サウジアラビアで地方諮問評議会に初めて選挙

導入（四月まで）

二月 イラク国民議会選挙

二月 エジプトで大統領選への複数候補を認める憲法

改正の大統領演説

二月 レバノンで反政府デモ、当時の首相が退陣

四月 レバノンからシリア軍が撤退

五月 クウェートで女性参政権認める

六月 レバノン議会選終了、反シリア連合が過半数

九月 エジプトで初の複数候補大統領選

一二月 エジプト人民議会選挙、ムスリム同胞団が躍進

米ブッシュ政権はこれを当然ながら、「中東民主化構  
想の効果」とアピールした。ドミノ倒しのように一国で  
起きたことが次々と他の地域にも広がっていく「ドミノ  
現象」が語られ始めた。だが、今まで述べてきたように  
中東の民主化は米国の構想に触発はされたものの、本来

は独自にあったものであり独自の要因によって加速され  
たものである。その結果、米国の意図した方向性と現実  
の間でかなり食い違いも生じている。たとえば二〇〇六  
年一月のパレスチナ評議会選挙は、不正などの疑惑もな  
く極めて公正な選挙が一〇年ぶりに行われ、今後、定期  
的な選挙実施に結びつくとしてアラブ世界は「民主化の  
大きな第一歩」と位置づけた。しかし、イスラム原理主  
義組織ハマスが過半数を占めて政権をとる結果となった  
故に、欧米諸国はドミノの一環と評価するよりむしろ、  
「民主化の後退」と受け止めている。

## 二、今後の懸念材料

米国の民主化に対する情熱の低下

二〇〇五年にかつてなく高まった民主化ドミノへの期  
待は、二〇〇六年になると早くもしばみ始め、逆にいく  
つかの懸念材料が浮上している。最も大きなものは民主  
化のけん引役になってきた米国の熱意の薄れだ。二〇〇  
五年に比べて二〇〇六年、米国の民主化圧力は特にエジ  
プトやサウジなどの親米国に対して明らかに低下し、そ  
れに伴いエジプトなどの国では民主化に逆行するような  
動きが出ている。米国の関心はイラク問題とテロ対策、  
それに関連する民主化、から、イランの核開発問題、そ

れにより脅威にさらされるイスラエルの安全保障問題、ハマス政権への対応、といった方向性へ向かっている。ブッシュ政権は民主化構想の旗は掲げ続けるであろうが、もし実際の政治的圧力を伴わなければ、政府は脅かされない。

### 民主化によるイスラム勢力の進展

米国の情熱低下の背景には、イラン問題などと並び、民主化が結果としてイスラム勢力の台頭を招いたという誤算がある。これは多くのイスラム諸国からみれば決して意外ではない。二〇〇六年一月のパレスチナ評議会選挙ではハマスの大躍進をみなが予想し、事前に現地では「ハマスがひょっとしたら勝つかも知れない」という評判が広まった。エジプトの人民議会選挙で二割の議席をとったムスリム同胞団も「完全な自由選挙をやれば半分近く占めのではないか」というのは数年前からエジプトでは定説になっていた。

それはイスラム勢力が一般の穏健なイスラム教徒にも支持され、着々と政治組織として力を広げていたということである。政治に参加しているイスラム勢力はアルカイダ、イラクのザルカウィ・グループといった無差別テロを行う過激勢力とは一線を画し、投票した住民自身も明確に区別している。ただ同時に、そうした組織が全く

過激組織と無縁と言い切れる根拠はなく、実際の行動はともかく、発言は原理主義的だ。特に米国からみれば境界線はあいまいであり、米国との関係悪化は、それ自体が情勢不安定化の懸念材料となる。

### オールドガードとニューガード

最近の中東政治を語る際、「オールドガード」(守旧派)と「ニューガード」(改革派)という概念は大変ポピュラーだ。中東でも多くの政府指導者は、米国の圧力にさらされ国際社会の雰囲気も理解し、長期的な国の安定のため何が必要かとの視点もあるため、一自分やその子孫が指導者であり続けること」という前提条件はつくものの、選挙制度などの政治改革には比較的熱心だ。特に中東では指導者の息子は小さい時から西側で教育を受け、民主化にかなり感度が高い場合が多い。ただ、その政権を支えてきた周辺の政治家、実業家、宗教指導者など有力者は既得権益の損失を意味する改革には一般的に後ろ向きになる。そのため、民主化を進めるうえで、政府内の守旧派、改革派の内輪の権力争いが起きる場合が多い。

エジプト、リビア、サウジアラビアなどの国では実際にそうした権力争いが起きている。先進国の観点でいえば、指導者やその息子が先導する計画は揺るがないと考えがちだが、現実には指導者を支える有力者層の意向に

反した政策は執行できず、まず有力者層の世代交代やポストの一新を進める必要がある。政治的に微妙で、対立の火種を含む作業である。

### 部族と国益の相反

湾岸諸国の中では比較的民主化の進んだクウェートでは、政府が進める北部油田開発の外国企業への開放計画が議会の紛糾で何年も頓挫している。これを「政府の専横を民意が反映する議会で阻止している。議会制民主主義の成功例だ」と考える国民は残念ながらほとんどいない。むしろ、「議員たちが私欲をもとに政策にけちをつけ、私利を得ようとしている。議会が強ければいいというものではない」というのが一般的な見方で、議員への国民の評価は低下している。

議員による地元への利益誘導は他の国でも珍しくないが、部族社会だけに、国会議員は部族の代表として部族の利益のため行動する。何が国益かという視点は薄弱だ。その意味では最も国益に則して行動しているのは王族など政府指導者である。民主化のもとで議会制度が整備されるほど、政策決定から国益の観点が消えていくという皮肉な現象が生じる。

これらの懸念材料が実際に今後どうなるか。具体的な事例としてパレスチナ、エジプト、サウジアラビアの三

つのケースを追う。

### 三、ケーススタディ

#### パレスチナ

パレスチナの民主化はパレスチナ人自身に言わせれば一九九六年の自治政府議長選挙、評議会選挙にさかのぼる。パレスチナの抵抗組織の集まりであるパレスチナ解放機構（PLO）の主流派ファタハのカリスマ指導者だったアラファト氏が議長選では圧勝、評議会は反主流派などのポイコットでファタハが大勝したが、「アラファトはアラブで最も民主的な方法で選ばれたリーダー」というパレスチナ側の思い入れは強かった。

アラファト議長自身は二〇〇〇年からのイスラエルとの衝突激化を受けて、イスラエル軍が議長府を取り囲んで議長を軟禁し、都市間のパレスチナ人の移動を厳しく制限する状況で選挙はできないとして、その後の選挙を先延ばしにしていた。アラファトを取り巻くファタハ指導部がハマスの台頭などで大幅に議席を減らすことを恐れた、との指摘もある。民主化という観点で見れば、選挙が実施の展望もないまま延期されていたことは、後退現象だった。

しかし、二〇〇四年のアラファト議長の死去は状況を



一変させた。様々なグループをまとめあげる手腕を持ったカリスマ指導者の不在で、混乱を避けるためにパレスチナ人は次期リーダーに対し「自由で公正な選挙で住民により選ばれた」という正当性を必要としていた。民意を反映させること以外に、皆が納得する指導者選びはできなかったからだ。長い紛争による疲弊で休戦を求めている人々は、若手リーダーのマルワン・バルグーティ氏に出馬をとりやめさせたファタハ主流派を支持し、穏健・停戦路線のアッバス議長を選んだ。米国はこの一連のプロセスを民主的な選挙の実施として全面的に支持した。

パレスチナ評議会選挙は、当初は二〇〇五年七月に行われる予定だったが、ファタハ内の意見がまとまらず実施時期が延びた。最大の要因はハマスが選挙参加を表明したことでファタハの議席減が明白だったことだ。ファタハ内では選挙を予定とおりに実施するか、アラファト時代のようにさらに延々と延期し続けるかの議論が沸騰し、最終的にはアッバス議長が強く選挙実施を求めたことなどで実施された。

このプロセスもパレスチナ側からみれば多少の遅れはあったにせよ、方向はアラファト後の民主化路線の一環にはかならない。特に選挙は、途上国では必ずといっていいほどある不正のうわさや、大きな衝突も起きず、公正かつ平穏に行われた。パレスチナ住民がハマス政権誕生で援助凍結を打ち出した欧米諸国に対し、「民主選挙

の結果をなぜ尊重しないのか」と強く抗議するのは、「我々はアラブの中で民主主義の最先端を行っている」という自負が住民にあるからにはかならない。

ハマスの勝利を「民主化の代償」と受け止めた欧米諸国と、汚職が顕著だったファタハを排除した「民主化の果実」ととるパレスチナ住民とのギャップはなかなか埋まらない。

## エジプト

エジプトの民主化が注目を集めたのは二〇〇四年から急速に広がった「キフアアヤ（もうたくさん）運動」だろう。大学教授、人権活動家、メディア関係者など知識層を中心に、二〇〇五年の大統領選での「ムバラク大統領五選反対・子息のガマル氏への禪譲反対」を公然と掲げてデモをした。大統領批判がタブーだった同国では初めての現象で、大統領選に複数候補を認める改革へとつながる。

エジプトは中東の大国として人材、知識、資産の蓄積があり、政党政治の歴史も中東では古いため、民主化に対し外国の関心や期待も高かった。しかし、ムバラク大統領は野党指導者アイマン・ヌール、ノアマン・グマアの両氏に圧勝。そればかりかその後、両氏とも党内の紛争などを背景に当局から拘束され、次の大統領選には両

氏は出馬できない公算が大きい。政党でないイスラム同胞団は大統領候補をかつぐ資格がないため、次回は今回よりはるかに無風状態の選挙となる見通しだ。実質的な改革の成果は極めて小さかった。

失敗の原因と考えられる要素を挙げよう。まずキフアールヤや他の野党は一般住民に対するアクセスが弱く、かつそれを強めようという具体的な戦略に乏しく、デモの動員力も多くない。人民議会選挙では一般の人々は与党国民民主党内での守旧派と改革派の対立、国民民主党とムスリム同胞団との対立などは争点と認識したが、キフアールヤや野党の活動は一部の知識層がやっている運動ととらえ、自分たちと結び付けて考えようとはしなかった。

キフアールヤ運動や野党を支援した米国は、過大評価していたと気づき、新たな組織を探そうとしている。筆者の予想ではそれは容易でない。エジプト社会の大きな問題のひとつは知識人と一般市民の情報乖離、知識人の行動力不足にあり、政府はそれを承知していたからこそ、キフアールヤに寛大な態度をとり、ムスリム同胞団には厳しい対応をした。従って同胞団への締め付けは今後さらに強化され、エジプト政府の民主化への動きはしばらく実質的に停滞するとみる。一九八一年のサダト前大統領暗殺時以来続く非常事態宣言を二〇〇六年五月、政府が二年間延長を発表したのはその表れだ。テロが散発的に続くなど、民主化へ向けた背景は整わない。

米国のエジプトに対する対応は、表面上は厳しくても、実質的な圧力は厳しくない場合もままある。現在のようにはパレスチナを巡る情勢が流動的なときは、エジプトの役割が向上するため米国は厳しい注文をつけない傾向がある。

#### サウジアラビア

「女性が車の運転をできない国」「映画館が一軒もない国」——サウジに関する欧米メディアの報道は、そういう一節から始まる例が多い。宗教権威者の強い指導のもと、状況が早期に改まる見通しは大きくないが、宗教指導者自身が認めるようにそうした女性や文化に対する慣習は宗教的な制約というよりも、伝統的な社会の保守性やイスラム聖地を抱えるがゆえに特徴を保とうとする一種の「国のブランド戦略」という色彩が濃い。

民主化という文脈で考えれば、地方諮問評議会選挙の実施は「はじめの一步」になる公算が大きい。次回の評議会選挙では女性参政権付与が本格的に検討され、国家レベルの国政助言機関である諮問評議会での選挙制度導入に道が広がっていく見通しだ。諮問評議会は立法権こそないが、現実には評議会の助言を王室が覆すためには何らかの理由付けが必要になるため、役割は決して小さくない。

全体的にみて、最近のサウジの民主化へ向けた取り組みはかなり活発だ。様々な職能団体などが次々と役員選挙を始めたのはその一例だし、メディアの報道もかなり自由になってきている。米同時多発テロでサウジ人が実行犯の多くを占めたことを機に、米国と亀裂が生じたことや、二〇〇四、五年に相次いでテロが起きたことの反省や危機感が政府を動かしている。

課題はパレスチナ、エジプト同様、選挙で選ばれたのは特に首都リヤドなど都心部ではほとんどがイスラム学者などの宗教勢力だったこと。今後、改革を進めようとする王室と宗教勢力との葛藤が激化するとの見方もある。現在のアブドラ国王は、同国王室の主流派内では間違いなく最も改革に熱心な指導者の一人だ。今後ゆっくりであっても段階を進めようとする可能性は高い。だが八〇歳代の高齢で、次世代への移行は遠い将来の話ではない。次世代の体制がどういった形になるのかは現在不透明だが、将来の民主化路線を実質的に左右する。

#### 四、結論

簡単なケーススタディではあるが三つの事例から分かるように、民主化を実際に動かすのはほとんどが自律的な要因であり、米国の圧力に対する反応という側面は決して主ではない。また、米国の熱意の変動とともに進展

ぶりが変わるという相関関係も特に見られない。あくまで米国はきっかけにすぎず、自分たちのやり方やペースで民主化を進めるという考え方はすでに根付いているのかもしれない。

また、民主化をイスラム勢力の台頭などによる不安定化と結びつける考えは中東側ではほとんどない。懸念材料が目白押し状態で存在することは否定できないが、民主化の方向性にプライドを持ち楽観的にみる住民は決して少なくない。

(かなざわ・ひろあき 一九八六年英米語学科卒業)

# アフリカにおける民主主義のコスト

—— ナイジェリアの事例を中心に ——

望 月 克 哉

(アジア経済研究所)

はじめに

アフリカ諸国の政治・社会変動に関心をもつ者にとって、一九九〇年代を通じて展開した「民主化」は示唆に富むものであった。経緯としては、必ずしも各国が自立的に追求したものではなかったが、それゆえに「民主化」をめぐる展開から当該国の政治の本質が垣間見えたからに他ならない。ここで「民主化」と呼ぶのは、政治体制がより民主的な制度・手続を伴うものに移行することであり、必ずしも民主主義体制の成立を意味してはいない。つまり、民主主義とその定着というのは「民主化」として指し示される方向の先に位置することになる。残念ながらアフリカには、(おそらくは世界のどこにも)そこに行き着いた国はなく、それどころか中途で方向を変え、

逆行をはじめた国すらある。

本稿では、上述のような「民主化」を経験したアフリカ諸国における民主主義のコストについて考察することを目的にしている。はじめにアフリカ諸国の「民主化」として論じられてきた現象を概観し、国家との関係においてその特徴を明らかにする。次に民政移管後のナイジェリアを事例として、まず民主主義の名の下にさまざまにアクターが行使する政治的圧力を論じたのちに、政治体制の担い手にとっての社会的コスト、さらに政治的コストがいかなるものであったかを紹介する。さらに「民主化」における移行から定着のプロセスで必要となる制度化とそのコストにふれて、むすびにかえる。

一、一九九〇年代の「民主化」とその後

一九九〇年代までのアフリカ諸国には、軍事政権や一党独裁といった強権的かつ非民主主義的な政治体制が多数存在し、しばしば援助国をはじめとする国際社会の批判的ともなっていた。経済発展に関しては、「失われた一〇年」とも形容され、深刻な経済停滞が続いた八〇年代にアフリカ各国の政府が直面したのは、国際通貨基金（IMF）や世界銀行が主導した経済構造調整であり、それは経済自由化の圧力として多くの政権に改革をせまるものでもあった。援助国・機関による改革要求は、外圧として政権にグッド・ガヴァナンスを求めると同時に、各国内に政治・経済運営の「民主化」を求める内圧をも生み出した。その結果、多くの国々で複数政党制導入を柱とした政治体制転換の動きが生じ、九〇年代に至ってアフリカ大陸全体に「民主化の雪崩現象」とも形容される状況が生まれたのである。

しかしながら、こうした「民主化」を経て各国に立ち現れてきた政治体制を、無批判に民主主義体制とみなすことはできなかった。たしかに複数政党制を前提として選挙を定期的に実施する仕組みができあがり、選挙手続きやその結果に対する異議申し立てを保証する手続も整備されていたが、それらのみをもって民主主義体制とみなすことには疑義が生じたからである。この点をめぐっ

てはアフリカ研究者の間にもさまざまな議論があり、政治体制としての評価のみならず、体制移行とその定着といった観点からも考察が重ねられ、代表制民主主義としての「質」を問い、あるいは民主主義への移行プロセスをさらに精緻に分析する必要性がさかんに説かれた。

実際、アフリカ諸国の「民主化」経験から見えてきたのは、制度化の不徹底と、それゆえの政治体制としての脆弱さであった。もとより「民主化」のタイミングやスピード、その道筋というのとは一様ではなく、九〇年代以降のアフリカ大陸における展開は多様であり、それゆえに複雑であった。アパルトヘイト（人種隔離政策）を脱却して大きな体制転換をはかったのち、曲りなりにも民主主義体制を維持・発展させてきた南アフリカ共和国のような国がある一方で、コンゴ民主共和国（前ザイル）や西アフリカのいくつかの国々のように国内対立の激化により国家そのものが弱体化し、ついには内戦状態となり国家破綻の危機に陥ったケースもあった。程度の差こそあれ、「民主化」を経たそれらの国々に見られたのは、民主主義的な諸制度の形骸化であり、民主主義のコストを担いきれない国家の脆弱な姿であった。

本稿で主たる事例として取り上げるナイジェリアの「民主化」の道のりにもまた紆余曲折があり、今日の文民政権は軍政との相克のなかで生まれてきたと言っても過言ではない。一九八七年に当時の軍事政権が開始した

民政移管プログラムは、当初の予定を繰り延べながらも九三年には「官製」二大政党制の下での選挙に漕ぎつけた。しかし軍人首班みずからが選挙結果を無効としたことでプログラムは頓挫する。振り出しに戻った「民主化」プロセスは、さらに五年余をかけて九九年に民政移管を達成したことで一応の完結をみたが、憲法問題をはじめ現政権にとつての課題は山積している。次節では、まず民政移管後のナイジェリアにおける民主主義の姿を、政治力学という観点から描き出してみる。

## 二、「民意」がもたらす政治的圧力

一九九九年に成立したナイジェリアの文民政権は、オルシエグン・オバサンジョ (Olusegun Obasanjo) 大統領自らが積極的なイニシアティブを発揮した外交面、原油高と豊作を背景としたマクロ経済面こそ順調であったものの、さまざまな利害の錯綜する内政面には手を焼き、必ずしも有効なリーダーシップを発揮できなかった。国民議会では与党が多数を占めていたにもかかわらず、上下両院は国家予算をはじめとする大統領提案にことごとく留保をつけ、政策のスムーズな実施を妨げたばかりでなく、とくに上院を舞台とした権力闘争を表面化させた。わずか一年半で二度も上院議長が交代するという異常な事態を目的の当たりにして、メディアはその混乱ぶりにと

もに、国民議会の腐敗体質を書きたて、その矛先は政権にも向けられた。

予算審議での政府と国民議会の攻防は特筆に価する。文民政権として初の予算は「国民のための予算」と銘打って提案されたが、国民議会における修正に次ぐ修正、これに対抗する大統領の拒否権発動などもあり、大幅な増額により予算規模が確定したのは年度末も近い第四四半期のことであった。国民議会、とくに下院の各委員会は終始、実行予算の積み増しを主張して譲らず、大統領の譲歩が得られないと、今度は大統領府所管の予算減額を提案して、これに報復した。各委員会は与党が支配していたのだが、出身地域や支持者の利害を主張してはばからぬ多くの議員のパフォーマンスは、およそ政党政治とはかけ離れたものであった。

こうして生じた予算審議の膠着状態を突き動かしたものの一つが、地方政府による下からの圧力であった。日本の県に相当する州 (state) は連邦首都准州を含めて三七あり、直接選挙で選出される州知事は、連邦大統領とは対照的に、州議会による圧倒的支持を背景に絶大な権限を行使しつつあった。民選知事たちは州政府への配分予算の早期実行を連邦政府にせまり、下院の審議停滞を横目に、四半期ベースで予算要求を実現させていった。州知事が上院の議席を有するというナイジェリア独自の事情に加えて、連邦予算の配分は州政府の運営にとつて

不可欠の条件だったからである。

かくして「民意」を背景とした国民議会や民選知事による大統領の権威への挑戦は、連邦政府、とくに大統領府主導による政策運営という従来のパターンを切り崩しはじめた。このパターン自体は八〇年代後半以降、軍人首班が大統領職に就くようになってから定着したという経緯がある。そもそもは独立期に移植された英国ウエストミンスター型の議院内閣制から、七〇年代に至って米國をモデルとした大統領制への転換がもたらした結末でもあった。「民主化」は従来の統治パターンを踏襲した大統領・連邦政府と、これを取り越えようとする国民議会や民選知事との対決という政治的構図を生み出したが、その一方で国内のあらゆる社会勢力に政治的影響力行使の契機も与えたのである。

### 三、民主主義の「味」

民政移管後のナイジェリアにおいて民主主義や憲法を振りかざす動きというのは、ひとり政治家にとどまらなかった。国民の間で政府批判が展開されるときにも、おむね例外なく「非民主的」あるいは「憲法違反」という二つのキーワードが持ち出されたのである。とりわけ社会勢力を率いる指導者にはこうしたレトリックを弄する者が多かった。たとえば住民衝突の責任を問われた民

族運動リーダーは、政府による騒乱地域への国軍の動員や警察による自身の身柄の取り扱いについて、これを「非民主的」行為として連邦政府を批判したとされる。

労働組合による「民主主義」の主張は、さらに極端なものであった。一例が石油関連の産別組織によるストライキ戦術で、恒常化しているガソリンやケロシン（灯油）など石油製品不足を逆手にとり、ストライキをちらつかせながら自らの「民主的」権利として待遇改善を要求した。精製施設の従業員からタンクローリーの運転手まで、それぞれの「民主的」な抗議行動がなされるたびに、巷には製品供給途絶の風説がながれ、販売店には長い行列ができるのであった。

こうした責任の一端は、公の場で過度に民主主義を強調してきた大統領自身にもあった。就任演説では民生向上について、これを「民主主義の配当」と表現し、その実現のためには急速な経済・社会の発展が不可欠として、国家の有する資源の活用を宣言した。ナイジェリア経済にとって石油・ガスなどエネルギー資源はカギであり、オバサンジョ政権の目論見は、こうした国家の資源を自らの政権の公約実現に活用することに他ならなかった。これについては民生安定が再選に結びつくという、ごくありきたりな解釈も妥当するであろう。

ところが、この大統領声明によって俄然、勢いを得たのが国内各地の地域住民、とりわけ石油・ガス産出地域

(通称「ナイジャー・デルタ」)に居住する人びとであった。「国家の資源を国民のために」という大統領のメッセージこそは、自らの居住地域で産出した資源を住民自身が活用することを正当化するものと解釈し、それまで展開してきた権利要求運動をさらに強めていった。地元選出議員を通じて石油・ガス関連歳入の一定割合を産出州に配分するという憲法条項の遵守とその配分メカニズムの整備を陳情するとともに、石油会社に対しては住民の雇用やコミュニティへの利益還元を要求した。こうした地域住民の動き、さらに「青年」層を中心とした運動の過激化は、民主主義のコストという観点から重要な論点となるので次節で改めて論ずることにする。

#### 四、社会的コストの増大

「民主化」後のアフリカ諸国では、社会情勢が不安定化し、紛争基調に陥るケースがままあった。ナイジェリアの国内状況もこれに近く、文民政権はその第一期、四年間の任期の後半に至っても、公約の一つであった国内対立の解消にそのエネルギーを割かざるを得ない状況におかれていた。就任当初、国内の地域バランスへの配慮や、「ナイジャー・デルタ」住民の権利要求運動の解決など、国民融和に向けた強い意志を示した同政権ではあったが、その努力にもかかわらず、国内各地での住民の反

目・対立は、いっこうに減る気配を見せなかった。それどころか住民衝突の頻度は増し、紛争の様相も複雑化していった。

二〇〇一年には「ミドル・ベルト」と称されるナイジェリア中部の二つの地域で、深刻な住民衝突が発生した。主要民族が居住する北部と南部の狭間に位置しており、少数グループが混住するため、もともと住民間の摩擦が多い地域でもあった。一方は、二つの州の境界地域で断続的に発生した衝突で、両州の警察部隊が事態の拡大阻止をはかったものの、住民どうしの報復合戦が続いた。他方は、州都の一つでの住民紛争で、州政府がいち早く夜間外出禁止令を発して事態の鎮静化をはかったが、住民間の緊張は解消せず、緊迫した状況が続いた。いずれの地域にも国軍部隊が投入され一時的に小康状態を得たものの、同年末にかけて発生場所を移しつつ紛争が再燃し、犠牲者の数は、州境地帯が二〇〇名以上、州都では一〇〇〇名以上と言われている。

同じ地域で、同様の住民衝突が繰り返される事例は、ナイジェリアでは枚挙に暇がない。上述した二つのケースのうち、州都として行政機能、商業機能を有する中核都市には、国内のさまざまな地域の出身者が移り住む。民族や宗教など社会的背景を異にする人びとが集住することで、住民間には恒常的な摩擦が生じている。他方、州境地域では民族・グループの分布が必ずしも行政区分



と一致しておらず、人為的な境界がコミュニティを割り、これが摩擦のタネになることもまれではない。しかも一つの都市域とは異なり、より広域にわたり衝突が発生することから、警察はじめ治安部隊の対応も困難となり、事態の収拾に時間を要するために犠牲者の数も増える。

双方のケースに共通して言えるのは、反目・対立の根が深く、政治変動が繰り返される中で、さらに増幅されてきたことである。住民衝突に至るきっかけは些細で、偶発的なものであっても、さまざまな契機によって紛争は拡大する。なかでも注目すべきは紛争への「青年 (Youth)」の関与と、その背後にある政治的操作である。近年、ナイジェリア国内で報告されている住民衝突のケースでは、ほぼ例外なく「青年」とその組織が紛争主体となっており、その暴力化は紛争のエスカレーションとも密接に関連している。

住民対立の長い歴史のなかで、「青年」がその主役となつたのは決して古いことではない。ナイジェリアのメディアに「青年」という呼称が頻繁に登場するようになったのは、九〇年代半ば以降、とくに「ナイジャー・デルタ」における権利要求運動が過激化してゆく過程においてであった。当初は産油地域での環境問題、そこに居住する人びとの人権問題を前面に押し立てて、汚染者であり侵害者である石油会社の責任を追及する運動が展開されていた。ところがその後、既存の住民組織に加えて名

称に「青年」を冠した多くの組織が勃興する。直接行動によって補償交渉を実現しようとする道筋こそ同じであったが、しだいに後者の行動は石油施設・機材に対する破壊活動、さらに要員の脅迫・誘拐にまで発展していった。石油会社の自衛措置では不十分ということから、連邦政府が治安部隊を投入したことにより、「青年」組織のさらなる武装化を招くという悪循環も生じている。

「青年」を取り巻く状況は厳しく、経済停滞と人口増加が続くなかで、いまやコミュニティにおける社会的地位どころか職すらも保証されていない。かつてなら然るべき首長位を得る年齢階梯に達しても、なお「青年」と称されている階層がどのコミュニティにも滞留し、不満をつのらせている。九〇年代の政治・社会変動は、「ナイジャー・デルタ」に限らず、持たざる「青年」層にその存在感を示す好機を提供したと言えるだろう。しかし、それだけでは「青年」とその組織の暴力化は十分に説明しきれない。別の契機として、たとえば地域の政治家の支援、そうした人びとによる政治的操作と考えたとしても決して飛躍とは言えない。

## 五、民選首長の強権化

二〇〇三年のナイジェリア総選挙でも政権与党が勝利して、オバサンジョ大統領も再選を果たした。同国で

「共和制」と称される民政期はいずれも短命に終わっており、文民から文民への政権移譲はもちろん、憲法で上限とされている任期、二期八年を全うした文民首班もない。その点では、選挙結果は民主的手続を踏んだ政権継続として大きな意義こそあったものの、政権を取り巻く状況自体は何ら改善されていない。第一期政権以来の国民議会との緊張関係も依然として続いており、二〇〇三年以降の原油価格の高止まりがもたらした財政余剰が唯一、両者の関係を円滑化する材料であった。

連邦政府にとって国民議会よりも厄介な問題は州政府、とりわけ民選知事たちであった。石油景気も作用して、州によっては独自の財源を大きく伸ばすところがあらわれた。とりわけ商業センターを抱え、外国投資も増えている南部では、連邦政府の命令・指示にしたがわず独自の方針で財政運営を行う州政府があらわれた。その一方で、連邦から州に移転される財政資金も増加したため、必ずしも豊かとは言えない州においてすら、州財政には安定した資金フローが確保されることになった。これにより各州政府は、七〇年代のオイル・ブーム期にみられたような積極財政を展開することになり、ここでは州知事が絶大な裁量権を発揮したのである。

この点を物語るのは、州の財政資金をめぐるスキャンダルの顕著な増加であろう。とくに州政府による国外での不透明な資金運用をメディアが取り上げるにおよんで、

連邦政府としてもそれらを座視していられなくなった。

そもそも腐敗・汚職の追放は第一期政権以来の公約の柱であり、そのために経済・金融犯罪委員会（E F C C）と称する独立委員会まで設置して、摘発と追及につとめてきたからである。州知事をめぐる疑惑としては、国外への多額の資金移転、国内外での高級住宅の購入といった目的外支出がその焦点となり、欧米の関係国政府をも巻き込んだ事態に発展した。捜査対象リストに上ったと噂された複数の州知事の中から、二〇〇五年に外遊先で逮捕される者が出てしまい、ナイジェリア連邦政府に対する非難はいよいよ高まった。

州知事とその政府による恣意的な財政運営に、連邦政府はいかなる措置をもって対処するのか。当初、E F C Cの活動の延長としての弾劾措置が予想されていたが、実際には州政府に対して、さらにドラステイックな措置がとられた。それは二〇〇五年五月、上述した「ミドル・ベルト」の一州に対して大統領が布告した期間六ヶ月の非常事態令であった。前述した〇一年の住民衝突で大量の犠牲者を出した同州で、〇五年初頭に再燃した住民対立に州政府が適切な措置を怠り、事態を沈静化できなかったことなどが事由とされた。連邦憲法に基づく諸制度のうち、州知事、副知事、及び州執行評議会（内閣に相当）の職務が停止され、また州議会にも閉会が命じられた。この措置は各州政府に対するメッセージであり、連邦政

府の真のねらいは綱紀肅正をすすめるための「荒療治」にあったと見られている。しかしながら、軍市政権が治安維持名目でしばしば用いた非常事態という強権的措置を、文民政権が発令したことに対しては各方面から激しい抗議や批判があり、現政権として高価な政治的コストを支払うことになった。

### むすびにかえて

民主主義のコストという観点から、民政移管後のナイジェリアを事例として、文民政権が負担しなければならなかった社会的コストと政治的コストについて論じてきた。やや抽象的な言い方になるが、「民主化」によってもたらされた代表制民主主義とその仕組みについて、政治体制を担う側とその中で便益を享受しようとする側のあいだには、認識と姿勢の双方においてギャップがあり、そこに軋轢が生まれ、制度的なきしみも生じている。社会的、政治的なコストというのは、まさにそうしたギャップゆえに発生するものなので、これをうめる努力がなされねばならない。おそらく、それは広く国民レヴェルで行われるべきものであり、付随するコストというのも負担する価値のあるものであろう。それをここでは制度化のコストと呼んでおきたい。

今日、代表制民主主義における諸制度のうち、最も重

視されているのが複数政党制選挙であることについて異論はあるまい。アフリカ諸国に限らず、「民主化」と称される営みでは、その実現に多くの時間とエネルギーが費やされてきた。それによって文民政権を成立させることが「民主化」における移行の要諦とされ、当該国はもちろん援助国・機関もその実現に注力してきたのである。いま複数政党制選挙の実施について改めて考えてみると、その準備と管理の重要性が指摘でき、それらの制度化こそ民主主義のコストとして、まず負担する価値のあるものではないかと思われる。

ここで再びナイジェリアの事例を紹介すると、一九九九年の民政移管の際には表面化しなかった選挙管理委員会に対する批判が、二〇〇三年の総選挙では噴出した。かつて九三年に、公正に行われたと評価された大統領選挙結果を無効にした「過去」をもつ同国では、政府とその選挙管理への不信が根強い。選挙人登録の不手際から生じた大量の無効票、政党公認に伴う混乱、そして選挙結果公表をめぐるトラブル、これらはいずれも選挙管理委員会のキャンペーンに関わるものであり、つきつめればその独立委員会としてのステータスの問題でもあった。選挙民のレヴェルが高くなったことのあらわれでもあろうが、それゆえに制度としての水準を向上させる必要がある。次の〇七年の総選挙をにらんで、選挙区割りの基礎となる人口センサスを〇六年に実施するなど、一層の

制度基盤の整備が進められており、ナイジェリア政府の選挙管理の真価が問われる局面を迎えつつある。

これからアフリカ諸国が「民主化」における移行を完結させ、さらに定着を図ってゆく上では、さらなる制度化のコストが支払われねばならない。移行段階での選挙民の啓発活動といったものを例にあげれば、定着のために必要なのは国民教育といったレヴェルで民主主義の理解と普及を図ることである。そのコストの負担を援助国・機関にも頼ってきたわけだが、今後は自らこれを担ってゆくしかない。民主主義のコストを負担することについて政治的意志を貫き、国民的合意を確保してゆくこと、これこそ「民主化」後のアフリカ諸国にとって課題と言えるのではないか。

(もちづき・かつや 一九八五大学院)

地域研究研究科修了)

# 民主主義、国益、 国際責任

## 靖国参拝の場合

### 濱口・クレナー牧子

(ポーフム・ルール大学)

二〇〇五年、歴史教科書の問題で日中衝突が起きたとき、ドイツに住む私はもしかしたら中国人の学生に殺されるかもしれないという恐怖にさらされた。こんな気持ちになったのは一九五六年にアメリカの小学校で真珠灣攻撃を理由に唾をかけられたとき以来のことだった。

その後、今回の日中衝突の原因を探そうと、日本の学者の論議を検討してみた。驚いたのは、小泉総理の靖国参拝の例を取っても、日本の多くの知識人はそれを支持していることだった。その論拠はさまざまであって、次のような立場がよく見受けられた。

一、「合法」であるという立場（東京裁判は不法であつたため、日本には戦犯はいない）

二、「正当性」を強調する立場（どの国でもその内政を自決する権利がある。その上、日本は一六回も正式

に謝っている）

三、「国際戦略」的立場（現在、親米と親台を表明するのが有利である。中国共産党は民主的ではないから反対すべき）

四、「内政的」策略上の立場（日本の民主党と親中派に打撃を与える）

五、「歴史的」立場（中国は歴史を歪曲している）

六、「文化」が違うという立場（日本人と中国人は本質的に違い、死生観も違う。したがって、お互いに理解し得ない）

これらの立場は知名度の高い知識人によって公にされることから、日本の国民の多くはその意見に賛成しているように見える。もし、今の段階で靖国参拝の是非を「民主主義」的投票で解決すれば、おそらく過半数のもの「すべき」と答えよう。総理府の世論調査でも、五〇パーセント以上のものが中国を脅威と感じているという結果が出ていることから、予測されることではある。

しかし、この「民主主義」的に得られた結果は外国に住む私にとって大変迷惑なのである。また、日本の「国益」そして「国際責任」という立場から見ても、誤っていると思えてならない。まず、「国益」の定義だが、これを「将来の日本国民つまり、今の青年の最大可能な幸せ」とすれば、多くの政治家や知識人はあまりにも

自分の世代の自尊心と価値観で判断しているように見えてならない。また、日本という国の国力を過大評価しているとも思える。C N P (comprehensive national power) で国の勢力を測る時代は終わりつつあり、伝統的な超大国がまた国際政治を左右する時代が台頭しているのではなからうか。アメリカと中国は大国ではあるが、日本とドイツは大国ではない。これを痛感したのは、アメリカの国際戦略の顧問に「日本はアメリカにとって大切な国ですか」と質問して、「大切ですよ。それは、インドと同じぐらいに大切ですよ」と答えられたときだった。日本の政治家はきくと、「中国と同じに大切だ」という答えを期待しているのではなからうか。

日中衝突でもっとも苦しむのは現実的に見て日本一国であるだろう。アメリカ、ロシア、EU、アジアの諸国は、かえて自国の国益追求のために、日中不和による両国の経済発展にブレーキがかかることを喜ぶであらう。したがって、これから日本は昔の伝統的外交に戻り、賢く、奥深い、長期的に国益になる対外政策をおこなう方がいいと考える。目立たない、仲介者としての国際的役割のほうが日本のためになるにちがいない。

その場合、会社間の過度の競争は「国益」につながらないだろう。現在、ドイツの多くの企業も中国において激しい競争を繰り広げているが、これは長期的な国の利益にはつながらない。中国に長く駐在する財界人は、

「ドイツの国益」、ひいては「EUの国益」という理念がないのを憂いている。日本も多くの会社が被害を受けないよう注意するべきではなからうか。

国際的不和にはいつも文化的な感情が入ってくる。そして、国民は知らないうちに、どちらかの味方につき、これが「衝突」が起こるきっかけとなる。中国の要人が日本人のいないところで、日本の悪口をいってはドイツ人を喜ばせ、日本人の前では、敵を誉めては複雑な気持ちを起こさせるのだ。この種の衝突についてはまず冷静に反応することが大切で、解決法は「国際責任」の *aufgeben* (止揚) された立場にたつてのみ見いだすことができるのではなからうか。「感情の衝突」を経験、理性、知恵のもとに、そして相手の立場を理解しようという意志に基づいて国際主義の視野に立って協調的に、何回も妥協しながら問題を解決する態度が今必要だと思われる。

(はまぐち・くれなゝまきこ)

一九七四年中国語学科卒業)

# 「油上の楼閣」のロシア

名 越 健 郎

(時事通信)

現在の国際関係で不条理なのは、エネルギー資源を持つ国が発言力、影響力を行使し、国際舞台で優位に立つことだ。たまたま国内にエネルギー資源があるというだけで、エゴと資源ナショナリズムをむき出しにし、国策に利用する。その典型的な例がロシアである。

ロシアほど石油価格高騰の恩恵を受けた国はないだろう。一九九〇年代は経済危機に喘いだが、石油生産量世界二位、天然ガス生産量一位という膨大なエネルギー資源が高騰したおかげで、二〇〇〇年以降年率五%以上の高成長を持続。国内総生産(GDP)九〇兆円と世界一位の経済規模まで回復した。今年の財政黒字は三兆円で、毎年三〇兆円の赤字を垂れ流す日本からすれば、超健全財政である。

石油の富の八割が集中するといわれるモスクワは悪趣味な金満都市となりつつある。中心部は夜間ライトアップされ、けばけばしいカジノのネオンや欧米のブランド店が林立。成金の黒塗りの高級車がその前に駐車する。

この一〇年で首都の車は二〇〇万台増え、渋滞がひどく、町全体が雑然としてきた。建築ブームで高級マンションや大型ショッピングセンターが郊外に続々誕生し、ソ連時代の景観は一変した。

平均所得も年々増加し、マイカー、海外旅行、耐久消費財がブームだ。ソ連時代には考えられなかった本格的な消費社会に入りつつある。それもこれも、一バレル七〇ドルを超えた石油価格高騰の賜物だ。資源価格全体が高騰しており、資源の宝庫・シベリアを抱えるロシアにとってわが世の春である。

「強いロシア」を標榜するプーチン大統領は、豊富なエネルギー資源を「神の賜物」と形容したことがある。九七年に書いた修士論文では、「ロシアの資源を活用すれば、世界的な大国の地位を取り戻すことができる」と主張していた。戦略資源の国家統制を着々と進め、最も成功した企業とされた石油大手・ユコスも分割・国有化した。九〇年代に民営化された石油産業を国家の手に取り戻し、それを政治・経済戦略の武器に利用するのがプーチン戦略である。

ソ連解体後、エリツィン前政権は自由、民主主義、市場経済という全く新しい価値観を導入したが、元ソ連国家保安委員会(KGB)の中堅将校らが主導するプーチン政権下で言論の自由や所有権は脅かされ、民主化は大幅に後退した。かつて与党だったリベラル政党は泡沫政

党になり、議會では安定、秩序、大國がキーワードだ。國民が民主化より安定を求める状況を見ると、「人々には自由よりパンの方が重要」というドストエフスキーの『大審問官』の一節を思い出してしまふ。

識者の間では大國主義論が持て囃され、イランや北朝鮮、パレスチナ問題で公然と米國に対抗しようとする。「狼は強い者を襲わない」（大統領）として軍事力増強を掲げ、冷戦期並みの戦略核三本柱の増強にも着手した。エリツイン時代に動いた北方領土問題で大統領は「ヤルタ、ポツダム合意の順守」を表明し、ヤルタ合意という振り出しに戻ってしまった。親米派になったウクライナに対して、冷戦期にソ連もしなかったガス輸出の一方的停止を行ったこともある。エネルギーを持つことが奇妙な自信を植え付け、正常な國際感覚を狂わせているかみえる。

社会学者のオリガ・クリシユタノフスカヤ社会学研究所研究員は、現在のロシアが第四次中東戦争後の石油価格高騰で安定していた七〇年代のブレジネフ時代の「停滞の時代」に似ていると指摘する。確かにこの國の勢いは石油価格に左右されるところがある。一バレル二〇〇ドル前後に落ち込んだ八〇年代後半に登場したゴルバチョフは不運な指導者だった。

だが、現在のロシアの繁栄には脆さが同居している。

國家經濟を資源輸出に依存し、富を消費して投資に回さず、利益は國外に逃避する。製品をほとんど輸入で賄うため製造業は衰退し、失業者が増えつつある。石油の富は國家と一握りの成金に独占され、貧富の格差、地域格差が天文学的に拡大した。輸入に依存するため、通貨が強くてもインフレが進み、弱者の不満が鬱積しつつある。社會の階層分化が進行し、流動化が途絶えてしまった。汚職や腐敗の拡大、官僚主義の横行も資源依存經濟の副産物だろう。

これで石油価格が暴落すれば一体何が起きるのか、人ごとながら心配してしまふ。現在のロシアの繁栄はやはり、資源依存の「油上の樓閣」なのだ。

このようなロシアと日本は対極に位置し、資源のない日本はやはり、技術立國、資本集約、効率化で勝負せざるを得ない。日本だけでなく、東アジア全体がエネルギー資源に乏しく、ものづくりが生命線といえる。中國もロシアに微笑外交をしながら、内心ではエネルギー大國主義に辟易しているはずだ。技術・製造立國というロシアを反面教師にした共通点に、東アジア共同體の実現や中韓兩國との關係改善のかぎがあるような気がする。

（なごし・けんろう 一九七六年ロシア語学科卒業）



# 日中関係のデジャ・ブユー

一九三〇年代と

二〇〇五年を比較して

## 濱本良一

(讀賣新聞調査研究本部)

松本重治が活躍した時代背景

一九三〇年代の上海を舞台に英語を操るジャーナリストとして活躍、日中和平工作の当事者にもなった松本重治(まつもと・しげはる)氏は、名著『上海時代(上・中・下)』(中公新書、一九七五年)を書き残しているが、当時の日中関係を眺めていて、現代にも通じる状況があることに改めて驚きを感じた。

一九三〇年代はざっと振り返るだけでも、旧日本軍による瀋陽郊外、柳条湖の満鉄線を爆破した満州事変の勃発(三二年九月一八日)と、傀儡国家「満洲国」の成立(三三年三月一日)。その後の華北分離を狙った冀東・冀察政權樹立に反対する北京大学の大学生ら約三千人による反日デモ(三五年二月九日)、米人記者エドガー・ス

ノウも取材した)。世界的スクープとして松本氏が伝えた「西安事件」(三六年二月二二日)、日中全面戦争への引き金となった盧溝橋事件(三七年七月七日)、国民党と共産党が抗日で一致した第二次国共合作(三七年九月三日)など様々な歴史的事件が続いた。

あの頃を同時代史的に語れる日本人は少なくなっていたが、今では考えられないような反日感情が蔓延、常態化していたことは容易に想像できる。松本氏が「聯合通信」(四年後に「電通」の通信部と合併して「同盟通信社」になる)の上海支局長兼「プレス・ユニオン(上海で発刊された日本理解のための英文刊行物)」専務理事として派遣されたのは、三二年末から三八年末にかけての約六年間だが、反日の嵐の中での取材活動だった。「反日」「抗日」「毎日」「日貨排斥」といった言葉が当たり前のように使われ、政府・外務省は軍部との軋轢の中で、「国交調整」に尽力していた。

そんな中でも邦人が犠牲となった次のような反日テロ事件が日中交渉の議題となった。ひとつは「毎日新聞」の上海特派員・渡部洗三郎氏と「上海毎日」の深川経二氏が四川省成都を取材中に暴徒によって殴り殺された成都事件(三六年八月二四日)。もうひとつは、広西チワン族自治区の北海で、在住三十年になる唯一の邦人、売薬雑貨商・中野順三氏が店舗内に乱入した排日デモの暴徒によって惨殺された北海事件(同年九月三日)だった。

### 三〇年代の日中外交交渉の舞台裏

松本氏が取材対象とした蒋介石や汪兆銘ら中華民國・国民政府（南京）と近衛文麿・政権との日中交渉（三六年九月二三日）のやり取りは興味深い。例えば中国側の回答は、こんな具合だった。

「成都事件については、一切の国際法に照らし、国民政府として責任をもって、陳謝、犯人の逮捕、処罰、責任者の処分、および死傷者に対する医薬救済金の支出などをなし、もって本件が両国関係に障害を与えざるように致したし」

「排日取り締まりは、消極的には排日感情の除去が必要である。元来、中国国民は、日本人であるから恨んでいるのではない。最近の数年來、中国国民が受けている苦痛は、日本のために負わされているのであり、悲憤の余り反抗心が起こっている。現在の両国関係のまま進むのなら、その感情は、ますます深刻となり、（中国）政府当局は、表面に現れる行動を制止することはできても、人の感情まで制止できない。したがってこの種の悪感情を取り除くには、日本側が武力干渉や高圧的な手段で、中国に臨むことを避けることが必要である」

「対日感情を前向きなものに好転させるには、平等な国交を樹立することが必要だ。すなわち、日本側は、中国の主権や行政の統一を尊重するべきで、そのようにし

て初めて根本的な友好関係に戻って、対日悪感情が取り除かれ、好感を得ることができるよう」

「……他方、教育部当局が日本の教科書を研究したが、中国を侮辱している記事も少なくなく、この点は日本側でも取り締まって欲しい」

（満洲国の）華北問題は、元来、日本側が特殊な事態を作り出したので発生した問題である。日本側の希望は、要は防共と経済協力の二点である。……とくに華北問題の解決策として、華北の独立政権または半独立政権の樹立を要求することは、中国の主権、領土権および行政権の整合を破壊するものなので、到底、容認することはできない」（一部の表現を直した濱本）

こうした回答について、松本氏は「当時まで中国側が遠慮して言い得なかったものを、そのとき初めて言い切ったものであり、それが日本側を刺激したのは自然であった」と記しており、中国側も率直に思いのたけを吐露したものだ。

日本側の交渉責任者の一人だった須磨総領事は、この答えに対し、「何たる回答ぞ、という感じた。『排日取り締まり問題』について、ご説教はもう聞きあきています。日本の教科書のどこに中国を侮辱する箇所があるのか？

『華北問題』にいたっては、共同防共の点につき、中国側が大転換をやった点だけは諒としますが、経済提携については多くの制限を提起し、当方は不満である。……こ

のような回答について、論議を続けることは全く無用である」とやり返し、脇にいた川越大使に対して「大使、もう行きましよう」と言い放って、二人で席を蹴って立ち去ろうとした。これに対し、中国側責任者の張群・外交部長らが座をとり直し、戻って来て欲しいと説得に当たったという。無論、交渉は決裂だった。

当時、中国側は、日本代表団が本国から受けていた訓令など暗号電報をすべて傍受し、解読していた。松本氏が国民政府の高宗武・外交部亜洲司長からこうした事実を教えられ、驚きを露わにしている点も興味深い。

## 現代の反日デモ騒動

時代は変わり、二〇〇五年四〜五月にかけて、中国各地で突如として出現した反日デモ騒動は、戦後の日中間係を画する出来事だった。中国人たちの動きの一部に、日本商品ポイコット「日貨排斥」も登場し、北京の日本大使館、上海の日本総領事館へ石やペットボトルを投げつけたあたりでピークに達した。あの時、現地の在留邦人ですら一体なぜいま反日デモ暴動なのか、という素朴な疑問があった。その年の秋に安保理常任理事国を増やす国連改革案が実施に移される予定になっており、日本の同メンバー入りを阻止したい中国政府と中国人が在外華人らと一緒になった官民一体のグローバルなデモ行動

だった、というのが真相に近いだろう。無論、小泉首相の靖国参拝や歴史認識問題、教科書問題、尖閣諸島問題なども背景にはあったが、中国指導者が「悪いのは中国ではなく、誤った歴史認識を持つ日本」という一方的な論理を押し通し、謝罪を拒否する姿に、啞然とした日本人は多かつた筈だ。

日本が軍事的に侵攻していた七〇年余り前は、反日デモだけでなく、北海事件や成都事件のような抗日テロも珍しくなかった。その程度は今日とは比較にならないのだが、中国人の反日感情については、時代を超えて共通性が見られるのは興味深い。日本と日本人への歴史的怨恨に関しては、現在の中国政府もあの当時の国民政府も、さほど変わっていないように見えるから不思議である。

一方、当時の日本人の対中観を示す発言として、三五年五月末に松本氏が訪れた満洲国の首都・新京（現・長春）で行われた関東軍司令部・田中参謀とのやり取りがある。

「率直に言えば、君と僕とは中国人をみる観方（ママ）が根本的に違う。君は中国人を人間として扱っているようだが、僕は中国人を豚だと思っている。なんでもやっちまえばいいんだ」。強硬派の多かつた軍の中でも「空前絶後」の暴論だったと松本氏は記しているが、あの時代の日本人のスタンスを知ることあながち無駄ではないだろう。

## 共産党の台頭と小泉首相の靖国参拝

明治の元勳、松方正義の孫だった著者の松本氏は、戦後、東京・六本木にある国際文化会館を設立、様々な国際交流に活躍したわが国を代表する国際派知識人だった。この著書に登場するだけで、日本人約四三〇人、中国人約二五〇人、その他の外国人約一二〇人の総勢八〇〇人余りに上る華麗な人脈を築いていたのには驚かされる。

しかし、あの時代に江西省瑞金から陝西省延安（保安）への「大長征」を敢行した毛沢東ら共産党指導者が、やがて大陸を制覇するという歴史の大転換についての見通しはほとんどなかったようだ。松本氏が取材対象としたのは、国民政府の関係者ばかりだったことからそれは伺われる。時代を通じて大局を見通すことが、いかに至難の業であるかを示している。

松本氏は、あとがきの中で同書執筆の動機について、「日本人は、隣国人の気持ちをもっとよく理解して欲しい、という一言に尽きる」と語っている。松本氏がいま生きていたら、中国の主張に逆らい、靖国神社に参拝し続けた小泉純一郎首相（〇六年九月退任）などは、とんでもない首相として、一刀両断の対象だったろうと想像する。

しかし、日中関係の難しさは、「中国人の気持ちをよく理解しよう」というある意味で日本人の良心だけでは

解決を許さない、一種の冷徹さ、複雑性、厳しさを包含している点にある。それを煎じ詰めれば、帝国主義的、軍国主義的な「大日本帝国」が中国大陸を蹂躪していたあの時代から、七〇年を経て、中国は独立国家として、いまや台頭著しい「昇龍」に成長している点にある。同時に一方では、事実上の共産党の一元支配が六〇年近く続き、権威主義体制は末期を迎え、政権維持が至上命題となっている。その胡錦濤指導部から発せられる「首相の靖国参拝は中国人民の感情を傷つける」との発言の奥に秘められた政治的狙い、あるいは胡散臭さに多くの日本人が気づいている現代において、主張を文字通りには受け取れない、という点に尽きるだろう。

過去に日本は中国と中国人に無慈悲な残虐行為を加えたのだから、中国の言い分はもっともだ、とする解釈に立って外交に当たれば、表面上は友好的に解決する筈だ。しかし、靖国カードを振りかざす胡指導部には、自らの権力基盤を固めるために反日を利用したいという政治的意図があるだろうし、外交戦略として、日本を政治的、道義的にも抑え込みたい狙いがあるろう。

日本が自らの手で日中「一五」年戦争の過去を総括する必要があるのももちろんだが、すでに戦後六〇年余りを経た現在、国際法に則った冷静な対応が問われるべきである。サンフランシスコ平和条約を順守してA級戦犯を処刑し、国際社会に復帰している平和日本である以上、

処刑後の戦犯の霊の祀り方まで中国が指図するのは内政干渉だろう。残念ながら当時も今も戦争自体は犯罪行為ではない。国際法上の違法性と感情的な不快感は明確に区別するだけの冷静な知性を持ち合わせたいものだ。

中国政府が日本に不快感を表明するのは自由だが、首脳会談も開けないという態度は、指導者のエゴ以外の何者でもない。中国の意向に従って、首相が靖国参拝を再び中断することがあれば日本側にしこりが残り、やがては別の形となって日中関係に負の影が広がることも間違いない。時間の経過とともに、第二、第三の小泉首相が現れるだろう。

ちなみに中国では首相の靖国参拝問題を巡り、党・政府と異なる意見が自由に表明され、中国人たちが異なる意見を比べながら、何が正しいかを主体的に選択できる状況はないことも指摘しなければなるまい。

筆者は首相の靖国参拝に基本的な問題はないと考えるが、これだけ外交問題化する中で、将来にわたって堂々と首相が参拝できるような環境作りを踏み切らない靖国神社の頑なな姿には疑問なしとしない。二五〇万人近い戦争の犠牲者が英霊として眠っている同神社に、天皇陛下や政府指導者だけでなく、海外からの指導者もわざわざ行ってもらえるようにすべきだろうと思う。少なくともわが国の首相が、外国からの圧力で行けない事態は避けるべきだ。そんな形での親善友好が、長続きす

るわけがない。

中国指導部は国内政策上からも靖国問題で安易な妥協はできないし、日本側がどれだけ説明しても、さほど聞く耳をもたないだろう。現状で双方が妥協可能な選択は、非常に限られている。最終的には棚上げのな対応にならざるを得ないかもしれないが、現状のような形で靖国参拝の方式では、国際的イメージで日本は劣勢に立たされると考える。国際世論を代表する英米両国とも、先の大戦では中国と同じ連合国側、勝利国サイドであり、首相の靖国参拝問題を突き詰めて行けば、諸手を挙げて賛成とは言えないだろう。

靖国の火種は、中国がポスト共産党時代に突入しても消えることなく、民主化が実現された暁には反対の程度が弱まり、むき出しの国家エゴを押し付けることはなくなるだろうが、完全に収まると思えない。

日中間に残る極めてセンシティブな問題をあえて穿り出し、日中外交の正面に据えた日本の首相・小泉氏の選択が、適切だったか否かの最終的な判断は分かれるが、当面の日中関係の最低線（レッド・ライン）がどこにあるかを炙り出した。その意味から小泉対中外交の成果は、将来の日中関係への教訓として、きちんと受け継がれるべきである。

（はまもと・りょういち 一九七六年中国語学科卒業）

# 安濃津県と呼ばれて いた三重県

伴 武 澄

(共同通信社)

二〇〇四年二月から津支局長になり、三重県の住人となった。転勤が決まったとき、中学一年生の三男は「阪牛がたらふく食べたい」といい、二男は「伊勢エビがいい」と言った。妻はミキモトパールの名前を上げた。小生は伊勢神宮と松阪商人をイメージしていた。自分が赴任するところがどうして三重県と呼ばれるようになったか気になった。

三重県の命名の由来をたどることはそのまま日本史探訪の旅になるに違いない。そう考えながら、津への旅立ちとすることに決めた。旅のスタートは明治維新となった。

明治維新から廃藩置県を通じた新しい行政区画の整備とその後の道府県の統合再編劇は、現在進行中の市町村合併を考える上で多大な示唆を与えてくれる。特に地名の決め方は面白い。

明治政府は廃藩置県に際し、律令時代の「国」を単位

として府県を整備し、府県名の付け方として、「県庁を置く地名とすること」と統一する考えだった。だが「国」の概念は江戸時代に相当程度崩れていて、行政区画の整備は一筋縄ではいかなかった。

## 4つの国が合体した三重県

三重県は律令制度でいうところの伊勢国と伊賀国、志摩国、それに紀伊国の一部が一緒になった領域を持つ。四つの国が合体したのだから中心というものがない。赴任した時は、人口はコンビナートが控える四日市市が一番大きくて、次が鈴鹿市。県庁所在地の津市はようやく三番目だった。「津って県庁所在地だったよな」と心細げに語った友だちもいたくらい目立たない都市である。

江戸時代、この四つの国がさらに細分化されていて、幕末の地図では八つ藩と幕府直轄地の伊勢の山田に分かれていた。正確に言えば、松阪などのほか、南部の南北牟婁郡もまた紀州領だったから一〇以上の領地に分かれていたことになる。日本全国で三〇〇以上の藩が存在したのだから仕方がないのかもしれない。

一番大きかったのは津藩（二七万石）で、藤堂高虎の時代は伊賀上野に城を持っていたが、徳川家康に功を認められて本拠を津に移し伊賀国も併せて統治した。このほかの七つの藩は北から長島藩（二万石）、桑名藩（六

万石)、菰野藩(一万石)、龜山藩(六万石)、神戸藩(一・五万石)、久居藩(五万石)、鳥羽藩(三万石)となっている。

### 旧徳川領を統治するため生まれた「府県」

徳川時代の統治は複雑で領地も入り組んでいたから細かいところはわからない。例えば三井財閥を生んだ松阪は紀伊徳川の領地だったことはこの地に来て初めて知ることとなる。紀伊藩の徳川家は今の三重県の領域になんと一五万石もの飛び地を持っていたのだ。逆に津藩の藤堂家は大和に飛び地を持っていた。藩は大名家の私有地だったと考えれば分かりやすい。江戸時代の藩を語るのに現在の行政区画だけを考えてはとんでもないことになる。

薩藩置県が実施されたのは一八七〇年四月一日。東京など一部は五月一日と遅れた。府県制はこの時、導入されたと学校で習った記憶があったが、実は薩長土を中心とする官軍が江戸に入場した直後、新政府は「政体書」を公布。中央と地方の官制を定め、徳川家の支配する天領七五〇万石のうち七〇万石を残して召上げ、新政府領とした。新政府運営にはその日から相応の徴収が必要だったのである。全国の藩の体制はそのままであったから、それらの地域は実質的に支配者が徳川家から天皇に変わった。

ただけだった。

ただ新政府としては、新しい支配地に「藩」に代わる新たな名称を早急に考え出す必要があった。新政府の領地の形態が徳川時代のままであるのはいかにもおかしい。版籍奉還は後のことである。とりあえず徳川から召上げた領地について官制として「府県制」を導入した。旧徳川領で所司代や奉行の支配地だったところを「府」とし、郡代や代官の支配地を「県」とした。「府」はその昔、「国府」と呼んだ経緯があり、「県」は中国から導入した概念だろう。コメ生産があるところを「県」とし、そのほか都市部などを「府」としたと考えれば分かりやすい。

だから明治初期、東京や大阪、京都だけが「府」だったのではない。長崎も神戸も「府」と呼ばれた。三重県でいえば伊勢神宮のある伊勢の山田は一八六八年七月から一年間だけ「度会府」と呼ばれた歴史があるのだ。

### 転々とした県名

さて三重県の由来である。現在の三重県概念ができたのは一八七六年四月のことである。津に県庁があった三重県と山田に県庁があった度会県が合併してできた。北海道と沖縄を除く現在の四五府県体制ができるのはさらに一三年後であるからまだまだ明治日本は再編のさな

かである。

そもそも一八七一年七月の廃藩置県では、旧藩がそのまま県になったから現在の三重県には九つの県が生まれたことになる。北部の桑名県、長島県、亀山県、神戸県、菟野県、津県。南部の久居県、度会県、鳥羽県である。

府県の第一次統合は四カ月後の十一月に早くもやってきた。

桑名から津までの北部六県は安濃津県（あのおつ）として合併され、安濃津郡の津に県庁が置かれた。この合併に伴い津県が奈良に持っていた飛び地を失った。南部は久居県、度会県、鳥羽県を合併した上、和歌山県の飛び地だった松阪や牟婁郡を取り込み、度会県となった。県庁は度会郡の山田（今の伊勢市山田）の地に置いた。

当時、明治政府は県庁の所在地名をもって県名とすることを定めた。だから合併後も安濃津郡の津に県庁を置いたから安濃津県の呼称が残った。度会県も同様である。明治政府はまだ市制どころか区や町村制も導入していないから県庁所在地は津市ではない。ただの津である。

安濃津県もそうだが、廃藩置県直後の日本には現在からみれば不思議な府県名が多く存在する。現在の徳島県が「名東県」と呼ばれるなど廃藩置県の府県名は初めから府県を包括する地名ではなかった。そもそも「国」単位で新しい行政区画をつくらうとしたのに、県名だけは小さな土地を残した概念としたのはおかしいことだった。

また全国どこでも同じだが藩主がそのまま県知事となった。正確には知県事という。語源は県の事を知行するという意味だろう。ちなみに安濃津県の知事は津の殿様の藤堂高猷だった。

ただ津は安濃津県の南端に位置したため、あまりにも県庁が南に偏りすぎると批判が起き、合併四カ月後の一八七二年三月、県庁は三重郡（今の四日市市）に移された。この時、政府の方針に従い、県名も安濃津県から三重県に変更した。この時、三重が県名として初めて現れるのである。

新たな県庁となった四日市陣屋は翌一八七三年二月、早くも手狭であるとの理由から再び津の地に戻された。県名を再度、安濃津に戻すことも検討されたが、度会県との合併も浮上していたため、安濃津の地名は復活することにはなかった。

（ばん・たけすみ 一九七七年中国語学科卒業）



# 研究論文

## 『『伝統』の概念をめぐる』

### —人間国宝の事例から—

有澤 知乃

(ロンドン大学アジア・アフリカ研究学院)

『巨人軍論—組織とは、人間とは、伝統とは』(野村克也著、角川書店、二〇〇六年)。同書は、「伝統」という言葉をタイトルに持つ和書を、インターネット通販のアマゾンで検索した結果、売れている順のトップに表示された本である[amazon.co.jp]。ちなみに、ヒット数は一四五四件であり、「伝統」という語をタイトルに持つ書籍が多数、出版・販売されていることがわかる。

その内容は、「伝統の味ウィーン菓子」「インド伝統医学」「イギリス伝統の家づくり」など、特定の国や地域の衣食住や文化を紹介するものから、「伝統と革新」「自由独立の伝統」など、概念としての「伝統」を論じたものなど、様々である。

日本芸能史家である西山松之介は、戦後の日本における伝統論多発の要因として、敗戦による伝統の危機感や、

米・ソ両大国の緊張関係から「日本民族の主体」を回復するため、といった動機を挙げている[西山、一九八四、四六八—四七七頁]。西山はさらに、戦後、国際的にも伝統の危機意識が現れていると述べ、その要因として、文化のグローバルイゼーションという現象を指摘している[ibid.]。今日に至って、文化の輸出入は一層盛んになり、政府や民間など、様々なレベルで、「伝統」をめぐる問題意識が高まっている。学界においても、文学、歴史学、民俗学、社会学等、多くの分野にわたって、様々なアプローチから、伝統論議が行われている。

以上、伝統論議の多発とその要因について述べたが、本稿の目的は、「伝統」の概念を定義することではなく、むしろ、「伝統」をめぐる様々な現象や発想が、個人の行為や意識の中に、どのように現れているかを考察する

ことである。

社会学者のギデンズは、「意識」を、「言説的意識 (discursive consciousness)」「無意識 (unconscious)」「実践的意識 (practical consciousness)」の三層に分けている。「言説的意識」と「実践的意識」の違いは、前者が言葉によって表現されるものであり、後者が行為によって特徴づけられるという点である [Giddens, 1984: 7]。民族音楽学者のマクドナルドは「伝統化 (Traditioning)」は、「上述の、個人の「言説的意識」によって行われると説いている [McDonald, 1997: 58]。つまり、何を「伝統」とみなすかは、「個人的な選択」に基づいており、また、「伝統化」の行為は、「(物体、または技を) 過去から取り出して未来に継続させたいという、感情的・精神的エネルギーが引き起こすものでもある」と述べている [ibid.]。よって、全く同じ音楽要素が、ある人物にとっては「伝統的」であり、別の人物にとっては「伝統」の範疇には入らないという現象が生じてくるのである [前掲書: 57]。本稿の論点は、「伝統」とは抽象的概念であり、その言葉を用いる主体の意図によって意味が変化する、という問題である。

研究対象となるのは、人間国宝に認定されている、初代富山清琴 (とみやま・せいきん) 氏 (写真一) と米川敏子 (よねかわ・としこ) 氏 (写真二) である (以下、初代清琴氏、敏子氏と記す)。両氏は、人間国宝として

メディアなどで紹介される時、概して、「伝統芸能」である邦楽の「正統的伝承者」としての側面がクローズアップされている。人間国宝 (文化庁では、重要無形文化財とよぶ) の認定は、一九五四年より開始された。「演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高い」芸能の伝承者で、そのうち特に重要な人物が人間国宝に指定される「文化庁ホームページ：無形文化」。歴史家のホブスボウムは、「伝統」の概念とは、しばしば、「国家」が関与して「創造」された「ふさわしい歴史的過去との継続性」であると説明している [Hobsbawm, 1983: 114]。日本における「人間国宝」や「伝統芸能」といった言葉がもたらすイメージもまた、意図的に創り出されている側面があると言えるのではないだろうか。人間国宝の実態は、必ずしも、そのイメージと一致していない。上述の両氏についても、「正統的伝承者」のイメージとは異なる側面を持っている。第一に、彼らの音楽活動が、既存の古典曲を伝承することに留まらず、新作の創作活動によって、新しい手法やアイデアを導入し、従来の音楽ジャンルに新たなレパートリーを加えた点である。第二に、両氏は、既存の古典曲に関しても、演奏者の個性や現代の感覚を取り入れて、従来の演奏スタイルを変化させることを推奨している点である。

本稿では、第一点目の考察として、両氏の「伝統」を

めぐる意識の違いが、二人の創作活動において、全く異なる音楽の方向性となって現れた点を取り上げる。両氏の意識の中にある「伝統」の概念は同一ではなく、それぞれの経験や発想にもとづいて、意識的に（または無意識に）選択された音楽要素が、彼ら自身の音楽の形となって現れている、という点について述べたい。第一点目は、「人間国宝」が、概して、「固定した芸能様式の継続性」という印象を与えるのに対して、実際の音楽家達は、従来の様式やレパートリーに変化や革新をもたらしているという点であり、ここでも、「伝統」をめぐる概念は単一ではない、という問題について考察する。

本稿では、両氏の作品に関する筆者自身の分析と、両氏の後継者とのインタビュアーや芸談資料をもとに考察を行う。筆者がフィールドワークを行った当時（二〇〇五年七月）、両氏は既に表舞台では活動しておらず、更に健康不良という要因もあり、直接インタビュアーを行うことが出来なかった。



写真1 初代富山清琴  
(とみやま・せいぎん)  
(一九一三～)  
湘南よみうり2001-1-1,  
No.249より転載

## 両氏の演奏・作曲歴

人間国宝は、それぞれの芸能分野ごとに認定される。

初代清琴氏は、地歌（じうた）の部、敏子氏は箏曲（そうきょく）の部における認定である。地歌は、江戸時代に京阪地方を中心に流行した三味線歌曲であり、男性の盲人のみが、専門家として免状の発行や教授を許可されていた。この制度は明治四年に廃止され、その後は盲人や女性も専門家として認められるようになった。箏曲もまた江戸時代に、上述の盲人音楽家達の手によって発展した音楽ジャンルである。地歌と箏曲は、そのレパートリー形成において互いに切り離せない関係にあることから、地歌箏曲という語が両方の音楽ジャンルを含有するものとして、しばしば用いられる。また、地歌の演奏家は箏曲も演奏し、箏曲の演奏家は地歌も演奏するのが一般的である。よって本稿では、地歌箏曲という語を用いることとする。



写真2 米川敏子  
(よねかわ・としこ)  
(一九一三～二〇〇五)  
『箏曲米川敏子(二)』  
ビクター音楽産業  
株式会社(一九九〇)  
CD解説書より転載

初代清琴氏と敏子氏は、共に一九一三年生まれである。初代清琴氏の父は、大阪の砂糖問屋を営んでいた。同氏は、満一歳で失明し地歌箏曲の専門家としての道に進むこととなった。同じく盲人であった、富永敬琴氏と富崎春昇氏の下で研鑽を積んだ後、三五歳で独立を認められ、家元となって自身の会派を設立した。敏子氏は、兵庫県に生まれ、三歳より父米川琴翁氏に師事した。米川一族は、地歌箏曲の専門家を多く輩出しており、父琴翁氏もまた自身の会派を創立し、その会長を務めていた。敏子氏は、初代清琴氏と同様に、三五歳の時に独立して、自身の会派を創立して会長となった。琴翁氏や敏子氏は、盲人ではなかったが、地歌箏曲の専門家として活躍した。初代清琴氏が人間国宝に認定されたのは、一九六九年（五六歳）のことであったのに比して、敏子氏の認定は、それよりかなり遅く、一九九六年（八三歳）のことであった。両氏の作曲数は、初代清琴氏が三五曲、敏子氏が一〇〇曲以上と、大差がみられる。〔富山、1966〕〔福田、2004：18-21〕

両氏が作曲活動を盛んに行うようになったのは、一九三〇年代後半（二〇歳代後半）からである。その時代は、「新日本音楽」という新しい音楽ジャンルが、一九二〇年に、地歌箏曲の演奏家である宮城道雄や、尺八の演奏家である吉田清風により提唱されてから、やや後のこと

になる。「新日本音楽」の特徴は、邦楽器の曲へ洋楽の要素を導入したことであり、四重奏曲、協奏曲、洋楽器と邦楽器の合奏曲などが多く作曲された。また、洋楽の音楽要素（和声、対位法など）を、邦楽作品に取り入れることが盛んに行われた。邦楽の新作発表会やコンクールも、この頃から政府主導で行われるようになり、戦後はNHKや民間ラジオ局が「現代邦楽」や「新邦楽」の番組放送を開始し、邦楽器を用いた新作作品の委嘱が盛んに行われるようになった。〔長廣、200〕両氏もまた、しばしば新作発表会やコンクールへ参加し、度々受賞している。両氏は、他にも、ラジオ局や日本舞踊界からの委嘱作品（舞踊の伴奏曲）などを多数作曲した。

#### 作品分析

地歌箏曲という音楽ジャンルは、江戸時代にその原形が誕生し、今日に至るまでの間に、様々な様式に発展した。楽器の組み合わせや、曲の構造や雰囲気、また歌詞の内容によって、地歌箏曲は更に細かいジャンルに分類される。現行の地歌箏曲を、邦楽研究家である久保田氏は一八種類の曲種に分け、その内、「古典分野」を一五種、「近世分野」を四種として分類している。例えば、古典分野には、「段物（だんもの）」（変奏曲風の独奏器楽曲）や、「手事物（てごともの）」（歌と歌の間奏に長

い器楽演奏を挿入したもの」といった様式がある。近世分野としては、上述の「新日本音楽」や、更に洋楽の影響が強く表れた「現代邦楽の箏曲」を挙げている。「久保田、1930：186-196」

初代清琴氏の作品は、概して、久保田氏の分類するところの、古典分野の様式を基盤として作曲されている。

同氏の作品の獨創性は、楽曲の構造や楽器の組み合わせにあるのではなく、細部に、三味線や箏の新しい奏法や、音の並びを用いている点にある。その典型例として、「扇風機」（一九四八年作曲）を挙げて解説したいと思う。

この曲は、歌と三味線の関係や、楽曲形式から、上述の古典分野において「端歌物（はうたもの）」に分類される様式にのっとって作曲されている。端歌物とは、歌本位の比較的短い曲種を指す。「前掲書：188」この曲は、古典分野の様式にのっとって作曲されているが、歌詞の内容は扇風機という近代の電気製品を扱っており、暑いさなかに扇風機が停電で止まってしまうという、ユーモラスな内容である。また、扇風機の音を三味線の奏法で様々に巧みに表現し、洒落っ気のある作品となっている。所々に、古典分野の基本となる五音階とは異なる音の並び（全音階や半音階など）を用いて、従来の地歌箏曲には無い新しさを醸し出している。ユーモアのある歌詞を、三味線を用いた擬音、擬態音と共に面白おかし

く聴かせるという発想は、同じく「古典分野」の「作物（さくもの）」という様式に見られる特徴である。初代清琴氏の作品は、地歌箏曲において、既に確立している楽曲構造や様式、また発想を、独自の手法を加えて再現することによって、獨創性を表現していると言えよう。

初代清琴氏の作品に対して、敏子氏の作品は、上述の地歌箏曲の分類に当てはめることが難しいものが多い。むしろ、「新日本音楽」の発想に近く、洋楽の影響を受けた音楽要素を多く用いている。例えば、「千鳥と遊ぶ智恵子」（一九五三年作曲）は、ソプラノ、箏高音、箏低音（または一七弦箏）のために作曲されている。歌詞は、高村光太郎の『智恵子抄』から採られ、智恵子が浜辺で千鳥と戯れる様子をみつめる、光太郎の切ない視線が描かれている。まず、ソプラノを邦楽器との演奏に用いたことが、従来の地歌箏曲には無い発想である。また、それまでの地歌箏曲では、箏や三味線の演奏者が歌も受け持つのが通例であったが、この作品では歌手は独立している。ソプラノの旋律は、切々と光太郎の心情を訴えるものであり、どちらかと言えば内向的な演奏スタイルであった地歌箏曲の歌唱法とは、大胆にかけ離れたものである。箏もまた、歌の伴奏に回るだけでなく、劇的な旋律と演奏法によって、歌詞に描かれた情景や心理を表現している。この曲の獨創性は、地歌箏曲の既存の様式

においては互いに依存関係にあった声と楽器を解放し、それぞれの声部に、劇的な表現力を与えた点にある。また、和声や対位法など、洋楽の手法や、古典分野の様式には見られない音の並び、リズムやテンポの変化が多く用いられている。しかし、敏子氏の作品が、従来の地歌箏曲から完全にかけて離れたものかといえば、そうではない。同氏の作品は、従来の箏や三味線の奏法や音階などと、新しい音楽要素が織り交ぜられて曲が構成されていると言える。初代清琴氏の作品と比較して、敏子氏の作品は、従来の地歌箏曲で用いられた音楽要素と、それ以外の新しい音楽要素とが、混沌と入り混じっているとも言える。

#### 作曲動機（後継者達とのインタビュー）

以下は、初代清琴氏と敏子氏の後継者達とのインタビューから、両氏の作曲動機や意識に関する言説を抜粋したものである。初代清琴氏の後継者は、子息の二代目清琴氏であり、敏子氏の後継者は、子女の裕枝氏である。二代目清琴氏、裕枝氏ともに、両親の後を継いで家元となり、演奏家として、また教授者として活躍している。

二代目清琴氏によると、初代清琴氏は、「宮城（道雄）先生の亡霊が沢山いる」と言っていたそうである。当時、

宮城道雄作品をコピーしたような曲が多く作られたが、初代清琴氏自身は、「宮城道雄には無い作品を作りたいかっただ」のではないかと二代目清琴氏は考える。宮城道雄に代表される「新日本音楽」は「センサーショナルではあったが、極端に洋楽に傾倒しすぎた」という認識があり、初代清琴氏は、「それとは違う行き方」を模索していたのではないかと、二代目清琴氏の推測である。初代清琴氏は「古典を土壌」にしており、古典を如何に「斬新」にするかということに関心があったらしい。「斬新」というのは、少し変えただけでそうなるのであり、変えすぎたら「変質」になってしまうと、二代目清琴氏は語る。二代目清琴氏は、料理でも、「隠し味」というのは少しだけ使うもので、そうでないと、料理自体が違うものになってしまう、という例を挙げて、「斬新」というアイデアについて説明した。また、「微妙な新しさ」を用いて、曲に獨創性を持たせるということは、非常にエネルギーのいる作業であり、初代清琴氏は、しばしば夜中に起き出して、根を詰めて作曲したりしていたと、二代目清琴氏は語っている。根を詰めた結果、一九六二年（四九歳）頃、耳を悪くして、それ以降は作曲の数が減ったそうである。このことは、初代清琴氏の作曲数が、敏子氏のそれと比べて少ないことの、一つの要因であると考えられる。

敏子氏は、当時としては、五線譜が読める珍しい邦楽家であり、邦楽以外のジャンル（ジャズなど）の音楽家達から重宝され、頻繁にコラボレーションを行っていたと、裕枝氏は語る。敏子氏は、自身の作品が地歌箏曲という音楽ジャンルに入ると考えていたか、という筆者の質問に対して、裕枝氏は、敏子氏は、「自分の作った曲を、どのジャンルに入れて、どうアピールしようとか、『音楽』というように名前を付けるということは、全く考えていなかった」と述べている。裕枝氏によると、敏子氏の作曲方法は、全く「自然体」であったということである。また、裕枝氏は、「たまたま(敏子氏の)人生が、色々なジャンルの人と一緒にやるというもので、自分の才能をのばすことができたのではないか。」と考え、箏曲以外の他の音楽ジャンルの中に、「丁々発止で合奏できる人」が沢山いたので、敏子氏は、そこから多くのことを学んだのではないかと語っている。また、一九〇二歳の頃、毎日「銀ブラ」をして、洋画をよく見ていたらしく、その中に流れていた音楽が、敏子氏の作曲に影響しているかもしれないと、裕枝氏は言う。

自分の作品が将来どのように扱われるか、という問題に対する両氏の考え方にも、違いが見られた。二代目清琴氏によると、初代清琴氏は、新しい作品は色々な人に演奏されないと「話にならない」ので、他の流派の演奏

家であっても「自由に弾いてもらいたい」と思っていたらしい。初代清琴氏は、音楽は、色々な人に演奏されることによって磨かれる、という考えを持っていたのではないだろうか。したがって、自分の作品数点を他の流派から楽譜として出版してもらったりしたそうである。これに対して敏子氏は、弟子の為に書いた曲などは別として、自分の曲を他人に弾かせるということを全く考えていなかったと、裕枝氏は言う。なぜなら、敏子氏は、自分の曲を他人が演奏すると「自分の望むイメージと違うもの」ができあがり、「曲の世界が壊れてしまう」と考えたからであると、裕枝氏は語る。特に、「千鳥と遊ぶ智恵子」や「御羽車」などの「レベルの高い曲」は、テクニクで弾くというよりも、感情を入れて弾くことが大切なレパートリーで、弾くのは常に自分であったそうだ。「インタビュアー、二代目富山清琴：2005-7-8」インタビュアー、米川裕枝：2005-7-5」

### 考察

以上の、筆者自身による作品分析と、両氏の後継者達とのインタビュアーから、以下の考察を行った。

初代清琴氏においては、地歌箏曲という音楽ジャンルにおいて、「伝統的」な様式と、そうでないものとの区

別が意識的に行われていると考えられる。同氏は、江戸時代から明治時代までに様式化された地歌箏曲の樂曲形式（樂器の組み合わせ、曲の展開、音階、歌詞の雰囲気など）を、「伝統的」または「古典的」な作曲基盤とみなした。そして、そこに、独自の三味線の奏法や音楽手法を微妙な形で取り入れることにより、獨創性を表現した。「現代地歌のモデル」[田辺、1980: 2]という初代清琴氏に対する評価が、従来の音楽様式に現代的な感覚を与えたという、同氏の作品の性質を良く表している。同氏は、大正時代以降に現れた「新日本音楽」とよばれる、洋楽の要素を大胆に取り入れたジャンルを、地歌箏曲とはみなさず、自分の音楽の基盤を、それ以前に確立した様式の中に求めた。そして、自身の作った曲が、地歌箏曲の「伝統的」レパートリーの一部として、後世に伝えられていくことを望んだのではないだろうか。初代清琴氏も、敏子氏同様に邦楽以外の音楽を聴いていた。芸談の中で、歌謡曲や西洋クラシック音楽をしばしば聴き、好きな作曲家はバッハ、モーツアルト、ベートーベンとシューベルトであると語っている。「徳丸、1988: 97」更に、二代目清琴氏は、初代清琴氏が、点字を用いて和声などの洋楽の勉強をしていたと語っている。「二代目富山清琴: 2005: 8」しかし、初代清琴氏は、洋楽の要素は、従来の地歌箏曲の「隠し味」としてのみ用いたのである。同氏は、また、芸談の中で、バッハやモーツァ

ルトの音楽に「自分自身の音楽の伝統に近いものを感じる」とも述べている。「徳丸、1988: 97」ここで同氏は、「伝統」という言葉を、楽曲様式とか音楽要素といった意味ではなく、音楽のもつ精神性といった概念に近いものとして用いていると推測する。

初代清琴氏に対して、敏子氏は、論理的に「伝統」様式を捉えるのではなく、むしろ、古典曲のレパートリーの習得で得た、身体技術や身体感覚を基盤に、当時、コラレーションをした音楽や、身の回りに流れていた様々な音楽から得たアイディアを用いて、感覚的に曲を生み出していたのではないだろうか。子女の裕枝氏は、敏子氏にとって、「古典（の奏法やレパートリー）」は子供の頃からしみついてきた「米川裕枝: 2005: 5」と述べている通り、敏子氏は、幼い頃から古典分野の演奏技法を叩き込まれて来たのである。また、敏子氏は机の上では書かず、弾きながら、「好きな音の組み合わせ」で作曲していたという、裕枝氏の談話からも、敏子氏の作曲方法が、論理的と言うよりは感覚的であったと推測できる。そして、初代清琴氏が、自身の作品を地歌箏曲の伝統の延長線におくことを意図したのと対照的に、敏子氏は、むしろ自分の感情表現の手段として、箏や三味線を用いた曲を作ったのではないかと推測する。敏子氏の門人である、中川敏裕（としゆう）氏は、敏子氏の曲は



「人間のことに関する」ものが多く、それらの曲は「心理描写」を用いて「情感」を表現していると語っている。「中川敏裕：2005-6-1」中川氏は、また、敏子氏は「はにかみやで、内に秘めている」[ibid.]と述べている。この、敏子氏の内向的な性格と、同氏の音楽の雄弁な感情表現という現象の差は、同氏の作曲動機について考察する際に、とても興味深い。

以上、両氏の作曲動機における相違点について考察した。以下は、両氏の音楽活動（演奏・作曲）にみられる、従来の音楽要素と新しい音楽要素との共存、という側面についての考察である。

「完全に固定した音楽」が存在し得ない、ということとは、多くの民族音楽学者が強調する点である。メリアムは、「音楽は固定され得るように見えて、実は、様々な社会や文化の状況が、音楽変化の度合いに影響を与えている」[Merrium, 1964：9]と述べている。また、ネットルは、変化の無い音楽は、「人工的に博物館に保存」[Nettl, 1983：177]された物質と同然だと主張する。ブラッキングは、音楽の変化は、それが語られる「文脈」によって意味が異なっていると論じており[Blackings, 1995 (1977)：Chapter 5] 徳丸もまた、「(音楽における)『変化』を強調するか、それとも変化しない『固定』

の状態を強調するかは、文化の型や時代の風潮によって異なる」のであり、「どんな音楽を見る場合でも、それを変化か固定かのどちらか1つの相の下だけに置くのは好ましくない」[徳丸, 1991：86]と強調している。

人間国宝というタイトルが与えるイメージは、概して、芸能の「固定」的側面を強調している。しかし現実には、人間国宝は、彼らの携わる芸能の「変化」にも積極的に関与している。初代清琴氏と敏子氏の両氏は、作曲という形で既存のレパートリーや音楽手法に変化を与えている。また、それだけでなく、既存の古典曲の演奏に関しても、変化を推奨する態度をとっている。二代目清琴氏は、「その時代の感覚を入れて」演奏しなければ、音楽はつまらなくなってしまうし、初代清琴氏は、古典曲にも緩急や強弱の変化をつけて、「しまりのある」演奏にしたと述べている。「二代目富山清琴：2005-1-8」また、米川裕枝氏は、敏子氏の古典曲の演奏を「父の琴翁よりも近代的で、古めかしさが無く、情感のある演奏」と評しており、弟子の演奏に対しても、個性を許す柔軟性があつたと述べている。「米川裕枝：2005-1-6」演奏方法に限らず、既存の曲に新しい旋律の伴奏を付けたり、歌の旋律を変えたりすることも、しばしば起こっている。例えば、米川氏の父琴翁氏は、多くの古典曲に、「華やかでひじょうに技巧的な」箏のパートを加えたことで知

られている。「福田, 2004:18」また、初代清琴氏の師であった富崎春昇氏は、「繁太夫物（しげたゆうもの）」という地歌のジャンルに、義太夫（ぎだゆう・文楽から発祥した三味線音楽）の要素を取り入れて、元々の「下品な」雰囲気を取り除き、かなり変化を加えたと言われている。「インタビュー、二代目富山清琴:2003-11-12」

## 結論

以上、初代清琴氏と敏子氏は、人間国宝というタイトルを与えられてはいるが、彼らの音楽活動の中心や動機が、「正統的な邦楽」の「固定的な伝承」には無い点について考察した。両氏の事例から、人間国宝であったとしても、音楽の「変化」や「革新」に積極的に関与している側面があることが分かった。「人間国宝」や「伝統芸能」という言葉は、しばしば「歴史」や「国家」といった言葉と共に使用され、ここでは、芸能の固定的な側面が強調されており、その実態は常に変化が伴う、という点については軽視されている。また、両氏の事例からは、いわゆる「伝統邦楽」とよばれる音楽の実践者が、それぞれの経験に基づき知識や身体感覚に基づき、様々な発想で、自分の音楽基盤を作ろうとする意識や姿勢が感じられた。彼らにとって、何が「伝統」という問題の答えは一つではなく、それぞれの状況や文脈によって、自

ら意識的に、また感覚的に選択されている。「伝統」とは、その言葉を用いる主体の意図によって意味の変化する、抽象概念であるという点を、再度強調したい。よって、「伝統芸能」や「伝統邦楽」といった言葉も、実態の不明なイメージに過ぎないのである。

（ありさわ・しの 一九九八年中国語学科卒業）

## 引用文献

（英文資料からの引用文は、全て筆者の訳である。仏文資料からの引用は、ジョン・ペニエ《Joan Paugniez》氏の英文訳を筆者が日本語訳したものである。）

久保田敏子著、当道音楽会編『よくわかる箏曲地歌の基礎知識』（1980）東京：白水社

田辺尚雄「現代地唄の模範的作品」『富山清琴創作の世界』（1980）日本コロムビア株式会社レコード解説書、p.5

徳丸吉彦『民族音楽学』（1991）東京：放送大学教育振興会

富山清琴・今井欣三郎編『清琴地歌修行』（1966）東京：芸能発行所

西山松之助『芸道と伝統』（1984）東京：吉川弘文館

福田千絵「研学会小史」小塩さとみ監修『文化功労者顕彰記念 人間国宝 米川敏子と研学会のあゆみ』（2004）東京：研学会本部

Blacking, John, "The Study of Musical Change". Music, culture, and experience: selected papers of John Blacking, Bohlan, Philip and Nettie, Bruno (eds.) (1995) The University of Chicago Press

（同稿初出は、以下の通り）：“Some Problems of Theory and Method in the Study of Musical Change”, (1977) Yearbook of the International Folk Music Council )

Giddens, Anthony, *The Constitution of Society: outline of the theory of structuration* (1984) Oxford, Polity Press  
Hobsbawm, Eric and Ranger, Terence (eds.), *The Invention of Tradition*, (1983), Cambridge University Press  
McDonald, Barry, "Tradition as Personal Relationship," *The Journal of American Folklore*, (1997) Vol. 110(435): 47-67.  
Merriam, Alan P., *The Anthropology of Music* (1964) Northwestern University Press  
Nettl, Bruno, *The study of ethnomusicology: twenty-nine issues and concepts*, (1983), Urbana, University of Illinois Press  
Tokumaru, Yoshiniko, "Entretien avec Tomiyama Seikin" *Musics, signs and intertextuality: Collected papers* (2005), pp.95-101, Tokyo, Academia Music Limited

ウェブ資料

Amazon.co.jp <http://www.amazon.co.jp> (アクセス:二〇〇六年三月一〇日)  
長廣比登志「現代邦楽の成立と発展 く箏と尺八の作品を中心に」(2001)  
京都市立芸術大学 日本伝統音楽研究センター <http://www.kcuu.ac.jp/jtm/> (アクセス:二〇〇五年七月二九日)  
文化庁ホームページ <http://www.bunka.go.jp/> (アクセス:二〇〇六年三月一〇日)

インタビュー

中川敏裕氏 二〇〇五年六月一日  
二代目富山清琴氏 二〇〇五年七月八日および二〇〇三年一月二二日  
米川裕枝氏 二〇〇五年七月五日

註

(一) 初代富山清琴氏は、二〇〇〇年に初代富山清翁を襲名し、子息である清隆氏が二代目富山清琴を襲名した。清翁氏は、初代清琴時代に作曲や演奏活動を活発に行った、という理由から、本稿では初代清琴の芸名を用いることとした。

## 清末官僚の対外認識

### その地理概念について

大久保 一成

(東京日建工科専門学校)

古来、中国の人々は中国が世界の中心にあり、他の民族、国が周辺にあると信じてきたと言われる。確かに、歴史上周辺の国に対して「北狄」、「南蛮」、「西戎」、「東夷」との言い方があった。西洋に関しては、更に大洋の西側にあり、「島夷」と呼ばれていた。自民族中心の考え方は、世界的に見ても普遍的な現象であろう。歴史的にも、また今日にしても、各国の地図を比較すると、自国を地図の真中に据えることが多いようである。それは、特別なことではない。おそらく、地理的に中心に位置する考えは、空間に対する支配力、支配欲の反映であろう。本稿は、清末官僚の対外認識における地理の概念、つまり、地理の概念から見た世界と中国のことを取り上げる。

明末清初に刊行された『職方外紀』(一六三二年)と『坤輿圖説』(一六七二年)が『四庫全書』に収録される

こと自体、中国が中国以外の世界に対する関心を示した証といつてよい。但し、それが「奇異なことが多く、究明することができず、誇張が多いようだ」(所述多奇異、不可究詰、似不免多所誇飾)と言われ、当時の中国人にあまり信用されていなかったことも確かである。清の嘉慶時代(一七九六〜一八二〇年)の中期から、中国人が書いた域外地理書(外国に関する地理書)が次々と刊行され、「經世致用」という実学の提唱の一環として、地理学が著しく進歩した。魏源の『海国圖志』(一八四二年)と徐繼畲が編集した『瀛環志略』(一八四八年)は、アヘン戦争以降の清朝末期の代表的な地理書であると一般的に見られる。『海国圖志』は、もともと林則徐が外国の地理書を元にして編集した『四洲志』を資料として編纂されたもので、高級官僚の林則徐は、外国の地理に

関して相当な知識を有していたことはいうまでもない。徐繼畬も、やはり福建巡撫、総理衙門通商大臣などを歴任した高級官僚であった。彼の外国地理に関する知識は、専門家とも言うべき高いレベルに達していた。ただ、地理学の学問的進歩はすぐに実践に応用される、または一般的な知識として普及するかというと、それはまた別問題である。林則徐、徐繼畬のような少数の官僚は、外国の地理に関して相当な知識を有していたことに對して、多くの官僚ほどの程度の知識を持っていたのか。本稿は、一八三六—一八七四年の対外交渉を記録する清末の外交文書である『籌辦夷務始末』（以下『夷務』と略）を例として、その中に出現した外国の地理に関する記述を整理し、清末官僚の持つ外国に関する地理の概念を探りたい。それによって、清末官僚の対外認識の側面が窺えるのではないかと考える。

『夷務』に書かれた地理的概念に関する記述は、おおむね諸外国の存在、所在位置、中国との距離、自然環境と物産、という四つの内容であった。作業は、この四つの内容に沿って整理していきたい。

## 一、諸外国の存在

清末の官僚の視野には、伝統的朝貢国、または、周辺の国々以外に、どのような国が存在していたのか。一八

三六年から一八七四年までの対外交渉の記録として『夷務』に記載された交渉歴のある国は、イギリス（英吉利）、フランス（佛蘭西）、アメリカ（米利堅、美利堅、花旗国）、オランダ（荷蘭、賀蘭）、ポルトガル（大西洋国）、イタリア（意大利亜）、ベルギー（北尔日喀国、比利時）、デンマーク（噠国、丹麻爾、黄郝）、スペイン（大呂宋国、日斯巴尼亞国）、スウェーデン（瑞國、蘇以天）、ノルウェー（那威、羅委）、プロシア（單鷹國、布路斯）、オーストリア（双鷹國）、ロシア（俄羅斯）、日本、ペルー（秘魯）など計一六カ国であった。それ以外に國名が出現したのは、地名と混同される例を除いて、少なくともインド（印度、天竺）、ネパール（廓尔喀）、フィリピン（小呂宋国）、マレー（嗎喇国、馬賴）、トルコ（土耳其）、モロッコ（摩洛哥）、メキシコ（墨息哥国）、など計七カ国があった。従って、『夷務』に記録された国は、少なくとも二三カ国があったはずである。それ以外に、地名も数多く出現した。特に南アジア、東南アジアの地名はよく出現し、またアフリカの地名まで記されている。少なくとも一回以上出現した地名は、孟雅喇（孟呷喇、孟加喇、孟牙喇、孟阿拉）、孟買、曼德利薩、新奇坡（星加坡）、万打喇沙（万打沙拉、罵打喇沙）、拔楞、聶噶金那、第哩巴察、噶哩噶達、阿咱拉、克食米尔（克什米尔）、望結仔、吡撈油、急欲、土唧、姑路庇冷罵勒格、架喇吉打、亞非利加加里加而馬喜等部、などであった。

その諸外国の存在に関する記述を調べてみると、それは、①ほぼ正確に知っている、②詳しくは知らない、または多少の誤差がある、③混同、または間違っている、という三つのパターンがあるとわかった。

### ① ほぼ正確に知っている例

諸外国の存在をほぼ正確に知っている記述例は、ある国の都、ある国が属する州、所在位置、国名とその存在が一致する、存在する国の数、という内容であった。例えば、「イギリスの都はロンドンだという」「西洋諸国全体はヨーロッパと呼ばれる」「アメリカは二六の州でできた故に合衆国と名付けられる」「フランスとイギリスとは、狭い海を隔てる隣同士である」「ゲルマン地方は別名ドイツともいい、そこに二〇数カ国があり、最も大きいのはプロイセンであって、その他にバイエルンなどの国がある」「ベルギーは、もともと西洋の一小国である」「オランダは西洋のヨーロッパにあり、国土が狭い」といった記述があった。

以上のような記述は『夷務』のなかに、少なくとも一九例が見つかった。その内容を見る限り、対外交が制限され、鎖国状態に近いともいえる時代において、一部の官僚は諸外国の存在に関して、間接的な知識でありながら、ほぼ正確に知っていたことが分かる。

### ② 詳しくは知らない、または誤差のある例

諸外国の存在に対して、詳しくは知らない、または知っているても誤差がある記述例は、少なくとも一三例が見つかった。それは、国の存在、その数、所在位置などに関する内容であった。例えば、「海外にある島夷の国は、名を知られていないのが千も百もある」「フランスとイギリスとは、国境を接し、別々の国である」「オランダ、デンマークの東に、羅沙という国があり、それはロシアであるようだが、発音が違うだけなのか」「ベルギーは、イギリスとフランスとの間にある」「イギリスの都ロンドンとフランスの都パリとの間は海を隔て、その距離は僅か二百里あまりだ」「ロシアの都は大西洋に臨んでいる」といった記述があった。

詳しくは知らない記述例の内容を見ると、海外において、通商国を除いてまだたくさん国が存在しているのではないかと官僚が思っていたようである。地図を見ないのか、ある国の具体的な所在位置は詳しくは知らない、また国名は聞いたことがあるがどこにあるのかは知らない、という具合であった。以上に挙げられた誤差のある記述例の内容を見ると、フランスとイギリスとは海を隔てているのに隣接するとされる例、ロンドンとパリとの間は約四〇〇キロ（海路）の距離があったのに一〇〇キロとされる例、ロシアの都サンクトペテルブルクはバルト海に面しているのに大西洋に面するとされる例、

ベルギーはフランスの北にあるのにフランスとイギリスとの間にあるとされる例など、精確ではないが、ある程度諸外国の存在を把握している様子も窺える。

### ③ 混同、または間違い例

混同と間違いの記述例は、少なくとも二四例が見つかり、おおよそ五つのパターンであった。①国と国の混同、②国と地域の混同、③「港脚」についての誤認、④「披楞」についての誤認、⑤国同士の従属関係の誤認。

国と国の混同は、最も多いのが「佛郎機」と「佛蘭西」の混同である。「佛郎機」は、<sup>18</sup>明の時代に中国と付き合ってきたポルトガルのことである、「佛蘭西」はフランスのことである。ポルトガルとイタリアの混同もある。「大西洋国」はポルトガルとイタリアの混同も<sup>19</sup>あるが、イタリアのことに使う場合もしばしばである。ほかに、デンマークとアメリカを混同する例も<sup>20</sup>あった。

国と地域の混同は、ヨーロッパが国と見なされている例があった。ほかに、都市、特に港は国と混同される場合があった。例えば、東インド領の港がイギリスの属国だと見られる例も<sup>21</sup>あった。また、国名として「甚没立」時には「甚波立」と呼ばれたものは、ハンブルグのことである。但し、当時は統一したドイツ民族国家がまだ形成されていなかったため、ハンブルグ・サクソン同盟（都市国家）のことを指していたなら、間違いではない

と考えてもよい。

「港脚」とは、カントリー・トレードのことである。道光時代の官僚は、「港脚」を国とみなし、このカントリー・トレードがイギリスの属国だと思っていたようである。ただ、「それは違う、イギリス所属の港である」と正した記述例も<sup>22</sup>あった。

「披楞」（ときに「批楞」）は、イギリスなのか、チベットの領外にある国なのか、一致していなかったのである。はっきりとイギリスとする例は三例<sup>23</sup>で、チベットの領外にある国とする例は二例<sup>24</sup>で、定かではないとする例は四例<sup>25</sup>であった。その内容を総合すると、「披楞」はイギリス、英属インド領のことを指していたことは間違いないといえる。

『夷務』から見つかった諸外国の存在に関する記述例の数は、少なくともほぼ正確のが一九、誤差があるのが一三、混同または間違いのが二四で、割合にして一対〇・七対一・三になる。数字を見る限り、半数以上は正確に知っている、またはある程度知っていると分かり、清末の官僚は諸外国の存在に対して一定の知識を有していたと言えよう。ただ、記述例の時間順から見れば、時代が進むにつれて正確な知識が増えるとは限らず、道光時代（一八二〇～四〇年代）において誤認の例は多かったが正確の例もあったのに対して、同治時代（一八六〇～七

○年代) になっても誤認の例があったという具合である。官僚の個人差が原因の一つではないかと考えられる。

清末官僚による諸外国の存在に関する知識を探る一つの記述例を紹介しておこう。一八四二年一月二十六日、台湾総兵 達洪阿と台湾道 姚瑩が連名で道光帝に上奏し、その上奏文に英軍の捕虜から得た西洋諸国の存在などに関する情報について非常に詳細に記録したうえ、地図まで進呈した。上奏文の内容は、イギリス及びその通商貿易の状況、ヨーロッパにどのような国が存在している、どこにあるのか、互いの距離、中国までのルートなど、ほぼ漏れなく記録したものである。おそらく上奏文としては、最も詳細な記述であると言ってもよい。『夷務』からこれ以上のものは、まだ見つからない。清末において、外国に関する情報、知識が非常に詳細に官僚から政治中枢へと流されていた様子が窺われ、皇帝をはじめとする一部の高級官僚は、決して世界のことを知らなかったというわけではないと考えてよい。

## 二、所在位置・方位

伝統の中華の世界観は、中国を中心とする「天下」だと一般的に言われる。この「中心」的視野は、地理の概念においてどう反映されるのか。『夷務』にある西洋諸国の位置・方位に関する記述例を見てみよう。

『夷務』の記述によると、「西南」、「極西」、「極西北」、「西隅」、「西溟」、「僻處」、「遠処」、「化外」、「海陬」、「隅海」、「海隅」、「島夷」などの用語はよく使われていた。このような用語に共通した「隅」、「僻」、「西」という言葉が目立つ。つまり、中国の視野から見れば、西洋諸国は大陸の遠い西側の隅にあり、非常に辺鄙なところであるとイメージされていたようである。『夷務』のなかに、このような記述は少なくとも一五例が見つかった。<sup>20)</sup>

「僻處海隅」は、琉球などの朝貢国、周辺の異民族、中国国内の辺境地域にも使う言葉である。例えば、琉球の使節が「敵国僻處海隅」と自称する、<sup>21)</sup> 新疆領外のイスラム系民族は「哈薩克、布魯特(中略)僻處荒邊」、<sup>22)</sup> 黒龍江流域にある瑯春は「該處孤懸海隅」、沿海の島などは「海隅蒼生」、<sup>23)</sup> 中国国内の辺鄙の地方も「僻壤」、<sup>24)</sup> という記述があった。「隅」、「僻」などの言葉に象徴されるように、西洋諸国は朝貢国、周辺の未開民族、国内の辺境・貧困地域と同列に見られていたことが分かる。また、西の方向も日が沈むところであり、日が昇る東方と違って、暗くなる、没落のようなイメージがあって、西へ行くほど暗い大地、不毛の地になると、言葉から読み取れる。このような西洋諸国の位置・方位に関する記述から、「中国を中心とする」、「天下」、「四夷」という伝統の観念は、地理的概念として反映されていたものであろう。



日本に関しては、「東洋にある」、「東洋諸島」、「東海にある」、または「東土」と表現され、西洋諸国のような「隅」、「僻」などの言葉は見当たらない<sup>②</sup>。所在位置と方位に関する記述は、西洋より日本のほうが比較的に明るいイメージであったように見える。推測だが、「瀛洲」、「蓬萊」など古来の東方の海上にある「仙山」、「仙境」に憧れる考え方は、多少なり中国人の地理的概念に影響しているのではないか。

### 三、距離の感覚

#### 西洋諸国

清末まで、中国人の航海経験は、明の時代の鄭和が代表的であった。いわゆる「鄭和下西洋」は、今のインド洋を渡ってアフリカ東海岸まで到達したと言われる。この最も長い距離であった航海経験でも、ヨーロッパにまで至っていなかったため、清の時代の中国人にとって、ヨーロッパは非常に遠い国々であったに違いない。

『夷務』における中国と西洋諸国との距離に関する記述は、三つのパターンがあった。①具体的な数字で表す。例えば「七万里」（中国の度量衡単位で一里＝〇・五キロメートル）、または航海日数の「三ヶ月」などの表現である。②概数で表す。例えば「数万里」、または「数

ヶ月」などの表現である。③抽象的な言葉で表す。例えば「重洋」（広々した海）、「海道遙迢」（遠い長い海の道）などの文学的表現ともいえるものである。

具体的な数字で距離を表わす「八万里」、「七万里」、「六七万里」、「三万数千里」、「百五十日以上から半年以上」、「三ヶ月から六ヶ月」、「六七十日」、概数で表わす「数万里」、「万里」、「数ヶ月」、抽象的な表現で表わす「重洋」の出現回数を調べた結果は、表に示したものである。

表 西洋諸国との距離を表わす用語と出現回数

八万里	七万里	六七万里	三万数千里	百五十日から半年以上
1	14	1	1	1

三ヶ月から六ヶ月	六七十日	数万里	万里	数ヶ月	重洋
1	1	29	9	1	54

表の数字に示されるように、「重洋」が最も多く五四回も数えられ、「数万里」は次いで二九回があった。いずれの表現も、西洋諸国は非常に遠いところにあるという距離の感覚であったようだ。実際の距離といえば、ロンドンから香港までの航路を例とすれば、インドのボンベイを経由するルート（当時は喜望峯ルート）は約二万七〇〇〇キロメートルで、ボンベイを経由しないルートは二万四五〇〇キロメートルになる。「六七万里」、「七万里」との表現は、実際の距離に近いと思われる。「七万里」の出現回数は三番目に多い一四回もあって、中国と西洋との距離に関して、一部の官僚の距離的感覚は、概ね正確だったといえる。

西洋諸国との距離の感覚は、軍事的視点に反映される。両者間の遠い距離は、軍事的視点から見れば、有利な面と不利な面があるとされていた。有利な面は、敵が遠距離を移動しなければならぬため、来るのに時間がかかる、または遠距離輸送のため、敵の人数と補給が限られるので、いざ戦争が起きた場合、勝算があるという考えであった。つまり、距離は味方になると考えていたのである。不利な面は、敵は遠距離出征であるため、退路が絶たれ、背水の陣におかれるので、命がけで戦うだろうという考えであった。このような軍事的視点に反映される距離の感覚の記述は、『夷務』のなかに少なくとも一七例を見つけた。有利とする記述は一三例で、不利とす

る記述は四例であって、有利とする見方が多かったのである。

西洋諸国との距離の感覚は、西洋諸国に対する警戒心にも反映される。西洋の国が遠い距離を渡って中国にきた目的は一体なにか、という疑念があった一方、やはり通商貿易、布教活動のために来たという考えもあった。数万里外から来た西洋諸国に対する警戒心とある程度の安堵感とは、この距離の感覚から窺える。同じ趣旨の記述は、『夷務』のなかに、少なくとも一二例はあって、警戒心と疑念を示す記述は二例で、通商などを目的とするとの記述は一〇例であった。

西洋諸国との距離の感覚は、安全保障の認識、国際関係の意識にも反映される。海からの敵を防衛するのに、徹底的に相手を撃破することはできないとの意見があった。安全保障上の難しさはこの距離感から見られた。また、遠くにある西洋の国々は、属国でもないし、従属させる必要もないという考えもあった。同じような記述は、『夷務』のなかに、少なくとも四例はあった。

#### ロシアと日本

当り前のことだが、海を隔てる遠い存在の西洋に対して、ロシアと日本は、近くにある隣国という官僚の認識であった。ロシアの距離は、「甚近」、つまり非常に近い

と表現されるが、日本は「一葦可杭」、即ち小さい舟でも渡れる狭い海を隔てるとその近さが表現される。但し、この近くにある隣国こそ、中国にとって脅威の存在であると認識されていた。<sup>⑧</sup>ただ、同じ近くにある脅威の存在でも、ロシアは水路も陸路も中国と通じ、海を隔てる日本よりもっと脅威だという認識もあった。地理的概念の距離感<sup>⑨</sup>は、ロシアの脅威に対して強く感じていたようである。

『夷務』の内容によると、直接にロシアとの距離に言及する記述は、少なくとも七例はあって、日本は一〇例であった。<sup>⑩</sup>距離の遠近は、脅威の強弱と関係あるように見える。近いほど脅威を強く感じるようになる。少なくとも同治時代において、西洋より日本、日本よりロシア、その脅威感が読み取られる。海防論者の丁宝楨は、こう述べた。「近頃、最も気になっているのはロシアのことであり、その次は日本である。なぜなら、西洋諸国は水路で中国と通じるが陸路は通じず、且つ数万里以外にあり、日本は狭い海を隔てるが陸路は通じず、ロシアだけが水路も陸路も中国と通じ、水路は各国より近いうえ、陸路も東北、西北方面で黒龍江、新疆と接するので、状況は彼方此方も憂慮すべきだからだ。(中略)各国の脅威は四肢の病のように遠くて軽いものであるのに対し、ロシアの脅威は臓器の病のように近くて深刻であると考<sup>⑪</sup>える。」

## 「重洋」と「孤懸海外」について

西洋諸国との距離に関して、『夷務』に「重洋」という言葉は、少なくとも五四回使われている。「重洋」は、「遠い海」、「遙かな海」のことを指していたのであろう。確かに、西洋諸国が遥々と海を渡ってきたという意味から、「重洋」は理解しやすい。但し、「重洋」の概念は、遠い西洋諸国に限らず、舟山、厦門、台湾などの海を隔てる島に使うこともある。西洋諸国以外に、「重洋」を使用したのは、台湾に七回、定海に四回、近海のこと<sup>⑫</sup>に二回、劉公島に一回、江蘇浙江の沿海離島に一回、計一五回があった。<sup>⑬</sup>数万里以外の西洋も、海を隔てる島も「重洋」という同じ表現とは、当時の中国人の海洋に対するイメージを窺わせるのではないかと考えている。と<sup>⑭</sup>いうのは、①海の広さは計り知れない、②海を一步出れば、その距離は遠くて測れない、③海は障碍と見なされ、それを乗り越えるのは大変苦勞なことであることが、この「重洋」という言葉から読み取れるからだ。従って、「重洋」はいつも「遠隔」と一緒に使うわけで、「遠隔重洋」、または「重洋遠隔」と表現される。

もう一つの言葉、「孤懸海外」(または「孤懸海中」など)もその海洋に対するイメージの現れだと考える。『夷務』に「孤懸海外」は、少なくとも五八回が出現し、すべて中国の所属の地域・島などに使用していたのであ

る。その地域・島とは、台湾、香港、瓊州（現海南島）、崇明、定海、厦門とその他の離島であった。意外なのは、揚子江の中洲である焦山も「孤懸中流」と表現され、<sup>(4)</sup> 入江にある砲台も「孤懸海外」と表現され、<sup>(5)</sup> 清露国境の黒龍江沿岸の琿春も「孤懸海隅」と表現されたことである。<sup>(6)</sup> つまり、水・水域で隔たるところは、すべて「孤懸」と表現され、離れているという距離感、アクセスの不便さ、移動の障碍となると感じさせる。

「重洋」と「孤懸」という表現は、対外貿易、海運、漁業などの事業が発達しない当時の大陸国家の中国にとって、海に対する一種の恐怖心、萎縮感ともいえる深層心理の反映ではないか。

#### 四、自然環境と物産

『夷務』のなかで、外国の自然環境と物産に関する記述は、それほど多くなかった。それに対して無関心なのか、または知識が少ないのか、定かではない。とりあえず、関係記述を整理しておくが、比較のため、徐継畚が編纂した『瀛環志略』の内容も例として紹介しておく。

#### 自然環境

『夷務』の記述は少なかったが、それによると、「黒

暗」、「極寒」、「荒遠」、「荒陋」、「遐荒」、「窮荒」、「不毛」、「土曠人稀」、「生齒較鮮」などの言葉が使われ、外国は暗黒で寒い、不毛の地であり、自然環境の悪い国という印象が強かったのである。おそらく、北欧の北極地帯の氣候を指したものだと思われる。『夷務』に、外国の自然環境に関する記述は一〇例見つかった。<sup>(7)</sup> それらの記述によると、外国の自然環境は非常に厳しいとイメージされた様子が窺われる。例えば、イギリスについては、その地は暗くて半月ほど日が昇らない（其地黒暗、須半月日始出口）<sup>(8)</sup> といい、また、それは辺鄙の地にある（僻處窮荒）<sup>(9)</sup> ともいわれる。デンマークについては、積雪が厚く酷寒のため人が住めない（氷厚二三丈、極寒、人不敢往）<sup>(10)</sup> といわれる。日本は小さくて何もない国（日本蕞而陋邦）<sup>(11)</sup> だと記述されている。総じて、海外の国は不毛の地が多く、人口も少ない（海外地多不毛、生齒較鮮）<sup>(12)</sup> というイメージであったようだ。

一方、『瀛環志略』によると、「寒暑似中原」、「膏腴」などの言葉がよく使われ、外国は、厳しい自然環境のところもあるが、温暖な氣候もあり、沃土もあると、中国とあまり変らない自然環境を有する国々であるという事実が記されている。例えば、ヨーロッパの氣候は中国に似ている（寒暑略似中原）、イタリアは土地が肥沃である（土脈膏腴）、フランスは西洋で最も土地が肥沃で、西北部はかなり寒い（壤地之腴、甲於西土。西北氣候頗

寒)、イギリスは土地が肥沃で南方は暖かい(田土膏腴、地氣較暖)、アメリカは気温がちょうどいい、北方は河北、山西に、南方は江蘇、浙江に似ており、土地が平坦で肥沃である(天時和正、迤北似燕晉、迤南似江浙。平衍膏腴)とされている。

『瀛環志略』の記述を『夷務』の記述と比較すると、外国は官僚が思ったような寒い、不毛の地ではなく、温暖で農耕に適するところである、という客観的な記述であった。

## 物産

『夷務』のなかで、外国の物産に言及する記述は数例しかなかった。数少ない記述例のなかで、案外に「豊饒」、「富饒」等の言葉が使われ、「豊か」、「豊富」だという官僚のイメージはあったようだ。アメリカ、日本、ロシアは物産豊富な国だとされている例があった。米国は「土地が広く、民が勤勉で、物産豊富である(地廣民勤、物産豊殖)」、日本は「日頃から豊かだと言われている(日本素称富饒)」、ロシアは「物産豊富で中国に負けないほどだ(物産精華萃於中原)」と記されている。

同じ物産の「豊か」、「豊富」という表現は、中国自身(台湾も含む)に使用した例が計六例あった。つまり、外国も中国と同じ、物産豊富な国であるとの認識はあっ

たといえる。物産豊富の反対である「貧瘠」という表現は、西洋、日本に使った例は見当らなかつたが、周辺の朝貢国に使用した例があった。「貧瘠」という表現は、朝鮮に二例、琉球に四例、中国沿海離島に一例の使用例があった。

一方、『瀛環志略』は、外国の物産に関して詳しい記述が多く、そのうち農業、林業、畜産、鉱産など、種類の多いことと豊富さを示した。「ヨーロッパは土地が肥沃で、物産が豊富である。五穀は揃っているが、酷寒地帯はオート麦が多く栽培される。ゲルマンの以南は小麦、大麦などが主である。ロシアの南側とトルコは粟、黍、コウリヤン(高粱)が主である。稲作はイタリア、スペインであり、南にあるからだ。果物は桃、杏、レモン、ミカン、ブドウ、さくらんぼ、オリーブ、無花果、サトウキビなどがあり、野菜も多く、サツマイモが多く食される。各国には五金鉱山も多い。ロシアは鉄の産出が最も多いので、外国に提供している。銀の鉱山は、今までゲルマンのサツソン(撒遜)に頼っていたが、最近には南アメリカから採っている。森が随所にあり、クヌギ、松、樅、檜、槿が最も多く、木目が細かく質が固い。畜類は中国にあるものは殆どあり、牛豚はかなり大きい。」と『瀛環志略』の記述内容であった。ヨーロッパは、農産物はもちろん、鉱産、林業、畜産も多く産出される豊かなところであると示されている。

『瀛環志略』の内容によると、「暹国」を除いて、ヨーロッパは比較的物産が豊かであるとされる。ヨーロッパ全体は、農産物、鉱産物などが多く産出され、中国と同じように自然に恵まれ、「暹国」だけは自然環境が厳しいため、農作業が困難であり、鉱産物も少ないとされる。物産豊富に関して、自然条件の記述と違って、『瀛環志略』と『夷務』は比較的に一致している。

## 小括

清末当時、対外交流の乏しい状況のなか、少なくとも中高級官僚は、諸外国の存在に関してある程度把握していた様子がうかがえる。諸外国の所在位置・方位に関して、中国を中心とする伝統意識に影響を受けたせいか、一般的に、西洋は西の方向の隅にある辺鄙な国々だと思っていたようである。距離の感覚に関して、西洋は中国から遠く広大な海を隔てるというイメージしたが、具体的に約三万キロという実際の距離とはば変らない正確さであった。一言で言えば、西洋は数万里離れる遠い西方の隅にある国々という空間的感覚であったのではないか。自然環境に関して、西洋は寒くて、不毛の地という厳しい自然環境のイメージがあった。物産に関して、記録に残されたものは少なかったが、否定的な表現はなく、むしろ豊かで、または物産豊富との記述内容であっ

た。一方では、外国事情に詳しい官僚もいた。徐繼畬の地理著作『瀛環志略』によると、西洋は中国と同じように、自然環境もよく、物産豊富の国々であると詳細に記されている。徐繼畬は、他の官僚とは違う西洋像を示したのである。

対外認識の基礎的知識としての地理的概念について、官僚は諸外国の存在、空間的感覚に対して一定の知識を有したことが窺われる。中央王国という中心的意識、または故意に西洋を貶める表現もあつたものの、事実を客観的に見る官僚も少なくなかつた。地理的概念は、官僚の国際関係認識と大いに関係し、特に国防、安全保障観には地政学の視点が反映されていた。外国と自由に行き来のできない時代において、外国に関する知識は、間接的な情報しか得られないのがほとんどであつた。にもかかわらず、多くの官僚は、思ったより不勉強で、保守的なのではなく、ある程度外国の事情を把握しており、基礎的な知識（地理関係等）を有したと言えよう。ただ、現代の目で見れば、『夷務』に記録された外国に関する知識は、やはり間接的、断片的な知識と言われるかもしれない。

（おおくぼ・いせい 一九九三年大学院地域研究研究科修了。二〇〇六年北九州市立大学大学院社会システム研究科博士後期課程修了博士（学術））

註

(1)

汪大淵の『島夷志略』は、インド洋までの南アジア、東南アジア諸島など海洋民族のことを指していたが、後に西洋も「島夷」と呼ばれるようになったのである。

(2)

『職方外紀』はイタリア人のジュリオ・マレニが(中国名・文備略) 編纂し、一六三二年に刊行されたが、『坤輿図説』はポルトガル人のフェルディナンド・フェルビーストが(中国名・南懷仁) 編纂し、一六七二年に刊行された。

(3)

謝方『職方外紀校釋』(北京 中華書局1989年) 頁六。郭双林『西潮激盪下的晚清地理学』(北京学知出版社、二〇〇〇年)、七七、九八頁参照。一般的に知られる當時出版された書物は、『海国聞見録』(陳倫炯、一七三九年)、『海島逸志』(王大海、一八〇六年)、『海録』(謝清高、一八二〇年)、『海国紀聞』(李兆洛、一八二〇年)、『海録』の改訂版、『粵東市舶論』(蕭令裕、一八二六年)、『記英吉利』(蕭令裕、一八三二年)、『英吉利夷情記略』(葉鐘進、一八三四年)、『英夷說』(何大庚、?年)、『英吉利小記』(魏源、一八四〇年)、『英軍捕虜の供述によるもの』、『紅毛番英吉利考略』(汪文泰、一八四〇年刊行、その他の書籍及び英軍捕虜からの供述によるもの)、『英吉利紀略』(陳逢衡、一八四一年刊行、英軍捕虜からの供述によるもの)、『四洲志』(林則徐、一八四一年)などがあつた。アヘン戦争以降に刊行されたのは、『海国圖志』(魏源、一八四二年)、『海國四説』(梁廷枏、一八四六年)、『瀛環志略』(徐繼畲、一八四八年)、『中西紀事』(夏燮、一八五一年)、『朔方備乘』(何秋濤、一八五八年)であつた。

(4)

『四洲志』は刊行されず、後に『海國圖誌』のもとになつたといわれている。

(6)

上述の地理書籍は、官僚たちにどの程度まで読まれていたのかは定かではない。『籌辦夷務始末』に数例の記述があつたが、地理書等の関係書籍が読まれていると

(7)

記録されている(『籌辦夷務始末・同治朝』浙江巡撫曾國奎一八六三年一〇月九日付奏摺)。  
台湾國風出版社、一九六三年影印版『籌辦夷務始末・道光朝』(咸豐六年一八五六年編纂 全八〇巻)、『籌辦夷務始末・咸豐朝』(同治六年一八六七年編纂、全八〇巻)、『籌辦夷務始末・同治朝』(光緒六年一八八〇年編纂、全一〇〇巻)。

(8)

ただ、『籌辦夷務始末』の内容は、道光時代の一八三六年から同治時代終わりの一八七四年まで、『籌辦夷務始末・道光朝』(一八三六一八五〇年、以下『夷務・道』と略)、『籌辦夷務始末・咸豐朝』(一八五一一一八六二年)、『夷務・咸』と略、『籌辦夷務始末・同治朝』(一八六三一一八七四年、以下『夷務・同』と略)という三冊の史料集となつている。もともと、道光時代は一八二一年から一八五〇年までであるが、『夷務・道』の開始時期はアヘン密輸に関する議論の一八三六年なので、一八二一〜一八三五年までの記録はなかつた。清末において、国名の呼び方は現代と違う。一般的に知られているのは、英吉利イギリス、佛蘭西フランス、米利堅アメリカ、荷蘭オランダ、俄羅斯ロシア、意大里亞イタリアであるが、あまりなじみのないのは、大西洋國ポルトガル、北日略國ベルギー、暹國デンマーク、大呂宋國イスパイン、瑞國スウェーデン、那威ノルウェー、單鷹國プロシア、双鷹國オーストリアである。

(9)

『夷務・道』.. 西江総督林則徐一八三九年九月二四日、江蘇巡撫裕謙一八四〇年九月二八日、靖逆將軍奕山一八四二年九月一七日、護理西江総督喬采一八四四年四月九日、兩廣総督耆英一八四四年七月二八日、同一八四五年四月一〇日、西江総督李星沅一八四八年一〇月六日付奏摺『夷務・咸』.. 閩浙総督劉韻珂一八五一年一月九日、兩廣総督葉名琛一八五五年二月二五日、兩江総督怡良一八五六年二月一四日、西江総督何桂清

(10)

一八六〇年一月二〇日、江蘇巡撫薛煥一八六一年五月四日、恭親王奏訴一八六二年五月三日付奏摺。『夷務・同』…辦理通商事務大臣薛煥一八六二年七月二日、同一八六二年一月一六日、同一八六二年一月二二日、同一八六四年一月一七日、恭親王奏訴一八六二年七月三日、醇郡王奏譚一八六九年二月一七日付奏摺。『夷務・道』…兩江總督林則徐一八三九年六月一〇日、駐藏大臣孟保一八四〇年一月三〇日、同一八四一年二月一七日、靖逆將軍奕山一八四二年四月三日、台灣總兵達洪阿一八四二年一月一六日、兩廣總督耆英一八四五年七月八日、同一八四六年二月一〇日付奏摺、道光帝一八四二年五月一五日付上諭。『夷務・咸』…庫倫辦事大臣德勒克多爾濟一八五九年二月二日、江蘇布政使薛煥一八六〇年五月二九日、兩江總督曾國藩一八六一年一月五日付奏摺。『夷務・同』…兩江總督曾國藩一八六二年二月六日、安徽巡撫英翰一八七〇年二月一八日付奏摺。

(11)

一里ロ・五キロメートル。  
『夷務・道』…太常寺少卿許乃濟一八三六年五月一七日、兩廣總督鄧廷楨一八三八年二月一日、同一八三八年一〇月九日、同一八三九年三月二日、兩江總督林則徐一八三九年七月二八日、同一八三九年八月三十一日、同一八四〇年一月六日、廣州將軍德克布金一八三八年九月一五日、江蘇巡撫裕謙一八四一年一月二五日、同一八四一年三月二一日、參贊大臣楊芳一八四一年四月一八日、靖逆將軍奕山一八四一年五月一一日、同一八四一年五月一一日、揚威將軍奕經一八四二年六月五日、兩廣總督耆英一八四三年九月三日、同一八四三年二月一一日、同一八四四年一月一一日、同一八四五年四月一〇日、浙江巡撫梁宝常一八四六年八月二五日付奏摺。『夷務・咸』…兩江總督陸建瀛一八五〇年一月一六日、兩廣總督葉名琛一八五五年二月二五日付奏摺。『夷務・同』…駐藏大臣滿慶一八六五年一月一四

(13)

日、駐藏大臣景紋一八六五年二月八日、福建台灣鎮總兵劉明灯一八六七年七月一八日、廣西巡撫蘇鳳文一八七一年二月二八日付奏摺、同治帝一八六二年五月五日付上諭。

(14)

郭衛東『轉折—以早期中英關係和《南京條約》為考察中心』中国：河北人民出版社、二〇〇三年、三二頁。その誤りは『瀛環志略』に指摘されたのが初めてである。詳細は、『瀛環志略』台湾・商務印書館、一九八六年、卷七、二八頁を参照。

(15)

『夷務・道』…兩江總督林則徐一八三九年七月八日付奏摺。

(16)

『夷務・道』…駐藏大臣琦善一八四六年四月二九日付奏摺、道光帝一八四七年一月二一日付上諭。『夷務・同』前任駐藏大臣滿慶一八六五年五月三一日付奏摺。

(17)

『夷務・同』…駐藏大臣滿慶一八六五年一月一四日、駐藏大臣景紋一八六五年二月八日付奏摺。

(18)

『夷務・道』…駐藏大臣孟保一八四〇年一月三〇日、同一八四一年二月一七日付奏摺。『夷務・同』…同治帝一八六三年一月二一日付上諭、駐藏大臣承繼一八七四年二月二五日付奏摺。

(19)

『夷務・道』…台灣總兵達洪阿一八四二年一月一六日付奏摺。

(20)

『夷務・道』…廣州將軍德克布金一八三八年九月一五日、署兩江總督裕謙一八四〇年九月一九日、署兩廣總督琦善一八四一年二月二日、台灣總兵達洪阿一八四二年一月一六日、兩廣總督耆英一八四四年二月一四日、同一八四五年二月一六日、同一八四五年七月八日、同一八四六年二月一日付奏摺。『夷務・咸』…閩浙總督劉韻珂一八五〇年一〇月三〇日、兩江總督怡良一八五四年一月二日、吉林將軍景澐一八五五年九月三日付奏摺。『夷務・同』…福建台灣鎮總兵劉明灯一八六七年七月一八日、總理衙門一八六七年一〇月一一日、署直隸總督官文一八六八年一月一六日付奏摺。なお、台灣總



兵達洪阿一八四二年一月一六日付奏摺に二カ所の記述があった。

(21) 『夷務・咸』…閩浙總督王懿德一八五七年二月二日付奏摺。

(22) 『夷務・同』…烏里雅蘇台將軍明誼一八六二年八月三十一日付奏摺。

(23) 『夷務・咸』…署吉林將軍特普欽一八五九年七月一八日付奏摺。

(24) 『夷務・同』…總理各國事務奕訢(恭親王)一八六六年三月二日付奏摺。

(25) 『夷務・同』…兩江總督曾國藩一八六二年七月一四日付奏摺。

(26) 『夷務・道』…兩廣總督耆英一八四七年二月二四日付奏摺。『夷務・咸』…咸豐帝一八六〇年七月二日付上諭。

『夷務・同』…總理各國事務奕訢(恭親王)一八六七年一月二八日、同一八六七年三月二〇日、同一八七〇年一月一〇日、同一八七一年七月三十一日、署三口通商大臣成林一八七〇年一月一七日、直隸總督李鴻章一八七一年一月二日、福建陸路提督羅大春一八七四年七月二六日、大學士文祥一八七四年二月六日、福建巡撫王凱泰一八七四年二月一十九日付奏摺。

(27) 『夷務・道』…署兩江總督裕祿一八四〇年九月二二日付奏摺。

(28) 『夷務・道』…欽差大臣耆英一八四二年九月六日付奏摺。

(29) 有利とする例Ⅱ『夷務・道』…江蘇巡撫裕祿一八四〇年九月二二日、同一八四一年二月一六日、兩江總督伊里布一八四〇年二月八日、同一八四〇年二月一十九日、湖廣總督裕泰一八四一年四月二八日、安徽巡撫程琳采一八四二年九月一七日付奏摺。『夷務・咸』…山東道監察御史陳濬一八五八年六月二三日、兵部尚書全慶一八五九年七月三日、欽差大臣僧格林沁一八五九年七月二三日、漕運總督袁甲三一八六〇年一〇月二四日付

奏摺。『夷務・同』…江西巡撫劉坤一一八六六年五月二十九日、同一八七〇年八月三二日、兩江總督李宗羲一八七四年二月二〇日付奏摺。

(30) 不利とする例Ⅱ『夷務・道』…浙江巡撫劉韻珂一八四一年一〇月二二日、靖逆將軍奕山一八四一年一月一三日、欽差大臣耆英一八四二年九月六日付奏摺。『夷務・咸』…咸豐帝一八六〇年一月三日付上諭。

(31) 『夷務・道』…兩廣總督耆英一八四四年一〇月二十九日付奏摺。

(32) 『夷務・道』…兩廣總督徐廣縉一八四八年一〇月二七日付奏摺。

疑念を示す例Ⅱ『夷務・道』…兩廣總督耆英一八四四年一〇月二九日、同一八四六年二月二〇日付奏摺。

通商等を目的とする例Ⅱ『夷務・道』…兩廣總督耆英一八四六年一月一七日、同一八四六年二月二〇日、兩廣總督徐廣縉一八四八年一〇月二七日付奏摺、道光帝一八四八年一〇月二七日付上諭。『夷務・咸』…咸豐帝一八五九年四月二九日、同一八六〇年九月二日、同一八六〇年九月一八日付上諭、河南巡撫慶廉一八六〇年一〇月一五日付奏摺。『夷務・同』…辦理通商事務大臣薛煥一八六二年一月一六日、總理各國事務奕訢(恭親王)一八六五年八月五日付奏摺。

(33) 『夷務・咸』…戶科掌印給事中陸秉枢一八六〇年九月一日付奏摺。

(34) 『夷務・同』…兩江總督曾國藩一八六七年二月一八日付奏摺。

(35) 『夷務・咸』…戶科掌印給事中陸秉枢一八六〇年九月一日付奏摺。『夷務・同』…陝甘總督左宗棠一八六七年一月二〇日、兩江總督曾國藩一八六七年二月一八日、大理寺少卿王家璧一八七〇年二月一八日付奏摺。

(36) 『夷務・咸』…欽差大臣奕訢(恭親王)一八六〇年一〇月一八日付奏摺。

『夷務・同』…直隸總督李鴻章一八七一年九月二日付

奏摺。

(37)

『夷務・咸』…漕運總督袁甲三一八六〇年二月一日付奏摺。

(38)

『夷務・咸』…伊犁將軍扎拉芬泰一八五七年二月二八日、欽差大臣恭親王奕訢一八六〇年一月一日、漕運總督袁甲三一八六〇年二月一日付奏摺、咸豐帝一八五八年四月二日付上諭。『夷務・同』…署山東巡撫文彬一八七四年一月二七日、湖南巡撫王文韶一八七四年二月一九日、山東巡撫丁宝楨一八七五年一月二日付奏摺。

(39)

『夷務・同』…總理各國事務奕訢(恭親王)一八六七年三月二〇日、同一八七〇年一月一八日、同一八七〇年一月一〇日、直隸總督李鴻章一八七一年一月二日、同一八七一年九月二日、同一八七二年七月五日、同一八七四年二月二日、浙江巡撫楊昌濬一八七四年九月二七日、大學士文祥一八七四年二月六日、山東巡撫丁宝楨一八七五年一月一日付奏摺。

(40)

「年來所私憂窃慮、寢食不安者、則尤在俄羅斯、而日本其次焉者也。蓋外洋各國、与中国水路雖通、而陸路不通、且均在數万里之外。日本洋面雖近、而陸路尚阻。惟俄羅斯則水陸皆通中国、而水路較各國為近、陸路則東北西北直与黑龍江、新疆各處連壤、形勢在在可虞。(中略)臣窃謂各國之患、四枝之病、患遠而輕、俄人之患、心腹之疾、患近而重。」(『夷務・同』…山東巡撫丁宝楨一八七五年一月二日付奏摺。)

(41)

台湾について『夷務・道』…閩浙總督鄧廷楨一八四〇年九月一日、閩浙總督怡良一八四二年二月二日、兩廣總督伊里布一八四三年二月六日付奏摺。道光帝一八四一年二月二日付上諭。『夷務・咸』…兩廣總督徐廣縉一八五〇年二月三十一日付奏摺、咸豐帝一八五九年二月二六日付上諭。『夷務・同』…福州將軍耆齡一八六三年一〇月七日付奏摺。

定海について『夷務・道』…浙江巡撫劉韻珂一八四

二年五月二〇日、揚威將軍奕綏一八四二年五月二日付奏摺、道光帝一八四二年五月一日付上諭。『夷務・同』…浙江巡撫楊昌濬一八七四年九月一七日付奏摺。

離島について『夷務・道』…山東巡撫托渾布一八四一年五月一八日、兩江總督耆英一八四二年二月一日付奏摺。

近海について『夷務・道』…山東巡撫梁宝常一八四三年七月一日付奏摺。『夷務・同』…同治帝一八六二年一月二〇日付上諭。

『夷務・道』…署兩江總督壁昌一八四三年六月四日付奏摺。

『夷務・道』…兩廣總督祁(士真)一八四一年八月一日付奏摺。道光帝一八四三年三月一七日付上諭。

『夷務・咸』…署吉林將軍特普欽一八五九年七月一日付奏摺。

『夷務・道』…台灣給兵達洪阿一八四二年一月一六日、兩廣總督耆英一八四四年二月一四日、同一八四五年二月一六日、同一八四五年七月八日、同一八四六年二月二〇日付奏摺。道光帝一八四二年二月七日付上諭。『夷務・咸』…吉林將軍景浩一八五五年九月三日、伊犁將軍扎拉芬泰一八六〇年二月一六日付奏摺。『夷務・同』…札科掌印給事中周星譽一八六七年七月一八日、安徽巡撫英翰一八七四年八月二六日付奏摺。但し、一例(『夷務・咸』…伊犁將軍扎拉芬泰一八六〇年二月一六日付奏摺)だけはインドを西洋の国とする誤認であつた。

『夷務・道』…道光帝一八四二年二月一七日付上諭。

『夷務・道』…兩廣總督耆英一八四六年二月二〇日付奏摺。

『夷務・道』…台灣給兵達洪阿一八四二年一月一六日付奏摺。

『夷務・同』…安徽巡撫英翰一八七四年八月二六日付奏摺。

『夷務・道』…道光帝一八四二年二月一七日付上諭。

『夷務・道』…兩廣總督耆英一八四六年二月二〇日付奏摺。

『夷務・道』…台灣給兵達洪阿一八四二年一月一六日付奏摺。

『夷務・同』…安徽巡撫英翰一八七四年八月二六日付奏摺。

『夷務・道』…道光帝一八四二年二月一七日付上諭。

『夷務・道』…兩廣總督耆英一八四六年二月二〇日付奏摺。

『夷務・道』…台灣給兵達洪阿一八四二年一月一六日付奏摺。

『夷務・同』… 札科掌印給事中周星譽一八六七年七月一日付奏摺。

「歐羅巴諸國、進南者在北黃道之北、寒暑略似中原、進北者在北黑道之南、積雪至五六尺、堅冰至三四尺。」

「瀛環志略」卷四、八頁）

「俄羅斯國、… 進東之地雖廣、莫乃荒寒不毛之土。… 俄羅斯雖分四大部、而大勢則東西而土、… 東土曠遠無垠、雪窖冰天、自古為不毛之地。… 西土三部、周迴万余里、半皆平土立國、雖在北境、沃壤則多屬南方。」

「瀛環志略」卷四、二二—二五頁）

「瑞國、… 地極廣莫、而荒寒特甚。土復礫磽、故民食鮮薄、戶口稀疏。… 本氣候極寒、進北沙磧低窪、皆不毛之土。… 南界土稍沃、而濱海多泥、農作甚艱。」

「瀛環志略」卷四、二六—二九頁）

「噠國、… 地瘠食不足、沿海之民皆捕魚為糧、… 西面沿海窪下、築長堤以捍海潮、大風起則飛沙覆田、雙畝全沒、故多種樁以堅其沙。極北曰人德蘭、地極廣莫、多沙磧、…」

「普魯士國、… 境內阿得河縱橫交流、沿河沮洳、草場豐茂、便於牧畜。余地平坦、多沙磧、故田不足於耕。」

「瀛環志略」卷五、九—一頁）

「瑞士：… 乃山疊峙、中峰高接霄漢、常積冰雪、歐羅巴大河多由此發源。地山水清奇、甲於當時。西境有官斯丹薩大湖圍以密林、縈以清澗、豐草芳纒、麋鹿群遊、尤為幽勝。」

「瀛環志略」卷五、二二—二三頁）

「意大利亞、… 中有大山綿亘如脊。其地天時和正、土脈膏腴、穀麥昌茂、花木馨芳、幽谷名園相屬、西土羨為福地。」

「瀛環志略」卷六、一六—三四頁）

「荷蘭、… 壤地褊小、夷坦無山、歐羅巴地形此最低陷。海潮衝鬣、劃為洲渚、港道縱橫交貫。其地沮洳卑濕、而土脈最腴。… 地形平衍、有水無山、東偏僅有邱阜、亦甚寥落。… 草場豐廣、便於牧牛、…」

「瀛環志略」卷六、三五—四〇頁）

「比利時、… 平原坦闊、南界僅見岡陵、氣候溫平、土膏腴潤、宜穀果煙葉、多草場便牧畜、…」

「佛郎西、… 地形平衍、… 多開支河為運道、処処可通舟楫、又多開溝洫資蓄洩、以故壤地之腴、甲於西土。田畝得六、園林得二、牧場得一、人授田不過數畝、而農功最力、故戶口多而食常足。西北氣候頗寒、土卑濕、宜稼穡果實。東南溫燥、多草木、宜葡萄。」

「瀛環志略」卷七、一—二頁）

「西班牙、… 北土山嶺錯雜、溪澗交流、中多險境、便於農作。中土高廣、天時炎燥、雨水難得、民多牧羊為業。南土山川秀發、風景清美、產各項果實、羊馬驢騾皆良、勝於他國之產。… 北境負比里牛斯大山、地氣頗寒、南境臨地中海、夏令酷熱、賴海風濼暑氣。中土距海面一百四十丈、為歐羅巴極高之地、四時多風、隆冬不場火。… 土多膏腴、五穀之種皆備、木多橡、果多葡萄。」

「瀛環志略」卷七、一三—二頁）

「葡萄牙、… 壤地褊小、… 平原甚少。… 西北氣候頗寒、東南則夏苦炎熱。… 土田最沃、而農功疎惰。」

「瀛環志略」卷七、二二—二八頁）

「英吉利、… 西界稍見山嶺、而平地為多。… 由土膏腴、為歐羅巴之上壤。… 南方地氣較暖、岡阜紆蟠、帶以清流、蔭以茂樹、每春夏花嫣然、風景極清。」

「瀛環志略」卷七、二九—四五頁）

「米利堅各國、天時和正、進北似燕晉、進南似江浙、水土平長、無沙磧、鮮瘴癘。其土平衍膏腴、五穀皆宜、棉華最良亦最多、英佛諸國咸取給焉。蔬菜果實皆備、煙葉極佳、通行甚遠。山內所出者、石炭鐵鉛白鉛。」

「瀛環志略」卷九、八—三〇頁）

「夷務・道」… 兩廣總督善英一八四五年七月八日、同一八四七年二月二日付奏摺。『夷務・同』… 湖廣道監察御史魏陸庭一八六一年一月一日、廣東巡撫蔣益澧一八六六年八月一七日、兩江總督曾國藩一八七一年

三月九日付奏摺。  
〔53〕「夷務·道」… 兩廣總督耆英一八四五年七月八日付奏摺。

〔54〕「夷務·道」… 兩廣總督耆英一八四七年二月二四日付奏摺。

〔55〕「夷務·同」… 湖廣道監察御史魏睦庭一八六一年一月一四日付奏摺。

〔56〕「夷務·道」… 兩廣總督林則徐一八四〇年一月六日付奏摺。〔夷務·同〕… 總理各國事務奕訢（恭親王）一八六九年二月二日、閩浙總督李鶴年一八七四年六月五日、直隸總督李鴻章一八七四年二月二日、兩江總督李宗羲一八七四年二月二〇日、江西巡撫劉坤一一八七四年二月二五日付奏摺。

〔57〕「夷務·道」… 兩廣總督耆英一八四五年二月二日、一八四七年二月二三日付奏摺。

〔58〕「夷務·道」… 閩浙總督劉韻珂一八四七年一月五日、兩廣總督耆英一八四七年二月二四日、同一八四七年三月二六日付奏摺、道光帝一八四七年一月五日上諭。

〔59〕「夷務·同」… 兩江總督李宗羲一八七四年二月二〇日付奏摺。

〔60〕「歐羅巴一土」… 其土膏腴、物產豐富、；歐羅巴五穀之種皆備、極北嚴寒、多種油麥。日耳曼以南、以小麥大麥莠麥為主。俄羅斯南境及土耳其、以粟米黍米高梁為主。種抗稻者、惟意大利、西班牙、地處極南故也。

果實則桃杏李黍檸檬柑橘葡萄櫻桃橄欖桑甚無花果甘蔗皆有之、蔬菜多種、以番薯為重食。；五金之鑛、各國多有之。而俄羅斯產鉄最多、諸國皆取給焉。銀鑛旧資日耳曼之撒遜、近年取之南亞墨利加。材木隨地成林、橡松檉榆檜為多、紋緻而質堅。中國牲畜皆備、牛與豕極大。〔「瀛環志略」卷四、六、八頁〕

〔俄羅斯國、；產穀甚豐、又產木材銅鉄鉄番鹼。；葡萄、柑橘皆繁生、其民耕田熟皮造番鹼、各勤本業。；產穀最多、分糶諸國。；穀果俱豐、兼產材木煤炭蜂窠。；

草場豐美、牧畜蕃庶。；裏海產鱣魚龍、土人長於釣捕、；東部所產惟皮貨、狐、狸、兔、貂、鼠、獾之類皆備、專售中國。；金銀銅鉄各鑛鉄尤多、每歲得百餘萬担、泰西諸國皆仰給焉。；出銀鉛鑛、兼產皮貨、每年所得鉛与皮甚多、足助國用。〔「瀛環志略」卷四、一二、二五頁〕

〔瑞國、；所產者木料銅鉄、拳國以此為生計、亦產銀鉛鑛獸皮。〕〔「瀛環志略」卷四、二六、二九頁〕。

〔奧地利亞、；產水銀、硃砂、鉄、草場豐廣、每歲所產牛馬羊以万億計。〕〔「瀛環志略」卷五、一、六頁〕。

〔普魯士國、；草場豐茂、便於牧畜。；松檉處處成林、材木無缺。〕〔「瀛環志略」卷五、七、一頁〕。

〔瑞士、；地產五穀藥材、所造奶餌極甘香。居民大半以牧畜為生、；〕〔「瀛環志略」卷五、二〇、三三頁〕。

〔意大利亞、；其地物產豐饒、兼有蠶桑之利、每歲所產絲綿價值三千余万、葡萄酒、橄欖油、橙柑檸檬栗諸果亦皆繁碩。〕〔「瀛環志略」卷六、一四、三四頁〕。

〔荷蘭、；北境出燕麥、又出胡麻；西北境出大麥、中土出麻與顏料、南境出小麥。俗喜吸絲煙、故種煙草者多。草場豐廣、便於牧牛、；〕〔「瀛環志略」卷六、三五、四〇頁〕。

〔比利時、；氣候溫平、土膏腴潤、宜穀果煙葉、多草場便牧畜、兼產煤鉄。〕〔「瀛環志略」卷六、四一、四三頁〕。

〔佛郎西、；物產之最豐者為葡萄酒、；產橄欖油極多、種菜販造糖、味同於蔗。；山產石灰鍊鉛白礬、僅供國用。〕〔「瀛環志略」卷七、一、二頁〕。

〔西班牙、；產各項果實、羊馬驢葡萄良、勝於他國之產。；五穀之種皆備、木多橡、果多葡萄。山產各鑛、金銀近已空竭、銅錫鉛尚有之、惟鉄與煤採之不竭。又產鑽石寶石、五色玉、瑪瑙、水晶。〕〔「瀛環志略」卷七、一三、二一頁〕。

〔葡萄牙、；穀以小麥莠黍為主、大麥高粱粟米抗稻、

蚕豆、豌豆亦皆有之。…木多松、柏、栗、橡、槐、楊、楓、椴、果有梨、橘、桃、梅、櫻桃、核桃、杏仁、波羅佛手、檸檬、無花果、阿利機。最多者為葡萄、…亦解種桑養蚕、産絲無多。山産紅藍寶石、水晶、五金各鑛、黑礬、硫黄、磁石、塩田則沿海皆是、取之不竭。」（『瀛環志略』卷七、二二二—二八頁）。

「英吉利三島物産、石炭之外、兼産銅、鉄、錫、鉛、窩宅、礪砂。馬牛羊最多、土宜一麥、收穫甚豊。」（『瀛環志略』卷七、一九—四五頁）。

「米利堅：棉華最良亦最多、英佛諸國咸取給焉。蔬菜果實皆備、煙葉極佳、通行甚遠。山内所出者、石炭塩鉄白鉛。」（『瀛環志略』卷九、八—三〇頁）。

杉に似た木。

(61)

本稿は平成一七年度北九州市立大学に提出した学位請求論文の一部である。

# 台中結婚…中国人配偶者の中華

## アイデンティティについての調査報告

謝 億 榮

### 〈要旨〉

筆者は台湾と中国との政治的な対立関係が続く中、台湾における「台中結婚」（いわゆる台湾人と中国人の国際結婚）の影響と課題を明らかにすることを研究課題としているが、その研究の一環として訪問調査を行ったのでそれをここに紹介したい。この調査は台中結婚している男女の中国人配偶者二人に面接を行い、台湾の「統一・独立」問題に関する中国人配偶者の考えをその形成のプロセスとともに探ったものである。結果として、台湾の「統一・独立」問題について中国人配偶者の多くが「統一」指向である点が分ったが、この統一指向が形成される背景には統一によって「三通」が実現されれば経済的な余裕ができるという私利的な考えが存在していることが明らかになった。

### はじめに

本研究は、「独立か、統一か」という国家的緊張が続く台湾と中国の厳しい状況のもと、中国人女性が台湾人男性に嫁ぐ結婚である「台中結婚」が増加状況にあり、その社会的、政治的影響と課題を検討するものである。台中結婚によって台湾に居住する中国人配偶者の中華アイデンティティと台湾アイデンティティとの衝突問題を中心として政治学の立場から台中結婚を分析するものである。

二〇〇三年の台湾における婚姻数約一七万一四〇〇組のうち実に約三万五〇〇〇組が台中結婚であった。五組に一組の割合であり、そのほとんどが中国人女性と台湾人男性の結婚であった。現在、台湾に在住している中国

人配偶者数は一九万人余りであるが、毎年二万人のペースで増加しており、中国人配偶者が大陸から呼び寄せる親族の数も考慮すると二〇一三年には台湾在住の中国人の数はかなりの数にのぼると見込まれている。

現に台湾の新聞『自由時報』は、二〇一三年には合法的に台湾に定住する中国国籍を持つ中国人口が台湾の全人口の六%を占め、一五〇万人に達することが予想されると警告している。中国人配偶者の増加に危惧を抱く台湾では中国人配偶者の移住を制限せよという声もでているほどだ。では、なぜ台湾において中国人配偶者に対し、「中国人脅威」説が唱えられるのか。台湾では外国人も台湾身分証を取得すれば選挙権が与えられるからだ。いわゆる参政権を取得することができる。彼らは参政権の行使によって政府の政策に対し個人的な賛否の意思を表示することができる。さらに政策を変更させることも可能になると考えられる。中国人配偶者が参政権を取得し中国寄りの台湾政党を支持すれば、台湾が中国に傾き、最終的に中国に統一されるのではないかと懸念する人たちがいる。勿論その背景には中国の「一つの中国」論がある。従って台中結婚は兩岸問題という政治的な背景と経緯に関わっており、一般的な国際結婚とは異なり大きな政治性を持っている。本研究の問題意識もそこにある。

## 一、研究方法

台湾における台湾人と中国人との結婚に関する研究は、九〇年代の開放のあと二〇〇〇年代から始まったため、研究やデータの蓄積がまだ少ないのが現状である。この現状を補うため、台湾における台中結婚に関する研究には実証研究が多く採用される傾向にある。本調査は、フィールドワークの技法を面接法に応用したものである。面接法を採用したのは、以下の理由による。第一に、本研究は中国人配偶者が移民するプロセスを、仮説や分析の概念の枠組みをあらかじめ設定せずに、対象者の視点に立って質的に検討することを目的としている。したがって、対象者側の視点を持つために対象者によって意識化された言語データが必要であった。第二に、フィールドノートの分析からにじみ出てきた概念および枠組みを、対象者のライフヒストリーの文脈において解釈するために、ライフヒストリーの聞き取りが必要であったことによる。先行研究を踏まえたうえで面接の質問項目を絞った結果、面接回数は一回とし、面接時間は最短三〇分、最長一時間四〇分であった。面接期間は二〇〇五年七月から同年八月、面接の場所は対象者の希望により、対象者の自宅、勤務先、および喫茶店であった。

## 二、分析手順

本調査は、分析の概念や枠組みなどをあらかじめ設定せずに、フィールドノートの分析から染みだしてきたものから概念化を試みる定性的な調査である。データから結果を導き出した手順は以下のとおりである。

①対象者の二人に対する面接終了後、フィールドノートと個人用ファイルに目を通して、オープンコーディングを行った。その際、既存の理論にとらわれずにデータに密着し、コードを出来るだけ多く抽出することに努めた。質的データの分析においては、設問とデータがただちに対応することが非常にまれであるため、この作業はデータ分析を繰り返す過程で数回行われた。

②採集したデータに焦点を絞りコーディングを行った。

## 三、調査対象

台湾に在住する中国人配偶者女性および男性二〇人と中国に在住する中国人女性配偶者一人を対象とした。台湾に在住者については一九八七年の台湾戒嚴令解除後に台湾人と結婚して台湾に移住し、かつ婚姻関係が継続している中国人配偶者に限定した。この組み合わせを対象としたのは、以下の理由による。即ち、一九四九年に台湾と中国との交流が断絶したあと、台湾政府は『兩岸關係條例』を設け、中国人配偶者の移住に関し、一九四九年

以前に結婚した者と一九四九年以後に結婚したものと間に異なる条件を設けた。このため戒嚴令解除前に台湾人と結婚した中国人配偶者は、結婚した年により台湾移住への条件が異なっている。したがって、中国人配偶者の移住および移住にかかわる問題を見るには戒嚴令解除後に結婚したカップルが本調査に適したサンプルであると考えられるからである。

対象者の属性は以下のとおりである。

①台湾に在住する「夫台湾人・妻中国人」と「夫中国人・妻台湾人」夫婦二〇組

②中国に在住する「夫台湾人・妻中国人」夫婦一組

対象者二二組中一組は筆者の友人夫婦、一八組は友人から紹介を受けたもの、さらに二組は対象となった方からの紹介であった。対象者は友人夫婦を除き調査時において筆者とは初対面であった。面接時の会話は録音で記録した、対象者のうち二人からは録音の許可が得られず、筆記で会話を記録したデータが二件ある。

筆者の研究は台中結婚による中国人配偶者の台湾移住が政治的に対立する台中関係の中にあって、台湾社会にどのような影響を及ぼしているかを探り、ひいては台中結婚そのものが台中関係にいかなる影響を及ぼすのかについて考察することにある。従って、調査では中国人配偶者及びその家族の構成(台湾人パートナーと子供)・台湾への移住及び移民する理由・在留資格の取得・台湾



に永住する意識など移民に関係する調査項目とともに台中関係に対する彼らの考え、すなわち彼らは台湾の「統一と独立」についてどう考えているのかについても設問を設けた。

#### 四、結果

集計したデータから、左記のようにまとめられる。

【表1】台湾「独立・統一」について

指向 対象	統一	現状維持	独立	どちらも	無回答
妻中国人	10(46.61%)	2( 9.52%)	1( 4.76%)	4(19.04%)	2( 9.52%)
夫中国人	1( 4.76%)	0( 0%)	1( 4.76%)	0( 0%)	0( 0%)
合計	11(52.38%)	2( 9.52%)	2( 9.52%)	4(19.04%)	2( 9.52%)

台湾の「独立・統一」について、「統一」は一人でも全体の五割強を占めており、対象者の学歴は中学校から修士まで幅広く含める。したがって、学歴および男女を問わず中国人配偶者の「統一」意識は強いと言える。「無回答」が一人であり、そのうち、この質問に対し、政治に関わる問題だからという理由で回答を避けた。

#### 五、分析

台中関係における《統一・独立》問題に関する中国人配偶者の考えは「統一・独立・現状維持・無関心」に分かれるが、それらをさらにそれぞれの背景に国家意識があるのか、それとも自己利益の重視があるのかによって分類した。対象者の回答の中のキーワードを基本にして下位分類すると【表2】のようになる。

- (1) 「統一」…台湾は中国の一部分であるという考え。
- (2) 「現状維持」…独立は不可能なので、衝突せず現状維持でいければ良いという基本的な平和共存の状況を望む考え、さらにその延長線として将来的には統一もありうるという考え。
- (3) 「独立」…独立したほうがいい、あるいは独立したほうがいいけれど、それは不可能であろうという考え。
- (4) 「無関係」…政治的なこと及び、政府間関係のことは一般の市民には関係なく、政府役人の仕事である

という考え。

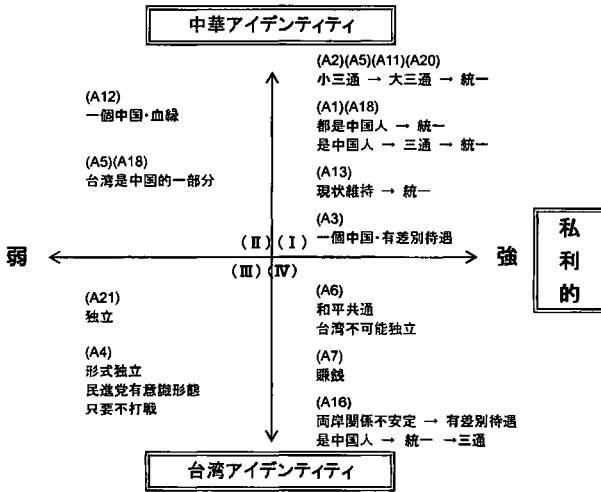
私利のと分類されたものの多くは経済的なことからである。特に台湾と中国との直接の通航、通商および通信の実現を目指す「三通」問題に関する関心が高い。これは「三通」が実現されれば台中間の往来が容易にそして費用面でも安くなり、また商売もしやすくなるからである。

【表2】特徴

理由 \ 指向	統一	現状維持	独立	無関係
国家意識的	一つの中国		政治制度が異なる	政府の仕事
	台湾は中国の一部分		形式上の独立	
	中国人・血縁関係		台湾独立が出来ない	
私利的	台湾は地域、国家ではない	仕事商売の安定		庶民と関係ない
	三通	戦争回避		
	移動の自由	家族居場所		
	台湾独立が出来ない			

六、考察

【表2】の内容を踏まえて縦軸に国家意識の強弱、横軸に私利の要素の強弱をとって分類すると対象者を四つのグループに分けることができる。その四つのタイプを例に挙げながら以下【図1】に説明する。



〈タイプI〉

暮らしの圧迫を解消するため「三通」および「統一」を望み、そのために統一寄りの政党を支持する。自己利益を重視するだけでなく国家意識も持っているタイプ。

「台中間では一回の旅費に往復で二五〇〇〇元が掛かる。一略。それがもし三通になれば、私達の航空券はとても安くなる。国民党は「三通」を要求しており、民進黨は「三通しないこと」を要求している。私達はもちろん国民党を支持すべきでしょう。」(A-2...20)代女性。「みんなが働けるようになるためには、定住資格が必要である。そのため法規の規制緩和が必要である。政策の規制を緩和すべき。兩岸が統一するののもっとよい。一略。統一すれば、行き来が便利になる。同じ中国人なのに、何で台湾は独立するの。早く統一すればいい、陳水扁政権も早く解散すればいいのに」(A-18...30)代女性。

〈タイプII〉

台湾は中国の一部であり、台湾も中国も同じ中国人であると考える。台湾を統一する大中国主義を重んじるタイプ。国家意識が強く、私利的な考えは少ない。

「台湾について、小学校から今まで台湾は中国の祖国の一部であると教育を受けている、また台湾は豊かであり、美しい島もある、台湾には私たちの家族がいる、子供の頃から私たちは台湾の人民と血縁関係があり血が

水に溶けるような融合関係を持つ、という感覚を持っている」(A-12:三〇代女性)。「しばらく、「それぞれが自分の主張をする」といった局面がそのまま維持されると思う。これから将来的には、だんだん統一の道へ向かう可能性もある。台湾の独立する道はそのチャンスに恵まれる可能性は極めて少ないと思う。突発事件や諸外国からの外力の介入がない限り、独立の可能性はない」(A-15:三〇代男性)。

#### 〈タイプⅢ〉

台湾と中国の政治制度が異なり、形式上ではすでに独立していると考えている。国家意識的、私利的ともに弱いタイプ。

「独立、独立はいいじゃないか。ここはある意味で外国に等しい。統一は私にとっていいことではない。独立、それより戦争を起こさないことが望ましい。一略一台湾は形式上では独立しており、生活の各方面で独立している。大陸は台湾の独立を許せばいいのに。現状では、不可能なことだけだ。」(A-4:三〇代女性)。「統一については、大陸は香港も統一したが、それは隣にあったから。私の考えでは台湾は独立したほうがいい」(A-21:四〇代男性)。

#### 〈タイプⅣ〉

「統一・独立」という政治的な意識問題より日常生活の安定および経済を重視するタイプ。政治問題は政府役人

に任せる。国家意識が弱く、私利的要素が強いという特徴がある。

「独立？私は独立があり得ないと思う。平和共存が最もよい。結局私達が民衆だからだ。独立するかしないかって、あれは本当にあの役人になった人たちの考えなのだ」(A-6:二〇代女性)。「私が現在いる環境から見ると、このことを議論する意味はないと思う。私は商売繁盛しか考えない。独立か統一かを決めることは国のすることである。実は統一してもしなくてもあまり変わらないと思う。現状維持でもいいんじゃないか。」(A-7:三〇代女性)。「当然、私にとっては、安定の方がよい。互いに衝突を起こさないよう。商売に悪影響を与えないようにしてほしい。台中間に何らかの衝突や影響があれば、私の家庭および個人に直接影響を与えかねない。もし、台中間が対立すれば、私は台湾か中国か、どちらに住むのかという選択に迫られるかもしれない。影響される可能性は高い。」(A-13:三〇代女性)。

以上の4つのタイプについて更に若干の説明を加えておきたい。

〈タイプⅠ〉は就職の権利、一時帰国の際に掛かる費用の負担の大きさなど日常生活面の課題に関する関心が高い。

中国人配偶者の多くは中層階級である。台中間の行き

来に掛かる経費は生活を直撃し、家計に響く。このため、直航を望んでいる。さらに直航を支持する政党を支持している。【A-3】によれば、中国人配偶者はみんな国民党を支持している。すなわち中国との統一に熱心な政党を強く支持している。一般的に経済的に余裕がある家庭の場合、中国人配偶者は政治に関心を持ち、経済的に余裕がない家庭の場合は、日常生活や生計を営むのに一杯で、政治には無関心になってしまいう傾向にあるようだ。

彼らは経済的な関心が強く、国家の利益より対象者自身の利益を大切に考えている。表向きは中国意識を出し台湾が中国と統合することを希望し、統一や三通などに賛同しているが、その中国意識の背後には自己の家計問題を重視し、統一すれば、生計に利益が生じるという実利的な考えがひそんでいる。

女性は結婚すると実家を出て新しい生活の場へ移るのが一般的である。台中結婚の場合、海を超え中国から台湾に移住するため、移動距離は短くはない。また台湾滞在中の在留資格によっては、滞在期限が切れると一旦出国しなければならぬ。そのために、台湾と中国の間を行き来する旅費は台湾結婚家族にとって大きな経済的負担である。彼らは統一が実現し一つの中国になればこの問題が解消すると考えている。

また、彼らは中国人配偶者に関する台湾の移民政策に

反感を持っている。たとえば、中国人配偶者が身分証取得するのにかかる年数が、東南アジア人配偶者の四年間より長く、八年間掛かることなどである。このため中国人配偶者は台湾が独立するより中国と統一したほうが自分の利益になると考えることになる。経済的要因によって中国人配偶者は統一を望むようになる。

〈タイプⅡ〉のグループのうち、修士等学歴を持つ【A-15】と【A-12】の経済水準は他の対象者より高い。彼らは政治的な視点から台湾の統一を考えている。中国は一つであり台湾は中国の一部であるという原理に従い、統一の必然性を強調している。他の対象者とは違い経済に関することには言及しなかった。

また、このタイプには小学校卒から修士修了者まで幅広い人たちがおり、学歴に関係なく、これら対象者の多くが「台湾は中国と統一すべきだ」という統一意識を共有していることが明らかになった。勿論、中国人配偶者が「中台統一」意識を形成する背景には中国政府の「一つの中国」教育が重要な働きをしていることが考えられる。

このタイプの中国人配偶者は「大中国」思想をそのまま台湾に当てはめ、台湾を中国の一地方と考え、台湾に来ることは他の省へ移動することと等しく、中国国内と変わらないと思っている。

〈タイプⅢ〉のグループは台湾と中国とは政治体制が

異なるので台湾は独立した方がよいという考えを持つ人たちである。しかし、独立したほうが良いといいながら現実に独立はできないだろうという二律背反する考えを持つ中国人配偶者もいる。以下はその違いを考察した。

政治制度が異なるから、台湾は独立すべきと述べた対象者【A-21】の考えは大部分の中国人が共有している。台湾と中国が統一すべきだという考えとは異なっている。

【A-21】がこのような考えを持つことになったのには次の二つの背景が考えられる。一つは、育ちの背景に関わることで、彼は幼いとき台湾出身である親が台湾のことについて話してくれたことがあると語ってくれた。学生時代には親が台湾人であることを隠しており、インタビューの中で対象者は自分のアイデンティティが上海人であると述べている。中国人意識より上海人および台湾人の二つのアイデンティティが強く存在している。もう一つは、国際的な体験である。社会人になって、親の希望で、日本留学することになった。日本という新しい環境で、中国とは異なる文化及び政治制度を見て、視野が広がったのであろう。そして、台湾に来て、台湾の民主制度を体験することにより、台湾が中国より自由であると述べている。こうした国際体験が台湾の独立を理解するようになったと考えられる。

〈タイプⅣ〉のグループは、台中関係が平和であることを望んで現状維持を支持するなど理性的な人たちであ

ると思われる。しかし、その背景には戦争に巻き込まれたくない、商売に悪い影響が生じたら困る、自分の居場所がなくなる恐れがある等、国家大義より身近な個人や家族のことを重視する考えがある。

終わりに

調査の結果中国人配偶者の台中関係に関する意見にはさまざまなパターンがあることがわかった。パターンの多くから、統一を望むか、将来的には統一する、あるいは独立の可能性が低いなどと考えていることが伺える。

〈タイプⅠ〉と〈タイプⅡ〉は共に統一を求めている。愛国心について、中国政府は「台湾を統一することは中国の二〇世紀における重大な使命である」と考えており、「台湾が中国の一部分である」という概念、すなわち「大中国主義」を初頭教育の段階から中国人に教え込んでいる。したがって、台湾との統一は中国人の使命であると思われる。

〈タイプⅠ〉と〈タイプⅣ〉の中国人配偶者の多くは中層階級である。台中間の行き来に掛かる経費が生活の余裕を直撃し、家計に響いている。このため、三通を望んでいる。さらに三通問題を支持する政党を支持している。中国人配偶者【A-3】によれば、中国人配偶者らは国民党を支持しているという。このように自分の利益

に沿う政党を支持し、自己利益に反する政党を排除する利己的な姿勢が、三通問題を支持する政党を支持する行動となり、ひいてはそれが台湾の脱中国化の勢いを弱める力にならないとも限らない。

台湾人配偶者の収入を参考にすると、彼らのうち経済的に余裕がある家庭の場合、中国人配偶者は政治に関心を持ち、経済的に余裕がない家庭の場合、日常生活や生計を営むため精一杯で、政治には無関心になってしまふと考えられる。

〈タイプⅠ〉は経済的な関心が強く、国家の利益より対象者自身の利益を大切にしている。表向きには中国意識を持ち、台湾が中国と統合することを希望し、統一や三通などに賛同する。しかし、その中国意識の背後には自己の家計問題を重視し、統一すれば、生計に利益が生じることを期待している。例えば、台湾と中国の両方に拠点を持ち、経済的な格差を利用して生活することができ、この場合は統一されたら少しでも利益になる。このように、国家意識より目前の生活の余裕など個人的な実利益を重要視していると思われる。〈タイプⅢ〉と〈タイプⅣ〉は国家意識が弱いが、〈タイプⅣ〉は利害面からやはり統一されたほうがいいと考えている。現状維持を主張する人たちも長い目で見ればやはり統一に向かわざるを得ないと考えている。このように、中国人配偶者は台湾独立よりも中国との統一のほうが自分の利益に

なると考えていることが伺える。

中国人配偶者は本音の部分で個人的な利害を考え、建前の上では国家のことを考えている。つまりアイデンティティは一種の建前で本音では自分の利益を大切にしており、建前と本音を使い分けていることが伺える。〈タイプⅠ〉、〈タイプⅡ〉、〈タイプⅣ〉のどのタイプをとっても、個人的利害にしても、全体的利害にしても自分の利益になることにつながる。

筆者は将来に亘って、中国人配偶者が台湾独立に利用することはないだろうと考える。経済的要因が政治を動かす、政治を変える可能性がある。現状のままでは中国人配偶者の存在が台湾の国家正常化に対しマイナスの要因となることが懸念される。

現状では中国人配偶者の国家主義と個人的な利害が一致している。もし、両者が一致しない方法が打ち出されれば、その条件によっては、彼らが統一を望まなくなるかもしれない。たとえば、統一しなくても自由に行き来することができるようになれば、統一を望む必要がなくなるかもしれない。しかし、国籍の取得を容易にすれば移住者が増え、国籍の取得を難しくすれば、移住者の気が統一に向かってしまうと考えられ、台湾政府はジレンマを抱えていることが分った。

今回、インタビューに協力した対象者とは初対面であった。このため、インタビューに対し政治的な目的を持つ

調査ではないかと質問を返し、本音を見せない中国人配偶者の方もいれば、協力してくれる方もいた。調査の対象者の数が限られているためこれを台中結婚者の全てに普遍的に当てはめることはできないが、二〇代から三〇代の中国人配偶者の考えの一端を探ることができたのではないかと思う。

(しえ・いろん 九九年日本語学科卒業。二〇〇三年、東京外国語大学大学院博士前期課程修了(社会学修士)。二〇〇六年、北九州市立大学で学術博士を取得。専門は地域研究・台湾研究)

#### 参考文献

- 木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチ…質的実証研究の再生』弘文堂、一九九九年。  
胡幼慧編『質性研究 理論・方法及本土女性研究実例』巨流出版、一九九六年。  
箕浦康子(編著)『フィールドワークの技法と実際…マイクロ・エスノグラフィー入門』ミネルヴァ書房、一九九九年。  
佐藤郁哉『フィールドワーク…書を持って街に出よう』新曜日社、一九九二年。  
佐藤郁哉『フィールドワークの技法…問いを育てる、仮説をきたえる』新曜社、二〇〇二年。  
施正峰『台湾の民族認同』前衛出版、2000年。  
陳小紅『大陸地區人民來臺定居及居留之問題探討』行政院大陸委員會專案研究報告、一九九四年。  
中嶋嶺雄『中国指導部の交代と兩岸関係』『ASIAN REPORT』二〇〇三年五月号。  
若林正文『台湾をめぐるアイデンティティ政治—民主化・エ

スノポリティックス・ナシヨナリズム』毛里和子編『現代中国の構造変動七中華世界—アイデンティティの再編』東京大学出版社、二〇〇一年。  
(追伸・本稿は「中国人配偶者の中華アイデンティティについての調査報告」『社会システム研究』第四号、二〇〇六年三月、北九州市立大学社会システム研究紀要に掲載された調査報告に加筆したものです)

#### 註

- (1) 三通とは台中間の直接的な通商、通航、通信を指す。現在はそのうちの通航だけが第三国経由となっているため、時間と費用が余計にかかっている。  
(2) 『自由時報』、二〇〇三年九月一八日付、「中国移民 一〇年後将達一五〇万人(中国移民は一〇年後、一五〇万人にのぼる)」と中国人定住者の増加に警戒する姿勢を示している。  
(3) 『自由時報』、二〇〇三年九月二一日付、「中国配偶者年増 怎樣負荷…目前以每年三万人急遽增加面對面膨大定居・依賴人口 審査不嚴格何以確保國家與經濟安全」。台湾政府は中国人配偶者が台湾国籍にあたる台湾身分証を取得する条件を他の外国人配偶者より厳しくしている。  
(4) 胡幼慧編『質性研究 理論・方法及本土女性研究実例』巨流出版、一九九六年。箕浦康子(編著)『フィールドワークの技法と実際…マイクロ・エスノグラフィー入門』ミネルヴァ書房、一九九九年。佐藤郁哉『フィールドワーク…書を持って街に出よう』新曜日社、一九九二年。佐藤郁哉『フィールドワークの技法…問いを育てる、仮説をきたえる』新曜社、二〇〇二年。  
(5) 木下康仁『グラウンデッド・セオリー・アプローチ…質的実証研究の再生』弘文堂、一九九九年。  
(6)



## 追悼 関寛植博士

### ある知日派の死

中 嶋 嶺 雄

(国際教養大学学長)

去る三月上旬、マルタ大学との交流協定調印のため、地中海上のマルタ島を訪れた。帰路、乗り継ぎのためフランクフルトの空港ラウンジで過ごしているとき、ハングルの『月刊朝鮮』(二〇〇六年三月号)が目にとまったので、なにげなくページを繰っていると、「関寛植(ミシケンアンシツ、一九一八〜二〇〇六)」となっていて、何枚かの関さんの写真も出ているではないか。

胸騒ぎを覚えて思い起こすと、昨秋、秋田の国際教養大学が催した国際会議にご招待し、秋田とソウルの間には直行便がありますから是非来てくださいと申し上げたのだが、そのまま話が途切れてしまって、ずっと気懸かりになっていたのである。

関さんほどの方の訃報は、当然日本の新聞に掲載されていたものと帰国後に調べてみたがわからず、韓国・朝鮮問題を専門にしている私のゼミ出身者に問い合わせてみる、知らないと言う。だとすれば、何かの間違いで

はないかと、思い切って、韓国料理の専門家としても知られる奥様(金英鎬女史)にお電話したところ、一月一六日朝、ベッドで亡くなったとのことであった。八八歳というのに、前日もテニスをやっていた、いかにも関先生らしい最期だったと言われたが、私の電話には咽び泣いておられた。

それにしても日韓関係や韓国政治のうえからも重要人物だった関さんの訃報が紙面にほとんど出なかったこと自体、急速に変わりつつある韓国の政情とあるいは記者諸君の不勉強を象徴しているのではないか。関寛植氏はかつて韓国の国会副議長・議長代理、南北調節委員会共同委員長代理、文教部長官(文相)などの要職を歴任した政治家で、独裁者と言われた朴正熙大統領にさえ諫言した人として知られていた。長く韓国の体育会会長も務めたスポーツマンで、わが国の青木半治・日本体育協会最高顧問とも親しく、国際法学界の大長老であられた横田喜三郎博士ともテニス仲間の、知る人ぞ知る知日家であった。

私どもとの接点は関さんのもう一つの側面を物語っていて、おそらく日韓関係や東アジアの国際政治関係で関さんを知らない人は少ないはずである。若き日に方応讓奨学金を得て京都帝国大学農学部農芸化学科に学び、その学恩に感じて奨学財団重山育英会を設立、多くの奨学生を育てた。一時政界から退いて再び京都大学に來られ、

猪木正道教授の指導を受けて法学博士の学位を取得している。次いで韓国の国際政治・国際関係分野の若手学者を育てるための亜細亜政策研究院を設立、門下生には駐米大使を務めた金瓊元氏キムキョウオン、駐日大使になった崔相龍氏チエサンリョンらがいた。私が関さんに初めてお会いしたのは、日本の中国研究の現状を知りたいと来日された、もう四〇年近く前のことである。

それ以来、関さんは来日すると必ず電話を下さったが、いつも六時前後の早朝なので、夜型の私には辛かった。いつか大磯で「東アジア比較研究」のシンポジウムを開いたときには、早朝のテニスに誘われた。私は会議の責任者で前夜も遅かったのに断りきれず、コートに出たのだが、関先生にはとてまかなわなかったばかりか、準備運動もなしでお相手したため、右足が肉離れしてしまった。その代償に私には上等すぎる立派なラケットをソウルから送って来て下さり、今も愛用している。

関さんは、自宅に「関寛植博物館」とでも言うべき記念品のコレクションを、大きなトロフィーからクレジットカードに到るまで無数に展示していて、来客を驚かせた。関さんは思ったことをそのまま強い調子で話す直言居士で、わが家にお招きした時も、ビールが冷えていないとお叱りを受けたことがあった。そんな関さんがかつて東京外国語大学を訪れた際、当時は韓国（朝鮮）語の学科がなく、この点でも叱られて、私は朝鮮語学科の設

立に奔走した。

その関さんには『在日韓国人の現状と未来』（白帝社、一九九四年）と題する著書がある。たまたま私が博士学位論文を指導した在日のKさんが関さんにインタヴューしたいと申し入れると快く応じて頂き、学位取得を喜んで手紙まで下さったという。

最近ソウルのホテル新羅のヘルスクラブで毎日身体を鍛えられ、同ホテルのレインボウ・バーで上等の赤ワインを飲まれるのが日課のようだった。韓国の最近の政治についてはひどく幻滅されて怒っていたが、ホテルを辞去する私を抱きかかえて、「中嶋教授、身体にだけは気をつけなさい。身体が第一だ」と強く諭されたことが、忘れられない。

『文藝春秋』二〇〇六年六月号より転載。

（なかしま・みねお）

## 追悼 関寛植博士

# 関寛植博士を偲んで

趙 成 寛

〔週刊朝鮮〕次長待遇

金光子 編訳

生前、毎週お会いして

去る一月一六日他界した関寛植博士。

博士は政治、スポーツ、南北関係、化学、薬学等、多様な分野で大きな足跡を残した。しかし、私は博士を他の観点から高く評価する。博士は生涯、生活のなかで得た平凡な品物を収集し、五万点あまりの所蔵品で自宅に「関寛植コレクション」をつくった。ブラードFIFA会長、サマランチ前IOC委員長等、数多くの国内外人たちがこのコレクションを訪れた。私がこのコレクションと初めて対面したのは一九九〇年代初めだった。

二〇〇四年秋、一〇数年ぶりにまた「関寛植コレクション」を訪ね、私はこの「偉大な遺産」を本にしようと決心した。二〇〇五年一月の初めから週末ごとに博士とその夫人金英鎬（キムヨンホ）女史と会い、コレクション

にまつわる話を取材し、同年九月に『実物に会う我々の歴史―関寛植コレクション探検記』という本を発行した。

この一年のあいだ、博士に週に一回会って多くの会話を交わした。一月二九日には博士と二人きりで昼食をし、一月一日には年始回りに行き、一月七日は彼に会った最後となった。博士は巨人らしい風貌と威厳に劣らない人間的な面を多く備えた人だった。彼は正直に自分をさらけ出して見せたし、私は彼の内面を垣間見ることが出来た。八八歳の彼を通じてたそがれの雲に浮かぶ男の寂しい姿を発見したりもした。この話は、彼と会ってみて感じた関寛植博士に対する私的な感想である。

彼が尊敬した四人

生前彼が尊敬し敬慕した人物は、京城高普（京城第一公立高等普通学校）時代の恩師である山内（やまうち）正人、日本京都帝国大留学時代、自分を奨学生に選抜した方應謨（パンウンモ）、民主党大統領候補だった趙炳玉（チョウピョンオク）博士、朴正熙（パクチョンヒ）前大統領である。龍山区の自宅にある「関寛植コレクション」には四人の肖像画が飾ってある。博士は生前四人との思い出を数多く話してくれた。「山内先生はあの当時から流行した内鮮差別の思想がなかったし、博物教諭としても第一人者だった」と言って、「先生の素晴らしい指導

がなければ今日の私はいないかもしれない」と回想した。博士は、日本の京都帝国大学留学時代にも山内先生と交流しつづけ、山内先生が逝去した後は子ども代まで縁をつないでいった。二〇〇五年五月、山内先生の子息が韓国に来た時、博士は夫人と仁川空港まで出迎え、ソウル滞在のあいだ丁寧にもてなした。

広く知られているように、京城高普時代、博士は落第生だった。キョソイン線を利用して開城からソウルまで通学した彼は、車中、日本人学生たちを苦しめた。一度は、日本人学生たち数人と口論になり、日本人女学生の髪をはさみで切る事件を起こして、学校を揺るがし、一年落第となった。当時高校は四年制だったから、彼は後輩達とともに卒業した。彼は、生前「あの時もし私が退学させられていたら、あの時点で私は終っていた」と振り返った。彼は、このように揉め事をしょっちゅう起こす問題児だった。しかし、集中力は優れていて、一度心に決めて目標を定めると必ず成し遂げてみせた。落第生出身が水原農科大学を経て、京都帝国大農学部農芸化学科に進学したのは、これを物語っている。危なっかしい青少年期を過ごした博士は、京都帝大に合格して新しい世界を経験する。とくに一年のとき、方應謨（バンウンモ）の奨学生に選抜されたことで人生の転機を迎える。博士は、「あのとき先生は五〇代だった」と言った。奨学生になった後、死に物狂いで勉強に集中した。その結果、彼は最

優秀卒業の榮譽を受けた。生前、彼は「方先生がいなかったら、今日の私はいない」と言い続けてきた。「方應謨奨学生」になって一人前の人間になることができたし、兄は弟の変わった姿に驚き、「資金を稼いで奨学事業をしよう」と約束した。博士は兄との約束を守るため、奨学財団重山育英会を設立し、昨年までに四九期目の奨学生を輩出した。

### 趙炳玉の最側近議員に

博士は三共和国人物で知られているが、実際は三一五代国会議員時代、野党政治家として名を馳せた。一九六〇年二月一四日、民主党大統領候補、趙炳玉（チョウピョソク）博士が米国で急逝していなければ、博士の運命は変わっていただろう。一九五八年、再選に成功した博士は民主党に入党し、随分前から尊敬していた趙博士の系譜に合流する。博士は民主党に入党した翌日より趙博士の自宅から出勤することになる。趙博士の博士に対する信任は絶対的であった。趙博士は一九五九年末、民主党大統領候補に選出され、国民的支持が一気に上り始めた頃に倒れた。精密検査と治療のために渡米したが、このとき政治資金（一五〇〇万）を為替で博士に委ねた。そして趙博士は米国で息を引き取った。

趙博士の銅像は京畿道のソウル大公園にある。「趙炳

玉博士記念事業会」が二〇〇三年六月に建てたものだ。博士は記念事業会会長を務めた。五・一六軍事政変直後、朴正熙少将を始めとした主導勢力は権力基盤を強固にするため、政権再編に挑む。

### 五・一六直後、京大で法学博士

しかし、「政治休暇」が来ると、博士は向学心から京大大学博士課程に進学した。朴正熙は、クーデターを謀議する段階から博士を目にかけていた。朴は日本留学を控えた博士に協力を要請し、博士は博士学位を取得した後、後に執権党に合流することになる。博士は朴大統領に直言する数少ない人間の一人だった。

### 国会副議長として維新の没落を見守る

朴大統領のハングル全用政策に正面から反旗を翻し、漢字併用を推し進めたのは博士だった。陸英修女史襲撃事件をきっかけに断交まで論じられるほど韓日関係が急速に悪化すると、記者達に「陸女史が逝去されたことは悲しいことではあるが、このことで韓日関係を損なうことはいけない」と言った。

新聞記事を見た朴大統領は激怒し、博士はついに文教部長官職（文相）を追われる。しかし、朴大統領はこの

ことで負い目を感じ、博士が亜細亜政策研究院を創立して運営するときも支援した。朴大統領は政治の一線から離れていた博士に、十代国会に入るよう要請した。博士は鍾路（ジョンロ）から出馬し、五選議員として国会副議長になり、維新政権が没落する場面を見つめたのである。去る一月一日、私が自宅に新年の挨拶に行ったとき、博士は「今朝七時に朴大統領の墓地を参って来た」と言われた。博士はあらゆる記念日と朴大統領の忌日に国立墓地を参っていた。

博士は亡くなる直前まで、山内、方、趙、朴の四人の子息たちと交わらぬ交流を持った。人が一生を生きながら尊敬する人をもつことが出来るのは幸せなことである。成功した人生を生きた人を見ると、心の表象となる人物が必ずいる。誰かをモデルにしてその意味を称える人は自らも似たような境遇に置かれることが多い。これ以上、博士は四人を懐かしむ必要はなくなった。博士は天国で心置きなく会いたい人と会っているに違いない。

### 徹底した自己管理

博士は自己管理に徹底した人だった。有名な禁煙運動家でスポーツマニアだった。一九七八年九月、総選に出る決意をして禁煙したあと、他界するまで煙草を吸わなかった。博士と会って、知らずに煙草を吸って煙草とラ

イターを取り上げられた経験をもつ人もいるだろう。この一年の間、私は博士と五〇回あまり会った。博士はラフな姿を一度も見せなかった。私と会うときはいつも正装だった。日曜日に会ったときもネクタイをして来られ、私の記憶が正しければ、ノータイで現れたのは二度だけだった。一度は韓食堂「マリ」で昼食をとったときだった。この日、博士は空色の運動服を着ていた。食事を終えてからテニスの約束があると言っていた。二度目は去年一月二十九日、これも「マリ」で食事をしたときだった。博士は「テニス長官」というあだ名がつくほどのテニスマニアだった。「閲覧植コレクシオン」にはテニス関連トロフィーと記念碑が一〇〇個は超える。八〇歳代の年齢ながら一週間に一度はテニスの試合をした。

博士が一番好きだったのは「生涯現役」と「生涯学習」だった。自宅執務室のドアにはこの言葉が掛けられていた。執務室に行くたびに博士はいつも本を読み何かを書いていた。手帳を贈り物だと言って下さったが、「生涯学習、生涯現役」と自筆で書かれていた。博士が昨年一月二十九日に残した最後の贈り物だった。

### ホテル新羅スポーツクラブの「悪童」

博士は一〇年あまり、毎日午後二時頃、ソウルのホテル新羅にあるスポーツクラブで汗を流した。博士はスポー

ツクラブで一・五キロメートルを歩き、水中で一キロメートル歩いた。だいたい二時間から二時間半を要した。時計のように決められた時間に現れて、時には毒舌やユーモアを言いながらエクササイズをしていた「面白くてかわいなおじいさん」が博士だった。スポーツクラブの職員達は、憎らしさと素直さを全て備えた博士が、ある日突然あらわれなくなると、誰よりも悲しさを覚えたという。博士は京畿高校を一年落第して崔圭夏（一〇代大統領）、イヨンソプ（前大法院長）と共に卒業した。博士は、親友の崔圭夏は若いときから運動をしてこなかったとこぼしていた。「崔圭夏は外交官として外国に勤務していた時代、ゴルフ場が家のすぐそばにあったのにゴルフをしなかった」と。しかし、天国に先に行ったのは博士だった。

博士は生前、あらゆる薬を服用した。博士自身が大韓薬剤師会長を長くしていたため、後輩の薬剤師たちが良薬を処方した。そのなかには糖尿病の薬もあった。博士の生前の回顧である。「私に糖があるというのを知る人は多くない。私は食べ物を選ばないが、なにしろ運動をするから糖尿に勝つんだ」。糖尿がある人は生活で制約を受ける人が多い。しかし、博士は糖尿病にまったく束縛されなかった。したいことをしてその分一生懸命運動した。

著しい記憶力の減退

博士は夕食の度にワインを好んだ。それは夫人の心配だった。夫人は「一、二杯飲むのはいいけど三、四杯飲むときもあるんです」と心配していた。気性が性急な博士はワインをガブガブ飲んだ。一度は私が「あまり飲まないで下さい。奥さんが心配しますよ」と言うと、腹を立てて「うるさい。おまえは家内の手下か。したいことをなげさせないようにするんだ」と睨みつけた。そんな博士も去年の暮れからは、すすんで「酒は飲まないようにしなきゃ、減らすことにした」と言われた。

こんな博士も記憶力減退に勝つことはできなかった。博士の場合、同じ言葉を繰り返すことは珍しかったが、ごく最近の出来事を忘れることがあった。手帳に書かなければすぐに忘れた。一度は私と昼食の約束をした数分かあとに、また電話で「ところでどこで会う約束をしただろう?」と確認してきたこともあった。

しかし、驚いたことは大衆の前に立つと原稿なしで核心をついた演説をするということだ。一九五四年の三代国会の頃からの友人であるソンバンヨン前議員が、大韓民国憲政会長に就任する日の二〇〇五年九月一日、私は近くで博士の演説を聞くことができた。博士は力強く無駄のない演説をした。五選議員で国会議長職務代行をした政治家という貫禄が虚名ではないということを見せ

つけた場面だった。

洒落で愉快な想像力

博士は悪戯気が多く愉快な人だった。瞬発力とアドリブが素晴らしかった。いっどんな状況だろうとユーモアで場をひきつけた。去る一月一日、ハンナラ党の集会のときに司会者が博士を指して、「若いお兄さん関寛植顧問を紹介します」と言った。博士は演壇にあがって「司会者の紹介が悪かった」と深刻に言った。司会者は自分がどんな失礼をしたのか慌てた。マイクをもった博士は「私は『若いお兄さん』ではなく『永遠に若いお兄さん』だと紹介すべきだった」と言って、会場は笑いの渦に巻かれた。

博士が家族を連れて一度出てきなさいと言うので、家内と娘(中一)、息子(小三)を連れてある日本料理店に行ったときのことだ。従業員が子ども達の前だけにおしぼりを置いて行った。博士は怒って、従業員が来ると訊ねた。「いま私を冷遇しただろう。なぜ子ども達にだけおしぼりを置いて、私には置かないんだ!」従業員は笑いながら、「私がいつ会長を冷遇しましたか?お持ちいたします」と言った。子ども達はくすくす笑った。今でも子ども達は「面白いおじいさん」と記憶している。博士は近い人には冗談半分、本気半分でケンカを売った

りする。「おまえ俺と勝負するか、おまえくらいなら一発で十分だ。いつでもかかってこい」こういう具合だ。博士は自分より四〇歳も年下の私にもこうしたケンカをふっかけてきた。実際に彼の腕の力は凄かった。開城出身の博士は二〇〇五年秋、開城の会合に行つたとき、友人と口論になり、実際に拳を構える姿勢をとつたりした。それほど熱血青年だった。

### 東大門区国会議員出馬への思い

博士は去年秋頃から近い人たちに「国会議員出馬意志」をもらした。ウリ党キムヒソン議員が議員職を喪失すれば、東大門区から出馬したいということだった。政治家博士は東大門区から三―六代国会議員を過ごした。今日の閔寛植を育てた選挙区だったから、彼は東大門区時代の話をももっていた。

「キムヒソンが議員職を失えば東大門区から出るつもりだ。東大門区に育てられていまの私がいるとりたい」

「おもしろい考えです。話題になるでしょうね」

「でも私が出馬すると言えばなんと言うだろうか」

「家族の方は何て言いますか？」

「気が触れたと」

「もうろくしたという人もいるでしょうね」

「私を老いばれたと言う者がいれば、勝負しようと言う

だろう。ボクシングもいいし、テニスもいい。誰が強いか一度競い合おうと。当選しようと思つて出馬するんじゃない。最近この国はおかしい。老人をあまりにも蔑視している」。「冗談を言っているように聞こえたが、博士があまりにも真面目にいうから、ある時は本気で聞こえるときもあった。実現如何を問わず、その愉快な想像力がやっぱり博士らしい。

### 金英鎬女史の内助の功

外から見る博士は直線的な性格だった。内にある言葉を我慢できなかった。正しいと思えば相手が誰であろうと、はっきりと自分の意見を披露した。朴大統領に対してもそうだった。いつの時代でも言いたい放題に暮らせば敵が多いのは当然である。ある人は博士を「角が立つた人」と言った。こうした評価は一面正しいようだ。しかし、仕事をするときの博士は、とても緻密で計画的な人だった。博士の京都帝国大時代のノート、婚約時代の婚約者と義父に送った手紙、文教部長官時代の業務日誌等を見ると、博士が几帳面な性格の持ち主だったという事実が明らかになる。彼は科学的・論理的に思考し行動した。また大変なメモ魔で文字を書くことを好んだ。実際に本を何冊か書いた。短所といえる博士の強い性格を中和してくれる人はまさに夫人だった。夫人に一度でも



会った人ならば、誰もがその温和な性格に心を奪われるだろう。夫人は開城の富豪の家に生まれ、彼女の父親は日本留学までした当時には珍しいインテリだった。

名門家に生まれ、教育を受けた夫人は関寛植と結婚して、ピアニストとして成功する夢は捨てたが、一生を影のように夫につくした。夫人は慈悲深い性格以外にも優れた料理の腕を持っていた。博士が家に招待した多くの来客たちを、夫人は伝統の開城料理でもてなした。夫人の料理の腕に惚れ込んだ人たちは「厨房で歴史を作り出した」と評するようになった。私は夫人と多くの会話を交わしながら、その気品の虜になった。職業柄、色々な特性の人たちに会ったが、七〇代以上の女性に気品を感じるのは多くなく、印象に残る人だった。

本文は『週刊朝鮮』〇〇号（二〇〇六年〇月〇日）に掲載された関寛植博士の追悼文を金光子が抄訳したものである。

（きむ・ぐあんじゃ 二〇〇五年北九州市立大学博士後  
期課程修了）

## 国際教養大学 (AIU) の挑戦

### 国際教養大学の挑戦

# 「理想の大学」づくりを目指して 予想を上回る二年半の成果

勝 又 美智雄

(国際教養大学)

国際教養大学 (AIU = Arita International University) は二〇〇四年春、秋田市郊外に開校した。

「国際的に活躍できる人材を育てる」ことを目標に掲げて、①授業はすべて英語で行う、②一年生は全寮制、③在学中に一年間の海外留学を義務付ける、を三本柱にしている。その経営システムから人事制度、教育課程の内容にいたるまで、ほとんどすべて全国に類例がないユニークな制度を導入している。受験生は全国から一〇倍以上の競争率で集まり、在学生の満足度はきわめて高い。開校からまだ二年半で卒業生も出していないが、受験産業界では既に「首都圏より北では東北大学と並ぶ最難関校」という評価を受け、全国の高校長の調査では「最も注目すべき新設大学」のトップに挙げられ、ほぼ毎日のように全国各地の大学、高校、都道府県、市町村、教育団体

からの視察、見学が続いている。現在、学生寮や図書館の新設計画が進行中で、一期生の卒業する〇八年春には専門職大学院も開設する。そこで以下、AIUの特徴と実状を紹介する。

#### 全国初の公立大学法人

AIUは秋田県が出資しているが県立大学ではない。それは開校から二年ほど前、設立準備委員会の中で、最初の合意事項として決まったことだった。

県立大学では教職員が地方公務員となり、任命権者が知事であり、学長には人事権がない。教員はいったん採用されると事実上、定年まで終身雇用が保証される。ここでは教員がどんなに学生指導がいい加減でも、研究業

績が出せなくても、それを理由に辞職を求めることは事実上できない。国立大学も同じだ。教職員は国家公務員として手厚く保護されている。それが教育公務員特例法によってさらに優遇されているのが実態だ。

そうした国公立大学では本当の大学改革などできない、学長⇨理事長が指導力を発揮して大学経営に取り組めるよう教職員の人事権も私立大学並みに確保しなければならぬ、というのが準備委員会での共通認識だった。

当時、ちょうど文部科学省でも大学改革の基本路線として国立大学を独立行政法人にする計画が進行中で、結果として国立大学法人が設立されるのと、AIUが公立大学法人としてスタートするのが一致した。県立大学はその後、徐々に公立大学法人に移行しつつあるが、AIUがその先陣を切った形になった。

### 詳細な業績評価による任期制と年俸制

法人化の眼目は、教職員の任期制と年俸制、それを支える業績評価制度の導入だ。任期は三年(学長のみ四年)。教員の場合、助手から専任講師、助教授、教授とランクによって年俸四〇〇万〜一三〇〇万円まで。業績は「教育(学生指導)」、「研究(専門分野での論文発表、出版など)」、「地域貢献(県や自治体の委嘱事業、地域での

講演、セミナー、地元団体との共同研究や調査など)」の三分野についてそれぞれどんな活動してきたかを毎年詳細に報告し、特に教育については学期ごとにピア・レビュー(同僚による評価)、課程長による評価、さらに学生による評価を踏まえて年度末に学長が五段階(A〜E)で評価する。

A(傑出している)は翌年の年俸が二〇パーセントアップ、B(優れている)は五パーセントアップ、C(よくやっている)が横ばい、D(力不足で問題がある)は五パーセントダウン、E(本学の目標を理解しておらず、勤務状況、指導力にも大きな問題がある)は一〇パーセントダウンすることを明示している。一、二年目にD、Eがついた場合、翌年度に相当がなければC以上の評価を得ないと、三年経ったときに契約更改されない。ただし本人にも次の就職先を探す都合があるから、三年目の秋(つまり今年九月)には契約更改しない教員にはその旨を通知し、本人に退職準備をさせる一方、それに代わる教員の新規公募を始める予定になっている。

この業績評価制度もアメリカのいくつかの大学の事例を参考にしながら、独自に開発したもので、日本の大学でそこまで徹底したシステムを導入しているところは少ない。

専任教員は現在四四人で、その六割が外国人。教員は皆、公募に世界中から応じてきて、書類審査、面接とざっ

と二〇〜三〇倍の競争率を突破した優れた人たちだ。それでも期待はずれの者が何人かいて、厳しい評価を受けている。

### 入学者は一〇倍の競争率

開学以来、受験生は全国四七都道府県から一〇〇〇人以上が応募し、初年度は定員一〇〇人に対し競争率が一五倍、二年目も一三倍を記録した。それで三年目の今春は定員を一三〇人に増やしても競争率が一〇倍近かった。入学生は北海道から沖縄まで毎年四〇以上の都道府県から来ている。学生数の少ない単科大学で、これだけ全国から広く学生を集めている大学は他にない。

新入生は全員、まず英語集中コース(EAP ≡ English for Academic Purposes)を取らなければならない。

EAPの主眼は米国で大学レベルの教育を受けるのに必要な英文の理解力(聞き取り能力と文書読解力)と表現力(口頭でもレポートでも)を身につけさせることだ。これを半年から一年で修了したあと、一般教養科目を取りながら、どんな職業分野を目指すのかを考え、地域研究(GS ≡ Global Studies)か国際ビジネス(GB ≡ Global Business)のどちらかのコースを選んで、専門科目を取っていくことになっている。

日本人のように英語を母語としない人が米国の大学に

留学する場合、TOEFL(トーフル)という入学資格検定試験を受けなければならないが、普通の大学ならペーパーテスト(PBT)最低三一〇点〜最高六七七点)で五〇〇点、コンピューター版テスト(CBT)二〇点〜三〇〇点満点)なら一七三点以上取ることが入学条件になっている。一流大学ならPBTで五五〇点(CBTで二一三点)は必要で、大学院ならPBTが六〇〇点(CBTは二五〇点)以上でなければいけない。

そこで本学では、PBTで五〇〇点以上取れることを英語集中コース修了の必要条件のひとつにし、留学までには確実に五五〇点以上取れ、大学卒業時点では六〇〇点以上取れることを想定している。

### 英語力は驚異的な伸び

新入生は入学式の前日に全員、トーフルを受け、その成績によってEAPの初級(四六〇点未満)、中級(四六〇〜四八〇点)、上級(四八〇点以上)と分けて個別指導を受ける。初年度の一期生の場合には入学時トーフルの成績が最高五七〇点、最低三六〇点で平均四四八点。日本の一流大学の一年生の平均が四〇〇点前後と言われているので、それよりやや高い程度だった。それが入学後わずか二ヶ月で平均点が四九五点まで上がり、七月末には半数以上がEAPを修了し、一年後にはほぼ全員が

EAPを修了した。

昨年入学した二期生は、入学時のトールフルの成績が最低四〇〇点、最高六〇〇点で平均四八五点と高くなり、夏休み前には平均点を五二四点まで伸ばした。今春の三期生は入学時のトールフルが最低四一〇点、最高六二〇点、平均四九五点とさらに上昇し、この七月末には平均五二八点で、既に七割以上の学生がEAPを修了している。

こうした事実にはトールフル実施機関である国際教育交換協議会 (CIEE) の幹部も「日本では従来とても考えられないほど驚異的な伸び」と驚いている。

では、どうして英語力がこれほど目覚ましく伸びているのか。その理由を、教員も学生たちも「猛烈に勉強しているから」と考えている。英語集中コースでは毎日三〜五時間の授業があり、その予習、復習、宿題をこなすのにはほぼ同じ時間数か、それ以上勉強しないと、授業についていけない。英語に接している時間数は「毎日一〇時間以上」という学生がほとんどで、文字通り、「英語漬け」になっている。

その勉強する場所として、二四時間オープン図書館が非常に貢献している、と図書館長である私は自負している。寮は一人一部屋なので、自分の部屋に籠もって勉強してもいいのだが、学生の多くは図書館に来て、深夜までいる。図書館で仲間があちこちの机で黙々と調べ物をしたり、宿題をしたりしている姿を見て、自分もがん

ばろうという気になる。お互いに無言のうちに励ましあう相互作用、相乗効果が出ているわけだ。

それほど猛勉強しながらも、これまでのところ、落ちこぼれて休学、退学する学生は事実上、ゼロ。スポーツ、音楽、勉強会などのサークル活動も活発で、地域のお祭りイベントなどにも積極的に参加して、地元の人たちから高い評価を得ている。そうしたすべてがAIUの自慢でもある。

### 全世界に広がる留学先

学生は早ければ二年生の秋に、遅くとも三年生のうちに海外の大学に留学する。その受け入れ先は開学時にわずか二校だったが、この夏現在、一九ヶ国・地域で四〇校近くまで増えた。これにはUMAP (アジア太平洋大学単位互換機構) の国際事務総長を長く務めた中嶋嶺雄学長の豊富な人脈がフルに生かされ、さらに優れた教員たちの尽力で世界の一流大学と提携が順調に進んだためだ。アジア太平洋ではモンゴル、中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリアなどの主要一三大学、欧州ではノルウェー、スエーデン、ドイツ、フランス、オーストリア、イギリス、ハンガリーの一〇大学、北米ではアメリカ、カナダで一校、さらに地中海のマルタ、キプロスの大学という具合だ。

一期生の二割は二年生の時点で既に留学し、七割が三年の夏に出て行く。残る一割もこの年末までには留学する予定だ。

彼らが留学中、さらには帰国後、それぞれのキャリア開発を考えて、社会人としてどう育っていくかが大きな楽しみだが、それが同時にA I Uの評価をさらに一層高めてくれることを大いに期待している。A I Uの開学目標は「理想の大学づくり」。それを教職員も学生がそろって共有し、その実現に向けて挑戦していることを日々、実感している。

### 「付記」

本文を書いたのは〇六年夏。その後も大学は大きく進展し、海外提携校は五〇校近くに、秋の最大の関門だった契約更改業務も学長の強力なイニシアチブでうまく収まった。

任期切れになる約一五のポストについてはインターネットで公募し、世界中から四〇〇人以上もの応募者があった。その中から厳正な審査で在職者より優れた人材が新たに採用されることになったが、職を失う外国人教員の中には、その不満を陰湿な形で「内部告発」する者もいた。まず、インターネットの米高等教育情報サイトに匿名でA I Uを誹謗中傷するメールを流し、やはり匿名で県知事や県議会に「学長を罷免し、ミネソタ州立大時代

の人事体制に戻せ」と訴える怪文書を送りつけた。当然、県や議会からはまったく相手にされなかったが、年末にはさらに在校生全員に匿名メールで「教員の不当解雇を阻止しよう」と呼びかけたりもした。だが、学長が全教職員に事情を説明し、学生向けにも説明会を開いたりした結果、学生間にはほとんど動揺もなく収束した。マスコミも数社がそうした事情を大きく取り上げたが、概して大学に好意的で、日本でも前例のない教員任期制の最初の試練をA I Uがうまく乗り越えた、私たちは考えている。

（かつまた・みちお 一九七二年英語学科卒業。七二年、日本経済新聞社に入り、八一年に米スタンフォード大学ジャーナリズム研究員、八三年に長期連載「サラリーマン」取材班で菊池寛賞受賞。八七、九〇年ロサンゼルス支局長。国際第二部次長、営業推進本部国際担当部長、編集委員を務めて二〇〇四年三月末に退職。同年四月から国際教養大学の教授（アメリカ研究、日米関係論）となり、図書・情報センター長、広報委員長。）

国際教養大学 (AIU) の挑戦

## 「最終講義」のその後 国際教養大学における中嶋嶺雄先生の教育

山崎直也

(国際教養大学)

今号の『歴史と未来』では、「なぜいま国際教養大学なのか」と題する中嶋先生の巻頭言のほか、ゼミのOBで、現在は国際教養大学で教鞭をとっている勝又美智雄氏も、大学の現状を紹介する文章を寄せているが、本稿では、別の角度から、つまり、前号(第二六号)に採録した東京外国語大学での最終講義の「その後」というべき、国際教養大学における中嶋嶺雄先生の教育について、ご紹介させていただきたい。

巻頭言で触れているように、中嶋先生は国際教養大学で学長兼理事長を務めるかたわら、春 semester の「Introduction to Global Studies (グローバル研究概論)」と秋 semester の「Introduction to East Asian Studies (東アジア研究概論)」の二つの講義を教えている(全学生に最低一年間の海外留学を義務づけている国

際教養大学では、従来の二学期制に代わり、春・秋一五週、冬七・五週の semester 制を採用している。春は四月、秋は九月、冬は一月に semester が開始する)。いずれも週一五〇分(七五分×二コマ)の授業だが、学長自らが教壇に立って学生に教えるということは、わが国ではもちろん、世界的にもめずらしい試みといえるかもしれない。

同大学で教員を務める筆者は、二〇〇五年度の春 semester から〇六年度の春 semester まで、この二つの講義のアシスタントとして毎回の授業に臨席した(「東アジア研究概論」は、〇六年度の秋 semester から中嶋先生と筆者を含む四人の教員によるリレー講義となった)。筆者が実際に見聞きした二つの講義の内容について、ここで簡単に紹介してみたい。

## Introduction to Global Studies

### 〔グローバル研究概論〕

国際教養大学（以下、A I Uと略記）は、二〇〇四年にスタートを切ったが、最長一年間におよぶE A P（英語集中プログラム）を修了してはじめて履修が可能となる「基礎教育（Basic Education）」に分類される「グローバル研究概論」の授業が開始されたのは、二〇〇五年春 semester のことである。

A I Uは、いわゆる単科大学だが（国際教養学部の一学部制）、学生はE A Pおよび基礎教育を終えた後で、グローバル・スタディズ（北米と東アジアの二つの分野からなる）とグローバル・ビジネスの二つの課程（program）から、自身の専攻を選択することになっている。「グローバル研究概論」は、基礎教育段階の科目だが、その後に進む課程のいかんを問わず、すべての学生が履修する必修科目である。まれに留学先で相当する科目を履修し、単位互換を行う学生もいるが、ほとんどの学生はA I Uのキャンパスで、中嶋学長から、この講義を教わる。したがって、各semesterの履修者は一〇〇名近くのにぼり、授業は最も収容力のあるAuditorium（講堂）で行われる。一〇〇名という人数は、通常の大学においては特筆すべきものではない。むしろ、それが大学の講義であるときえいえるだろうが、一学年の

学生数が一五〇名に満たず、少人数クラスを基礎とするA I Uの学生にとっては、例外的な講義となっている。

「グローバル・スタディズ」という学問分野は、多くの読者にとって耳慣れないものであるかもしれない。実際、筆者も学期が始まるまで、中嶋先生がどのように授業を組み立てられるのか、ほとんど想像できずにいた。依拠すべき一般的な教科書が存在しない以上、一から自分で授業をデザインするよりほかにないからである。海図のない海に漕ぎ出すような、教員にとって非常に挑戦的な講義を教えるにあたり、長い教歴を持つ中嶋先生も、さすがに緊張されたのか、最初の授業の前に、私ともう一人の教員を相手に模擬授業のようなことをされたのが印象に残っている。

授業のテキストは、一九九二年の『国際関係論―同時代史への羅針盤』（中公新書）だが、決して歩みを止めない学者の面目躍如として、話は当然冷戦後、そして「九・一一」後におよぶ。一方で、現実を正確に認識する拠りどころとして歴史を重視する中嶋先生らしく、我々が当たり前のように使用している「国際化（internationalization）」「グローバル化（globalization）」といった概念も、あえて語源にまで遡り、その本来的な意味を学生に理解させるといこうだわりをみせている。講義の全体的なイメージは、東京外国語大学での最終講義をさらに拡大し、発展させたものといえるだろうが、



これまでの研究・教育の集大成として、以下に示すような広範なテーマが論じられている。①「国際化」と「グローバル化」の概念的比較、②グローバル化の二世紀的地位相、③国際関係論とは何か、④国際関係論から国際社会学へ（このテーマは前述の最終講義の中心的モチーフであった）、⑤エスニシティ、ネイション、アイデンティティ、⑥地域研究とは何か、⑦文化と文明、⑧文化の対立と多文化主義 (multiculturalism)、⑨サミュエル・ハンティントン「文明の衝突」、⑩西欧国家体系とアジアの秩序、⑪外交と国際関係、⑫比較研究とは何かといったトピックが、グローバル・スタディーズという新しい学問が論じるべき課題として提示されている。

これらはいずれも、Global Societyの現実を観察するうえで不可欠な問題意識であるが、伝統的ディシプリンの教育を未だ受けていない学生にとっては、いささか応用的であったようだ。最初の学期の学生評価 (AIUでは、学長の講義であっても、他の講義と同様に学期末に学生評価を受けなければならない) では、「内容が難しい」という意見が複数見られた。したがって、二度目となる二〇〇六年春 semester には、上記のテーマをさらに絞り込み、重要なポイントを繰り返し論じることで、より深い理解を目指すこととなった。

一〇〇名近い学生が一度に履修する大講義であるため、授業は基本的にレクチャー形式で行われるが、時として

学生によるプレゼンテーションやディベートも行われる。学生の発表を含め、授業はすべて英語で行われるが、同時に基本的な英文のテキストを即座に、正確な日本語に訳すことができるかどうかが試されることもあり、学生にとっては気の抜けない、挑戦的な授業となっている。

学期末には、五〇〇語の英文エッセイを限られた時間のなかで書き上げるという試験が課せられているが、中嶋先生は激務のなかで一枚一枚の答案に目を通し、評価をつけている。

#### Introduction to East Asian Studies

##### 〔東アジア研究概論〕

「グローバル研究概論」がAIUにはめずらしい「マプロ型講義」であるのに対し、「東アジア研究概論」は、AIUらしい少人数クラスの授業である。前述したように、二〇〇六年度の秋 semester からは、学長と筆者を含む四人の教員によるリレー講義となったが、二〇〇五年の秋 semester は、中嶋先生が一五週 (四五時間) を一人で教えた。

East Asia (東アジア) の概念の定義から始まって、中国・朝鮮半島・日本の性質の比較 (大陸性の中国・半島性の朝鮮・島嶼性の日本と説明される)、東アジア各国の統計的比較、儒教文化圏とは何か、儒教文化と経済

発展、中国近・現代史、朝鮮戦争、モンゴル、香港と台湾、東アジア共同体の実現可能性といったテーマが論じられたが、これらはいずれも「グローバル研究」のテーマに比べ具体的であり、また十数名の学生が相手ということもあって、一言で言えば、「濃い」授業になった。

中国近・現代史で「文革」を論じた際には、当時中嶋先生が論文を寄稿した雑誌の現物や中国で拾い集め、ひそかに日本に持ち帰った小字報の切れ端（これについては、今号所収の「青春の道標」第一五回を参照されたい）など、貴重な資料を実際に手にとって見せながらの授業となった。学生はもちろん、私にとっても興味深い内容となった。

以上、国際教養大学における中嶋先生の二つの講義の内容について、簡単に紹介させていただいたが、傍らで見ている私が何よりも強く感じるのは、中嶋先生がこれらの授業を非常に大切にされているということである。新しい大学の学長として、秋田と日本全国、そして外国を頻繁に行き来する忙しい日々を送っているが、何よりも授業を優先し、極力穴を開けないよう常に配慮されている。

授業に臨む中嶋先生は、いつも澁刺と楽しそうにされている。その教育にかける情熱に触れる度、果たして自分はどうした姿勢を数十年も保ち続けることができるだろうか、常に襟を正されている。

（やまざき・なおや 一九九七中国語学科卒業。九九  
年大学院地域文化研究科博士前期課程修了。同博士後期  
課程単位取得退学。二〇〇五年四月より国際教養大学国  
際教養学部助手。）

『中国激流 一三億のゆくえ』

(岩波新書、二〇〇五年)

興 梶 一 郎

(神田外語大学)

本書は、中国経済が持続的に成長するには、数々の構造的問題をクリアしなければならぬことを指摘したものです。

中国経済は数字だけを見れば「成長」していますが、実はその成長パターンそのものが成長をさまたげる要因をはらんでいます。

経済成長といえばGDP成長率ですが、内訳をみると中国の場合、投資と純輸出が突出し、消費が追いついていない。投資の大半は非効率な国有企業が占め、短期的利益が見込める不動産などにつき込まれ、その資金源は同じく官僚が支配する国有銀行。また、GDPの七割は貿易が占め(アメリカや日本は二割ほど)、その貿易の六割は外資系企業がまかなっている。つまり、中国経済の原動力は、民間の活力ではなく、あいかわらず国有企業と外資ということになります。

国有企業による非効率な投資が、いずれ不良債権の増大をまねき金融リスクを高めるとして、中央政府も懸念していますが(たとえば二〇〇六年三月の全人代政府活動報告)、地方政府は収入増になるので、面従腹背で土地売買を続けている。

一方、外資に依存する貿易については、これまでの安価な労働力と土地というパターンを続けることが難しくなってきたおり、人民元切り上げ圧力が高まる中、外資の動向が非常に重要になってきています。インドやベトナムへの投資が増えたことやマクロコントロール(引き締め)などがあり、対中投資の伸び幅も鈍化し始めている。こうした中、投資バブルと貿易(とくに純輸出)という成長の牽引力が続くという保証はない。

とくに投資バブルは、官僚主導の行政投資が大半であり、民間活力によるものではない点が問題です。結局は、「政治が支配する経済」という体制を転換しなければ、中国の持続的成長はない、といえます。消費が伸びない背景(大半が先行き不安から貯蓄に回り、それが過剰な融資↓バブルという悪循環を生む)には、社会保障政策不在の生産至上主義という政策の偏りがありました。いづれにしても、政治が問題になってきます。

本書は、そうした構造的問題点をデータと具体的事例を織り交ぜて指し示したものです。中国がいかにして本書で提示した重い課題を克服していくか、それがこれか

らの注目点です。

(こころぎ・いちろう 一九九一年

大学院地域研究研究科博士前期課程修了)

# 青春の道標

中嶋嶺雄

## 一、実家倒産で突然の逆境

私が生まれ育ったのは、信州松本の街中である。今は「蔵のある町」として旧城下町の観光スポットにもなっている市の中心、中町二丁目の商家（薬局）であった。

一〇数代も続く中嶋家のいわゆる本家でもあり、元来は松本藩の御用鍛冶（大名の刀工）で、今でも祖先が造った日本刀と「御用」と書かれた看板が残っている。

母方の祖先は松本藩士であったが、同じ街中の商家（時計屋）になっていた。家の裏には市中を二分する女鳥羽（めとば）川が流れ、東には美ヶ原高原が山並みを成し、西には北アルプスの嶺々がそびえていた。

松本は、私の両親もそこに学んだ、日本最古の小学校として知られる開智学校に象徴されるように、教育熱心で文化的な香りの高い都市であった。そのような環境で

手広く営業していた薬局の一人息子だった私は、何なく幼少期を過ごしていたといえよう。

三年間通った市立松本幼稚園、美ヶ原から流れる薄（すすき）川の畔の源池国民学校（三年生で終戦となり、小学校になった）、新制の市立清水中学校と育ってきたのだが、いずれもよい教師に恵まれ、いつもクラスを代表する存在としての場も与えられていた。

松本市は戦災を免れたが、戦争末期には市内から安曇野の田舎（梓川村）に疎開し、玉音放送はそこで聴いた。子供心にとても悲しくなり、声を出して泣いたことを覚えている。私たちは典型的な「墨塗り世代」（教科書のそれまでの戦争を鼓吹していた部分を教室で墨で塗りつぶして使用した世代）で、こうして幼少期に価値の大転換にさらされたのであった。

とはいえ、個人的にはバイオリンを習ったり、絵画が

県展に連続入選したり、陸上競技では中学生の県記録を作ったりと恵まれた幼少期を過ごしていた私が、もう学校にも行けなくなるかと思われた不幸に突如襲われ、辛い逆境に陥ったのは、希望に満ちて入学した松本深志高校の一年生のときであった。今日風にいえば、我が家が倒産したのである。

〔日本経済新聞〕二〇〇四年八月七日

## 二、良い教育者と出会う

松本で育った私が今振り返ってみてつくづく感じるこの一つは、幼稚園から高校まで、本当によい教師、よい教育者に出会ったことであった。のちに自ら大学の教壇に立ち、また永く大学行政を担うようになってからは、東京の大学人に比べたら、信濃教育会傘下の信州の教員の方が、はるかに立派な教育者ではないかという思いを一層強くした。ところが近ごろは、「教育の信州」がかなり地盤沈下しているようで、残念でならない。

私の幼少期を振り返ると、一二〇年近い歴史をもつ市立松本幼稚園の園長は、郷土史学者としても著名な一志茂樹先生だった。当時一番お若かった担任の杉浦眞美先生は今もご健在だが、寒い冬の日に私たち園児をコートのかなかに包んでくれたぬくもりが忘れられない。

今年が創立一〇〇周年の源地国民学校（小学校）は、

町の外れの薄川の畔にあったので、学区で一番遠くから通った。近くサイトウキネンのオペラのために、こけら落としをする巨大な市民芸術館の場所は深志公園といって、よく野球をやった広場や庭園風の池があったが、そのあたりを通過して行った。教育勅語が納められていた奉安殿に一礼して学校に入る緊張感が懐かしい。

三年生で終戦となり、復員して来られた四年生のとき、金井庄平先生は、「民主日本」の建設に情熱を注がれたが、ある事情で教頭の伴良次先生が担任になった。薄川で鉱物採集の石を拾ったり、美ヶ原で高山植物の標本を作ったりと、野外教室が素晴らしかった。

そんなある日、小学校の校庭をジープが勢いよく横切って視察に来た。米進駐軍の教育担当将校で確か名前はウイリアム・ケリーといったが、生徒との懇談があつてアメリカの小学校について私が質問すると、通訳を介して丁寧に説明してくれた。だが、彼は教卓に腰掛けたまま、軍靴を生徒の机の上に投げ出して答えていたのである。その姿に、「日本は戦争に負けたのだ」と強く思ったことを覚えている。

〔日本経済新聞〕二〇〇四年八月一日

## 三、上高地描き山のとりにこ

戦後、義務教育の場としての新制中学校がスタートし

た。三年目に入學した松本市立清水中学校は、私にとつて思う存分に少年期の青春を燃やした場所であった。

一年生の担任は慶応の仏文で豊島與志雄の教えを受けたという国語の土谷繁富先生で、『校報』や生徒会誌『窓』の編集委員として薫陶された。卒業までの二年間は、文部省教科書『民主主義』（上下）をテキストにした社会科学の嶋田正次先生が担任で、徹底した生徒会活動を指導してくだされ、クリスチャンとしては「心の奥の奥のそのまた奥の良心」をいつも説いていた。

当時の松本市には市立の新制中学校が五校あり、スポーツでは浅間温泉に近い県営競技場での五校競技会、音楽では松商学園講堂での五校音楽会が毎年催されて、全市の中学生にとって一大イベントであった。クラブ活動はこの二つの行事と生徒会主催の秋の文化祭に集中していた。

五校音楽会では私が女子コーラスの指揮者に選ばれたり、バッハの「二つのバイオリンのための協奏曲」を同窓生と合奏したり、また「終戦直後」と題した私のクラスの前装行列が人気だった文化祭を取り仕切ったりと、これらの行事のいわば主役となった。

特に私が短距離選手権兼キャプテンを務めた陸上競技は、清水中学が圧倒的に強く、県の総合体育会でも四〇メートルリレーなどに優勝した。毎日暗くなるまで練習したが、そんなある日の夕刻、女鳥羽川畔の市役所前

まで来ると、新聞の「号外」が鳴り物入りで配られていて、朝鮮動乱のぼつ発を知らされた。

子供のころから絵も得意で、山岳画家の古市幸利先生や水彩画家の白山卓吉先生に習って、中信美術展や長野県展に入選したのも中学生のころだった。三年生のときに、晩秋の上高地へ独りで行ってイーゼルを立てて穂高連峰を描いていると、『信濃毎日新聞』の記者が写真入りで記事にしてくれた。山に魅せられ、高校、大学と山岳部に籍を置くようになった原点はこのときであった。

（『日本経済新聞』二〇〇四年八月二一日）

#### 四、多くの文化人が松本に

松本が文化の香り高い都市だったというのは、町の文化人の尽力で松本音楽院が終戦の翌年に設立されたり、旧制松本高校があったりしたことだけではない。

戦時中の疎開ということもあったが、著名な文化人が大勢松本周辺に来ていた。薄川上流の温泉・霞山荘には陶芸家のバーナード・リーチがよく来ていたし、浅間温泉には洋画界の重鎮・石井柏亭が逗留（とうりゅう）していた。石井画伯の寄宿先「せんきの湯」は一般の湯客はとらなかつたが、わが家はよく使わせてもらったので、立派なひげをたくわえた柏亭先生とは子供のころから湯船でよくご一緒した。

〔日本経済新聞〕二〇〇四年八月二八日

## 五、バイオリンで厳しい練習

恐れ多くて話はできなかったが、中学一年のとき中信美術展に初入選した「夜の書棚」と題する二〇号の水彩画を展覧会場で褒めていただいた喜びは忘れがたい。柏亭先生のお嬢様の画家・田坂ゆたかさんとは今も時々お会いしている。北アルプス山ろくの鳥川村(当時)が生んだ天折(ようせつ)の日本画家・山口蒼輪先生や贗(がん)作論争で有名になった洋画家・滝川太郎先生もよくわが家に立ち寄りられた。

私の父(高雄)は、俳号を晴陽といい、異色の女流俳人・鈴木しづ子を生んだ松村巨漱主宰の俳誌『樹海』の最高同人であった。わが家が『樹海』の前身『清潭集』の編集発行所や中信俳句作家クラブの事務所になっていたこともあって、東京から巨漱先生や長野から『科野』主宰の栗生純生先生、現在「りんどう」主宰の地元の藤岡筑邨先生らの俳人や文化人が多く出入りしていた。そんなことから若山牧水夫人の若山喜志子先生もよく来られた。私のバイオリンを聴いてくださったときの白髪の高貴な姿が印象深い。

同じ町内の中町には彫刻家の太田南海、書道の眞野竹堂、民芸の丸山太郎の諸先生も住んでおられ、子供のころからいろいろ教えられた。中町からは駐西独大使を務めた吉野文六氏が出ており、わが家の二軒おいて隣のお兄さんが上智大学名誉教授(外交史)の三輪公忠氏であった。

今日、スズキ・メソッドとして全世界に広がる幼児音楽教育運動は、鈴木鎮一先生の松本音楽院が源流である。松本音楽院はやがて才能教育研究会となり、この三月末には天皇・皇后両陛下そして高円宮妃殿下ご臨席のもと、三〇〇〇人の子供たちから成る第五〇回グランドコンサートを東京の武道館で開催した。

私は大会委員長だったので子どもたちと一緒に合奏したが、この八月中旬には台北でアジア大会があり、バイオリン持参での記念講演に招かれた。音楽通の曾文恵・前総統夫人が名誉会長だった。

当初の松本音楽院には、バイオリンのほか声楽(主任は副院長の森民樹先生)、ピアノ(主任は鈴木静子先生)があり、下横田町の粗末な木造二階建てを借りたものだった。しかし、その中身は大変なもので、すでに名声のあった豊田耕児さんがフランクのバイオリン・ソナタで鈴木先生のレッスンを受けていた光景などは、時代がまだ終戦直後だということを考えると、実にかげがえのない芸術活動であった。

その松本音楽院の鈴木鎮一クラスに母(綾子)に連れられて私が入ったのは、街角に雪が残る一九四七年(昭



和(二年)一月であった。満十歳だったから、「どの子も育つ、育て方ひとつ」という対象年齢からはみだして、上達も遅かったが、「耕ちゃん」(豊田氏)のような天才が近くにいたので、音楽の道に進むことなどは、当初から考えなかった。

しかしバイオリンを習ったことは人生の大きな財産であり、今でもしばしば仲間と合奏したり、わが家でカルテットをしたり、東京外大の新キャンパス・オープンニング式典でブラームスの大学祝典序曲をコンサートマスターとして弾かせてもらったりと、多忙な日常を癒す最大の糧になっている。

先年満九歳で他界された鈴木先生はその意味で生涯の恩師であり、近くで接した先生の実生活や私個人への教育という点では、巨大な反面教師でもあった。

〔日本経済新聞〕二〇〇四年九月四日

## 六、不渡りで世の裏表知る

わが家に突然起こった悲劇は、深志高校一年の時であった。中島薬局は市内で一、二を競う規模で繁盛していたのに、ある日、手形が不渡りになったといって、父は店を閉めてしまったのである。

「中島薬局がつぶれた」といううわさが広まるなか、それからは親戚(せき)会議を開いたり、問屋や銀行が

出入りしたりの大混乱であった。親戚筋に金融業者がいて頼ったところ弱みに付け込まれてひどい目にあったり、親戚の紹介で事件屋風が力になってくれるというので頼んだら、金融業者と連携してわが家の財産を狙ったりといった具合であった。

そんな混乱のなか、気弱な父は寝込んでしまい、店員も四散するなど、母と長男で一人っ子の私しか周囲になくなってしまう。ご近所や遠い親戚、それに薬品問屋の社長さんなど、温かい手を差し伸べてくださる方もあったが、散々わが家でお世話したのに急に冷たくなっただ人々もいて、世の中の表と裏を痛いほど知らされた。

中島薬局は大正製薬の信越総代理店だったので、なんとか支援してもらえないものかと、私自身が単身汽車で上京して出張員宅に一晚泊してもらい、翌日の本社の返事を期待したのだが、やはり無理だった。そのときの八王子郊外恩方村の夕日が忘れられない。

結局、一月の文化の日の夜更けに父母と私の親子三人で、土蔵が二つもあった家屋敷をはじめ、私が北アルプス山ろくの集落、島々宿(しましましゅく)まで約二〇キロを寒風にさらされながら自転車ですべて無くして裏木戸から治画伯の掛け軸など、財産をすべて無くして裏木戸から生家を去ったのである。債権者会議では「どうか学校にだけは行かせてください」と私が頭を下げた。

なぜこんなことになったのか。中嶋家の家系には、獅子文六の小説『大番』に登場する兜町で切腹した大相場師・中嶋豊次郎という人物がいるが、父も株で大損をしたのである。

〔日本経済新聞〕二〇〇四年九月一日

## 七、高校で仏文化に親しむ

わが家の混乱が収まると、四ヶ月ぶりに復学したが、学業の遅れもあって、いささかショックであり、また同級生との再会がなかった。

しかし、わが家が逆境に落ち込んだがゆえに、私の進路は理系から文系へと明確に転換し、社会の在り方に批判的な高校生になっていた。家の不幸がなければ、私は郷里で医師か薬剤師になっていたかもしれない。

近く創立一三〇周年を迎える松本深志高校は、旧制松本中学以来の自治を受け継ぎ、城山に近い丘の上にアカデミックなレンガ造りの校舎を誇っていた。

岡田甫校長は旧制広島高校の教師として体験した原爆の悲劇を、ヒューマニズムの見地から全校生に向かって淳々と語られた。二年次担任の小松孝志先生は後に長野県教育長にもなられたが、私が最も得意な科目で成績もトップであった世界史が専門であり、三年次担任の一般社会担当の平沢武男先生は、「真理は平凡なり」がモツ

トーで、気さくに生徒の悩みを聞いて下さった。

特に私が影響を受けたのは二年次から正課として始まったフランス語の並木康彦先生（後に中大教授）である。ベレー帽姿のダンディズムに加えて実に型破りの教師で、浅間温泉の下宿を訪れては徹夜で人生論を話し込んだ。東大仏文の渡辺一夫教授のまな弟子だったので、私たちは夏休みに渡辺先生からモーパッサンの短編「首飾り」の講読を受けるという特権にも預かった。

今は俳人としても著名な藤岡筑邨先生には古文を習ったが、映画評論にたけておられ、名画をよく鑑賞した。後に「邪馬台国論争」で一躍著名になった国語の古田武彦先生は、自説を述べて止まるところを知らない熱血漢であった。

深志高校では山岳部員でもあったが、フランス語とフランス文化を学ぶ「ゴローア協会」を私が中心で立ち上げ、深夜までキャンプファイヤーが尽きない秋のとんぼ祭（文化祭）には、冊子『シャンソン』を発行してランポールの詩や「自由を我らに」の歌を楽しんだ。

〔日本経済新聞〕二〇〇四年九月一日

## 八、珍しかった中国科志望

松本深志高校は県下随一の進学校であったが、生徒は秋のとんぼ祭が終わるまであまり受験を気にせず、浪人

もよい人生体験だといった気風が強かった。私も一浪組だが、予備校などとは全く無縁であった。

浪人生のときの思い出は、夏にフランス語仲間の山根二郎君と西村俊彦君を誘ってテントを担ぎ、まだほとんど人の入っていない北アルプス黒部源流の雲の平へ行っただことである。山根君は後に東大紛争の全共闘側の弁護士として勇名をはせるが、当時からけんか早く、折角三人で大縦走してきたのに、烏帽子岳の頂上でささいなことから私と大口論となり、二人して岩場から転落するところだった。

白状すると、この山行には私の秘め事が隠されていた。中学のときからある女性に恋したのだが、失恋なのかと思ひ込み、スタンダールの『恋愛論』を読み、彼女のために作曲したメヌエット入りのノートを必死になって書いて彼女に読んでもらった。その間、独りで西穂高岳に登っても傷心癒されず、再び親友を山に誘ったのである。そんな次第であったが、やはり受験が近づくと猛勉強を始めた。フランス語をいかして東大で仏文学をやろうかとも思ったが、戦後世界の変動に関心が向かい始め、特に周恩来とネルーとの平和五原則外交や中国革命の成功に鼓吹されていた私は、東京外語大志望に強く傾いていた。

願書を書くときに中国科かインド科か迷い、結局中国科に決めたのを覚えている。松本の私の周辺では「嶺ちや

んは中共にかぶれた」とのうわさも立つほど当時はまだ珍しい進路選択であった。

入試ではフランス語が最高点だったらしく、「なぜ中国科に行ってしまったのか」とフランス科主任の鈴木健郎教授が入学直後に呼び出してくださった。入試に面接があり、志望理由を問われたので「外語大には串田孫一先生がいるからです」と躊躇（ちゅうちょ）なく答えた。名著『若き日の山』は当時の私のバイブルであった。

（『日本経済新聞』二〇〇四年九月二五日）

## 九、あこがれの山岳部入部

東京外国語大学の中国語専攻は当時正式には第六部第一類といった。通称も中国語学科ではなく中国科が正しいのだが、その背景には語学中心か中国研究も含むのかという外国語大学に固有の問題があったといえよう。

しかし、当時の中国科は暗記と毎時間テストによる特訓方式の長谷川寛先生と、日本の中国語学界の代表的存在で後に学長になられた鐘ヶ江信光先生というお二人の助教授の授業など、すべて語学中心であり、期待していたような中国革命なり「毛沢東思想」に言及されることはまったくなかった。

そこで私は卒業論文を、わが国で最初に「地域研究」を唱導されたお一人の河部利夫教授の世界史ゼミで書い

た。題目は「階級の論理とナショナリズム」であった。あこがれの串田孫一先生は倫理学担当で、山岳部長だったので、私も山岳部に入部した。食堂脇の小屋が部室で、串田先生もよく来られたが、『若き日の山』を耽読（たんどく）したことを近くで告白する機会は、在学中はついになかった。

当時の外語山岳部は、大谷一良氏（版画家）や三宅修氏（山岳写真家）らの上級生が、串田先生中心の山の芸術誌「アルプ」にかかわったり、モンゴルに海外遠征したりと、たいそう盛んであったが、やがて私は学友会（自治会）の委員長に選ばれ、学生運動に時間を割くことになったためもあって、本格的な登山は、新入生の夏の北アルプス奥又白谷をベースにした前穂北尾根での訓練が主なものであった。

一年生で砂川基地反対闘争に二年生で原水爆禁止運動に参加した私は、三年生のときの勤務評定反対闘争のリーダーであった。三日間のストライキを提起して教授会で退学処分前だったが、当時の教務補導部長が英語で有名な小川芳男先生で、私にとっては運命的な出会いとなった。

外語名物の語劇と一緒の文化祭が中野公会堂で催され、私がバイオリンを独奏したときには、「勤評反対」とやがて飛んだ。

『日本経済新聞』二〇〇四年一〇月二日

## 一〇、安保闘争の真ただ中に

一九五八年の勤務評定反対闘争は、警職法反対闘争と連動して高揚していった。なかでも和歌山での反対運動が全国的な決戦場になり、当時、東大の西部邁君（現在、評論家）らとともに都学連の執行委員にもなっていた私は、全学連オルグとして和歌山へ行くことになった。その日がたまたまアマチュアの都民交響楽団の日比谷公会堂での公演だったので、演奏会用の黒いスーツを東京駅で着替えて夜行列車に乗った。

学生運動の高揚は、翌五九年秋から日米安保条約改定反対運動へと発展していく。そのころの全学連は東大の森田実（現在、政治評論家）・香山健一（後に学習院大学教授）両氏らの主導下で、既成の左翼、特に日本共産党と対立するラジカルな政治姿勢を示しつつ、六〇年安保闘争の主役になっていった。

東京外大では委員長の私が、その語学力で全学連国際部長になっていった一級上のロシア科の志水速雄君（後に東大教授）や一級下のドイツ科の沢井信治君（現在、映画監督）らと「社会学同」支部を立ち上げたところから、安保闘争の渦中に入っていた。六〇年四月二六日、国会周辺のチャペルセンター前でデモ隊が警官隊と対峙（たいじ）していたとき、明大の小島弘君（現在、世界平和研究所参与）が「今日、志水がばくられるのでよろ

しく」と私にささやいた。と見る間に志水君は装甲車を乗り越えて警官隊と衝突、公務執行妨害で逮捕された。

以後、「安保反対、岸を倒せ！」のスローガンの下に連日国会周辺を数十万のデモが取り巻き、宿命的な六月一五日を迎えたのである。戦後の日本がなんとなく大きな岐路に立っていたと感じられた危機意識が大衆的に噴出したのであり、具体的に日米安保条約の条文を読んで、日本の安全保障の先行きを危惧（ぐ）したわけではなかった。その点では、あれほどの反対にもかかわらず安保改定をやり遂げた岸信介首相は、見事であった。

『日本経済新聞』二〇〇四年一〇月九日

## 一一、就職先で語学力磨く

安保闘争への高まりの中で、気がつくとは私は大学卒業の年になっていた。迷った末に、秋のある朝、予告もせず小石川の小椋広勝先生のお宅をお尋ねした。小椋氏は財団法人、世界経済研究所の理事長を務める経済学者で、外語祭の講師にお招きした方だった。小さなお宅は玄關まで本だらけで、是非世界経済研究所に入りたいとお願いすると、「生活の保証はできないが、それでもよければ。ただし試験をする」とのことであった。

当時私が住んでいた新大塚のアパートに近い同研究所で、英語とフランス語の試験と、岡倉古志郎氏（国際政

治）、陸井三郎氏（アメリカ研究）による面接を受けた。

翌日、岡倉先生からはがきが来て採用が決まったが、給料は大学卒初任給の約五分の一の三千円だった。中国研究は姉妹機関の中国研究所がやることで、欧州共同市場を中心に英語やフランス語の新聞・雑誌を読んで訳すことが仕事だったが、先輩の野村昭夫所員（後に東京経済大学教授）から赤字をいっぱい入れて懇切に直されたことが、私の語学力をどんなに高めてくれたことか。

こうして一応就職が決まり、教職免許もないのに週一日は杉並区の高千穂高校で英語の非常勤講師もすることになった私は、和歌山の勤評闘争の際に出会った奈良女子大理学部三回生で当時は自治会副委員長だった女性（小林洋子）が東京の中学校教諭に決まったこともあって、岡倉先生ご夫妻に仲人をお願いして学士会館で会費制の結婚式をした。

一九六〇年代初頭、中ソ論争が大問題になるにつれ、私は中国も分析するようになり、『エコノミスト』などの雑誌にも寄稿するようになった。そんなある日、所員会議の席上、T氏が興奮して「研究所にアメリカ帝国主義の手先がいる！」と言いつ出した。私はもともと「トロツキスト的傾向がある」として日本共産党入党を拒否されていたので直接関係なかったが、日共内部の修正主義者狩りがもろに研究所を襲ったのである。

『日本経済新聞社』二〇〇四年一〇月一六日

## 一二、清水先生との出会い

世界経済研究所は、四半期毎の『世界経済年報』を刊行したりして、苦しい経営ながらも一二〜一三人の所員が研究に専念していた。そこに「現代修正主義」が発生したというのだが、離党をよぎなくされた共産党幹部・春日次郎氏の影響を一部所員が受けていたことは事実である。

所員の間でも先輩絡の千葉秀雄氏（後に芝浦工大教授）は、春日氏とは戦時中の検挙で共に宮城刑務所にいた時からの親友で、千葉氏が市民派の主婦などを誘って組織した「ラッセル平和財団支持者協議会」の勉強会が私のアパートで行われた際には、春日氏も来られたことがあった。

なお、私の記憶違いでなければ、「ベ平連」つまり「ベトナムに平和を！市民連合」という呼称は、右の協議会の提案によるものであった。

そのころの私の活動としては、現代思想研究会のことが忘れられない。学生運動はその後いわゆるセクト化に堕して行ったが、安保闘争を完全な敗北ととらえた私たちは、「今こそ国会へ」（『世界』一九六〇年五月号）の文章とともに六〇年安保闘争の知的リーダーであった清水幾太郎氏（学習院大学教授）を中心に、同年秋、現代思想研究会を結成した。

翌春には月刊誌『現代思想』を現代思潮社から刊行することとなり、私は編集委員になった。編集を担当したことから、当初会に参加した評論家の村上一郎氏や会外の論客・佐藤昇氏、山田宗睦氏らにも会うことができた。多くの話題を呼んだ現代思想研究会ではあったが、雑誌は黒字だったのに第七号で終刊とした。そこには「再出発にあたって―われわれの視点」と題して高根正昭（後に上智大教授）、三浦つとむ（哲学者）の諸氏らと私の六人が書いている。

清水先生とは、国会前の路上で香山健一氏から紹介されたのが最初であったが、仲間と荻窪のお宅に伺ってはよく議論をした。結局私が先生の最晩年まで親しくさせていたのだが、第一級の知識人の鞞（つよ）さと孤独を間近に見たような気がする。

『日本経済新聞』二〇〇四年一〇月二三日

## 一三、自由に学んだ大学院時代

世界経済研究所は一九六三年からアジア・アフリカ研究所に変わったが、内紛のおおきくもあり、私は将来性に疑問と不安を感じていた。六〇年安保を闘った学生運動の仲間は、新しい出発を期して大学院に入ったり米国へ留学生したりし始めていた。

私は国際関係論という学際的な新しい学問に強い関心

があったので、それなりの準備をして友人と一緒に東大大学院社会学研究科国際関係論課程を受験した。受験者の専攻から隔たった地域の問題が出るとの慣例で、インドネシア現代史が出題され、中国語も現代文だけでなく、古い文章も出たが、研究所にいたかいてもあって、幸運にも合格した。本郷の法文経大教室が満席になるほど受験者が多かったのに、合格者は定員の半分の六人のみだった。

指導教官には帝国主義論で著名な江口朴郎教授をお願いしたくて参上すると、私が中国研究なので逡巡（しゅんじゅん）されていたが、「まあ、いいでしょう」と引き受けてくださった。

当時、国際関係論課程には、気鋭の中国政治史学者・衛藤藩吉助教授がおられ、衛藤先生は後に「中嶋君は僕の授業を拒否しまして……」とよく言われたが、アカデミズムに疎かった私には、江口先生しか念頭になく、また衛藤先生の授業が土曜日だったので、週末は私が生活のために開いていた「霞ヶ丘バイオリン教室」のレッスン日に当たっていたからでもあった。なお、その時の私の生徒の一人が、異色の社会学者として現在活躍中の宮台真司君である。

国際関係論課程の本拠は駒場だったが、本郷の授業では、斉藤真教授のアメリカ外交史が中国研究の上でも大変有益であり、京極純一教授にはバーナード・クリック

の難しい英文テキストで政治学の真髄を学んだ。授業のたびに小室直樹氏（現在、評論家）が京極先生に食いついていた。

駒場では、兄貴分のような国際関係史の斉藤孝講師に助言を受け、そして国際政治史の江口ゼミの自由な学問的雰囲気からは、実に多くを学んだ。

『日本経済新聞』二〇〇四年一月三〇日

#### 一四、中国共産党研究に没頭

東大大学院に入学する前後から、熾（し）烈化したソ連と中国のイデオロギー論争が中ソ対立へと発展していき、私は「エコノミスト」や「思想」に、中ソ論争や現代マルクス主義を巡る論文を書き始めていた。

それらの論文に注目してくれた青木書店の編集者が企画を通してくれ、現代中国を分析する著書を執筆する機会を与えられた。大学院に入ったとはいえ、自分の将来がどうなるのかも定かでない不安の中で、毎晩本郷の東大図書館に残って、一年間苦闘して書き下ろした六五〇枚の原稿が、一九六四年一月に『現代中国論—イデオロギーと政治の内的考察』と題して出版された。満二八歳の時であった。

そのころまでに『毛沢東選集』などは隅から隅まで読んであったので、神田の古本屋・篠村書店で埃（ほこり）

まみれになっていた戦前のソ連共産党の哲学教科書を見  
つけ、毛沢東の「実践論」「矛盾論」の種本であること  
を裏証することができ、また私自身が鼓舞された革命中  
国の内幕が、人民公社、「大躍進」政策など、多くの問  
題だらけであることを分析した。

今考えると、グラムシやトリアッティライタリア・マ  
ルクス主義の影響も残っているけれど、「毛沢東思想」  
や中国社会主義を批判することはタブーだったのに、若  
き日の私の最初の著作ということもあり、多くの書評で  
好意的に取り上げられた。半面、中国共産党べったりだっ  
た日本共産党系のメディアからはひどく攻撃され、広告  
も拒否された。しかし本書は以後、増補版も含めて三〇  
年以上にわたり一八版を重ねている。

大学院の修士論文は、『現代中国論』の第二部を書き  
直して、「転換期中国の政治過程」と題し締め切り時間  
寸前に提出したが、無事にパスして博士課程に進んだ。  
大学院仲間でも合評会があり、全員に批判されたが、遅  
れて来られた指導教官の江口朴郎教授が「まあ、諸君も  
中嶋君のように本を書くんですなあ」と最後にぼつり  
と言われた言葉が忘れられない。

〔『日本経済新聞』二〇〇四年一月六日〕

## 一五、「文革の真相」を雑誌に

一九六六年八月、「造反有理」を叫んで北京の天安門  
広場を埋め尽くした紅衛兵の出現に世界は驚嘆した。  
「プロレタリア文化大革命」が開幕したのである。

文化大革命を「人間の魂にふれる革命」だとたたえる  
風潮が強かっただけに、私は自分の目で確かめてみたかっ  
た。

たまたま孫文生誕一〇〇周年記念大会代表団の一員と  
して訪中する機会を得たのだが、当時は国家公務員の共  
産圏渡航が禁じられていて、国立大学教員になったばか  
りの私には、文部省からの許可が下りなかった。人事院  
総裁に直訴したりして単身香港経由で紅紅烈烈たる文革  
渦中に飛び込んで行き、一月一二日の人民大会堂での  
記念大会に間に合ったのである。

大会の主役は周恩来総理であったが、劉少奇国家主席  
と鄧小平総書記の姿が見えない。と訝（いぶか）ってい  
ると、この二人が舞台の右手から遅れて登壇したが、フ  
ラッシュの放列も拍手もなかった。その瞬間に私は「こ  
れが文化大革命だ」と実感した。周恩来は『毛主席語録』  
をかざして「毛主席万歳、万々歳！」を絶叫し、私が抱  
いてきた周恩来像は眼前で崩れていった。

こうした体験を経て上海に着くと、外灘（ワイタン）  
の平和飯店の壁には激しい武闘を伝える壁新聞が出てい



た。紅衛兵糾察隊に追われながら路上で拾ったガリ版刷りの小字報には「劉少奇が第一の実権派であり、第二が鄧小平である」と書かれていた。文化大革命を権力闘争の大衆運動化と見る私の視点は、こうして固まったのである。

次いで香港に滞在中、党内で孤立した毛沢東が北京を脱出して江青夫人らと上海から文革ののろしをあげたとの情報を入手した。私は当時、読売新聞機動特派員を依頼されていたので、大きな記事を書いたのだが、内容があまりにも衝撃的だとして印刷寸前にストップがかかった。そこで『中央公論』編集次長の粕谷一希氏が「毛沢東北京脱出の真相」と題して私の論文を掲載し、内外に多くの反響を呼んだ。台湾の李登輝前総統もその読者だったという。

『日本経済新聞』二〇〇四年一月二三日

### 一六、学園紛争で学生と対決

一九六五年秋、東京外国語大学の伊東光晴先生（経済学）から、私を歴史学（世界史）の教員に採用する話が進んでいるので、中国科の私の恩師・鐘ヶ江信光教授に会ってほしいとの思いがけない電話を頂いた。二度とこの大学の門はくぐるまいと思っただけなのに、こうして卒業七年目で母校に迎えられた。学生時代に学友

会委員長としての私の相手方だった小川芳男先生（英語教授法）が学長になっていて、異例の推薦の言葉を教授会で述べられたという。

教師としての私は、自分の学生体験に照らし、ゼミナール活動には力を尽くした。やがて私が担当の国際関係論講座が新設されたが、『歴史と未来』と題する中嶋ゼミの雑誌は、学外の識者の寄稿も頂いて現在までに通巻二六号を数えている。約二五〇人のゼミ生が広く国内外の第一線で活躍してくれていることが本当にうれしい。

ところで私が教壇に立って間もなく起こった学園紛争の嵐は、東京外大をも直撃し、東大、東京教育大と並ぶ「最重症三大学」になった。外大は中野区にあった日新学寮の管理運営問題が全共闘学生の格好の攻撃材料となり、六八年一二月には大衆団交、というよりは教官の吊るし上げが、報道陣を閉め出した密室の講堂で延々三日間にわたって行われた。

東大紛争が目ざされたもうひとつの理由は、全共闘を支持するいわゆる造反教官が多いことだった。文学の安東次男教授は教授会による辞職勧告を受けたが、ロシア文学の原卓也助教授（後に学長）、仏文学の岩崎力助教授らのことがマスコミでよく報じられた。

一方、まだ講師だというのに教授会代表委員に選ばれた私は、紛争の渦中に立って学生側と対決し、坂田道太文相との交渉にも臨んで東大、東教大が中止した入試を

断行した。半年近いバリケード封鎖が機動隊によって解除されたとき、私の研究室は水や油や火で徹底的に荒らされていたが、学園紛争とその人間模様は、一つの忘れがたい道程であった。

『日本経済新聞』二〇〇四年一月二〇日

## 一七、初の訪米、文化に圧倒

若き日にその渦中で体験した文化大革命と学園紛争は、私自身の思想的な転換を大きく促してくれた。加えて一九六七年春の初の米国旅行がある。激動の中国から帰国後、国際文化会館の松本重治先生から、日米知識人会議がウイリアムズバーグであるので文化大革命について報告するようにとのお電話を頂いた。旅費はファーストクラス分だからそれで妻も同伴してはとのこと。

日本側は笠信太郎、桑原武夫、貝塚茂樹、加藤周一、坂本義和の各氏ら、米側はE・ライシャワー、D・リースマン、ダニエル・ベル、S・ホフマン、R・スカラピーノの各氏らそうそうたる顔ぶれで、最年少の私たちは新婚旅行のようだと言われた。

ベトナム戦争と文化大革命がテーマのこの会議以来、『平和の代償』の永井陽之助教授（東京工大）の知遇を得ることとなったが、会議後に米国各地を訪れて見たアメリカ文化に圧倒された。

学園紛争收拾後に私は外務省特別研究員として香港に留学した。一九七〇年にはモスクワの国際歴史学会で初めて英語で報告。「中国のトロツキー」彭述之夫妻をパリの亡命先に訪ね、実娘の程映湘さんとその夫クロード・カダール氏（ともに中国学者）とは生涯の友になった。そのころには私はマルクス主義からは遠い地点に立って、創刊間もない雑誌『諸君』に連載した「私の香港通信」では、七〇年三月の時点で米中接近を予測することもできた。亡父が抱えた負債も香港から送金して完済し、二男二女の子どもにも恵まれた。

つい先ごろ、私が部会長を務める中央教育審議会大学院部会で、経済学者の青木昌彦氏（スタンフォード大学名誉教授）から米国の高等教育に関する優れた報告を受けた。私の隣席の彼は、六〇年安保の時期に、現代革命運動の理論家として颯爽（さっそう）と登場した紅顔の東大生・姫岡玲司（筆名）君にはかならない。あれからもう半世紀に近い歳月が流れている。

『日本経済新聞』二〇〇四年一月二七日

本稿は、『日本経済新聞』紙上に、二〇〇四年八月七日（二〇〇四年一月二七日）にわたって掲載された。なお、転載にあたり、一部の表記を改めた。

## 編集後記

★予定よりやや遅れましたが、中嶋ゼミの会の『歴史と未来』第二十七号が完成し、会員の皆様にお届けすることができ、ホッとします。中嶋嶺雄先生退官記念号と銘打った第二十六号の刊行から四年近く。少しばかり長いこの間隔は、先生のご研究・教育の場が東京から秋田に移るなど、ゼミの会を取り巻く環境にも大きな変化があったことを思えば、やむを得なかったことと考えます。

しかし、中嶋先生も交えて二〇〇五年初夏に今号の発行をゼミの会幹事会で決定して以降は、特集「民主主義のコスト」への寄稿をお願いした会員諸氏から力作が続々と編集委員会の元に届き、『歴史と未来』発行継続への熱い思いを感じることができました。特集に限らず、執筆依頼を快諾してくださり、多忙な中、玉稿を寄せて頂いたゼミの会会員の皆様にも心からお礼申し上げます。

編集作業の過程では、会員からの激励の言葉とともに、かつてはゼミの会幹事会の運営や

『歴史と未来』編集の中核を担った学生が不在という新たな環境変化を受けて、「今後のゼミの会の活動をどのように進めていくか議論も必要ではないか」といった貴重な意見も伺いました。前号の編集長を務められた勝又美智雄先輩（現・国際教養大教授）がその編集後記で記されているように、「ひとつの時代を終えて、次にどんな時代をつくっていくか」、中嶋ゼミに集った筆者、読者の皆さんと共に考えていきたいものです。

（伊藤）

★『歴史と未来』第二十七号の編集メンバーの一人としてひとこと。皇居の緑を望む東京會館（東京・丸の内）の会員制「ユニオン・クラブ」の一室で、中嶋学長を囲んでゼミ仲間が『歴史と未来』刊行に向けた構想を練り上げたのが一年半あまり前。基本テーマは「民主主義のコスト」という中嶋学長の提案は、参加者全員にすんなり受け入れられた。次なる計画はそれぞれ分野で活躍するOBへの原稿依頼の割り振りなど。それから一年あまりの後、伊藤努・編集長（時事通信）と秋田から駆けつけた山崎直也・副編集長（国際教養大）と小生の三人が、東京・

東銀座にある時事通信本社ビルに集まり、原稿の直し・点検のための編集会議を一回開催した。あとはEメールの交換だけで編集作業は粛々と進められた。

I T時代の雑誌作りは、前世紀のそれと比べ、格段に進化した。秋田にいよいよがカイロ、香港だろうが、ほとんど地理的な遠隔性に関係がない。世界はグローバル化し、各国ではナショナルイズムが台頭している。中嶋学長とゼミOBが世に送り出す『歴史と未来』第二十七号にそんな二一世紀の縮図を見出すことができるはず。伝統ある中嶋ゼミの志が次号にも受け継がれることを祈念したい。

（濱本）

★前号に引き続き編集に参加させていただきました。若干遅くなりましたが、無事刊行にこぎつけて安心しております。

原稿をお寄せいただいた執筆者の皆様、広告をご出稿くださったビジネス社、扶桑社、文藝春秋社（五〇音順）の担当者の皆様、田端印刷の佐藤麻衣子様に、あらためて御礼を申し上げます。

（山崎）

『歴史と未来』第27号 特別頒布価格¥800

---

発行日 2006年12月28日  
編集発行人 伊藤 努  
発行所 中嶋ゼミの会  
秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱193-2  
国際教養大学 山崎直也研究室気付  
TEL: 018-886-5882  
E-mail: zeminokai@aiu.ac.jp  
印刷所 田端印刷株式会社  
宮城県仙台市宮城野区日の出町2-5-14  
TEL: 022-284-1505

---

©禁無断転載 © 2006

中華民族史上初の民主国家の誕生。  
当事者が明かす舞台裏!

# 李登輝実録

台湾民主化への蔣経国との対話

中国国民党政権が誕生後、長らく戒厳令下にあった台湾。  
その台湾を民主国家にする大きな役割を果たした著者が、  
もう一人の貢献者・蔣経国と交した政策論。

台湾の李登輝前総統が1984年5月に蔣経国総統の下で副総統に就任してから1988年1月に蔣経国総統が逝去し、副総統の李登輝氏が史上初の台湾人総統として誕生するまでの約4年間の二人の対話を軸にした貴重な歴史記録。

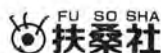
著 **李登輝**

監訳 **中嶋嶺雄**

訳 瀬谷司  
清水麗  
山崎直也  
山本秀也  
吉川直矢  
米岡哲志



発行・産経新聞社 ■ 定価 3,000円



お問い合わせ先/扶桑社・販売グループ  
〒105-8070 東京都港区海岸1-15-1 ☎03-5403-8859 (月～金 10:00～17:00)  
<http://www.fusosha.co.jp> 定価は税込です。

# 歴史の嘘を見破る

——日中近現代史の争点35

## 中嶋嶺雄 [編]

### 新しい日中関係を構築するために

日清戦争、満洲事変、盧溝橋事件、731、靖国問題……中国側の歴史認識は間違いだらけ。斯界の第一人者たちが、今こそ論争に終止符を打つ。「これが歴史の真実だ!」

定価945円(税込)



## 文春新書

文藝春秋

〒102-8008 東京都千代田区紀尾井町3-23  
TEL.03 (3265) 1211 <http://www.bunshun.co.jp>

中嶋嶺雄  
古森義久

- 北京五輪は無事にすむのか?
- 中国の経済と軍事力はどれほどの脅威か。
- 媚びる外交をいつまで続けるのか。

ISBN4-8284-1165-8

四六ハートカバー 定価1575円(税込み)

# 中国暴発



なぜ日本のマスコミは真実を伝えないのか

中嶋嶺雄  
古森義久

- 緊張感増す米国・中国の駆け引き。
- 台湾問題、北京五輪、中国共産党大会、上海万博、北朝鮮を巡る攻防。
- 2007年から世界情勢の大転換が始まる。

ISBN4-8284-1322-7

四六ハートカバー 定価1575円(税込み)

# 米中新戦争

暴走する中国、  
封じ込めるアメリカ



〒105-0014 東京都港区芝3-4-11  
芝シティビル

ビジネス社

<http://www.business-sha.co.jp>  
TEL03 (5444) 4761 FAX03 (5444) 4762